

国連パレスチナ分割決議案成立の政治的背景
- UNSCOP の対応とアドホック委員会での議論を中心として -

岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程 佐藤寛和

序章

- (1) シオニズムとパレスチナ問題
- (2) これまでの研究

第一章 パレスチナ問題の「国際化」：国連の介入

- (1) 強硬姿勢を示したアラブ側の対応
- (2) シオニストの戦略とその思惑
- (3) 「分割案」と「連邦案」が示したパレスチナの将来的展望

第二章 分割決議案の成立と消えた単一国家案

- (1) UNSCOP 勧告案についての評価
- (2) 分割案実施をめぐる英米ソの攻防
- (3) 分割案反対派の見解とその根拠

第三章 国連パレスチナ分割決議案の可決とその政治的背景

- (1) パレスチナ撤退を決めたイギリスの政治的決断
- (2) パレスチナ問題に直面したフランスの葛藤
- (3) ソ連の分割案支持に潜むイギリスの「存在」
- (4) トルーマンの内政上の思惑と国務省との軋轢

結語

序章

(1) シオニズムとパレスチナ問題

19 世紀後半から 20 世紀前半にかけ、ロシア・東欧を中心に多くのユダヤ人が、パレスチナへと移民してきた。シオニストは、シオニズム実現のために、聖書に由来する領土を要求し、新たな民族主義運動の発祥として「エレット・イスラエル (Eretz Yisrael、イスラエルの地)」を希求した。民族的覚醒として始まった近代シオニズムは、ユダヤ人国家建設の手段として「故国」の宗教的解放と歴史的紐帯を引き合いに出し、その目標となる領土にパレスチナを選択したのである。パレスチナへのユダヤ人の移住は、「アリヤー」(ヘブライ語で“昇る”の意)と呼ばれ、その第一期は 1882 年～1903 年、第二期は 1904 年～1914 年、第三期は 1918 年～1923 年、第四期は 1924 年～1928 年、第五期は 1929 年～1936

年、そして第六期は1936年～1939年と続いた¹。この移住を通じて、パレスチナのユダヤ人社会は、後のイスラエル国家の原型を築いていくことになる。

シオニズムは、近代ヨーロッパにおける国民国家の成立を背景に、差別と迫害の被害者であったユダヤ人の間に、宗教文化を基盤とする共同体意識として19世紀中頃に立ち現れた思想である。旧約聖書にあるシオニズムの語源シオン（Zion）とは、神殿が置かれたエルサレムの聖なる丘を指している。シオニズム運動は、エルサレムが位置するパレスチナの地は古代ユダヤ人が神から与えられた「約束の地」として旧約聖書で明示的に書かれていることをひとつの拠り所として、ユダヤ人がユダヤ教の聖地である「シオンの丘」へ帰還して民族的郷土としてのエレット・イスラエルを取り戻すことを目指した。ユダヤ人は、長いディアスポラ（離散）の状態にありながらも、ユダヤ教と旧約聖書を精神的な支えに、民族としての一体性を保ち続けた。パレスチナの地をめぐる神との契約は、シオニズムを正当化するのに好都合であり、シオニズムを生み出す原動力になったのである。

シオニズム思想を初めて体系化したのはドイツの社会主義者モーゼス・ヘス（Moses Hess）とされている²。ヘスの思想のうち、その後のシオニズムの諸思潮すべてに引き継がれたのは、ユダヤ人を近代ヨーロッパの諸国家の主体となったのと同様の「民族」と考えた点にある。近現代イスラエル研究者の大岩川和正によると、ヘスは主著『ローマとエルサレム』（1862年）のなかで、ユダヤ人を、フランス革命によって世界史に初めて出現したような、近代固有の歴史的範疇としての「民族」と規定した³。ヘスにとってシオニズムとは、ユダヤ人であることを積極的に肯定するものであった。それは同時にユダヤ人が他の諸民族とは区別されるべき存在だという根拠と結びついていたのである。ヘスは、ユダヤ人問題の解決のため、「ユダヤ民族国家」の建国を求めたが、この段階ではパレスチナへの入植は始まっておらず、観念のなかの理想郷としての性格を出るものではなかった。アラブ原住民との対立や、パレスチナをめぐる国際政治もほとんど視野に入っておらず、ヘスにとっての関心はヨーロッパのユダヤ人に民族意識を確立させることであり、ユダヤ人国家建国はその手段として位置づけられた。

このような環境のなかで、シオニズム運動に重要な役割を果たすことになったのが、テオドール・ヘルツル（Theodor Herzl）である。彼は1896年に『ユダヤ人国家』を発表し、政治的シオニズムのイデオロギーを提示した⁴。それは、ユダヤ人がそれぞれの国家に同化するのとは不可能であり、ヨーロッパでの迫害や差別からユダヤ人を救う唯一の解決法は、ユダヤ人国家を建設せねばならないというものであった⁵。ヘルツルによると、ユダヤ人はユダヤ教のみならず、被疎外者意識や、迫害の歴史によってもその結束を保ってきた。デ

¹ 森まり子『シオニズムとアラブ - ジャボティンスキーとイスラエル右派 1880～2005年 -』（講談社、2008年）、10頁。

² 大岩川和正「パレスチナ問題とイスラエル建国」『国際問題 155号』（日本国際問題研究所、1973年）、15頁。

³ 大岩川、同書、16頁。

⁴ Herzl, Theodor. *Der Judenstaat* (Wien: Breitenstein, 1896). (テオドール・ヘルツル著、佐藤康彦訳『ユダヤ人国家 - ユダヤ人問題の現代的解決の試み』（法政大学出版局、1991年）。)

⁵ ヘルツル、同書、28-34頁。

ィアスポラのユダヤ人は、国民国家の要件である国家、言語、文化を共有していなくとも、迫害の過去と歴史を共有するがゆえに「歴史的な集団」をなしており、したがって民族である。このような論理によって、シオニズムは、領土も国家も持たないこの集団を「国民」に組みかえようとしたのである⁶。まさに、シオニズムは、旧約聖書に基づいてパレスチナ地域を、「約束の地」として領有しようとするものであり、非宗教的な建国運動に宗教的根拠づけを与えようとするものであった⁷。

ヘルツルは、ユダヤ人問題の歴史性を現実的に即して理解していたために政治主義へと傾倒した。幻想を排するように努め、西欧列強の外交力・政治力の支援を得ることが、政治的シオニズムの根幹であった。このため、政治的シオニズムは西欧列強の帝国主義的政策と結合せざるを得ないという側面を持ち合わせることになった⁸。シオニズム運動は、こうすることで初めて観念の世界から現実の行動へと発展する基礎が築かれたのである⁹。この意味において、今日まで混迷を極めているパレスチナ問題の根源は、1917年のバルフォア宣言や1947年のイスラエル建国よりも古く、19世紀末まで遡ることができる。

ヘルツルの死後、シオニズムは新たな段階を迎えることになる。特に第一次世界大戦は、シオニズムの進展にとって重要な外在的要因となった。後にイスラエル初代大統領を務めるハイム・ワイツマン (Chaim Weizmann) は、1917年にイギリスのアーサー・バルフォア (Arthur Balfour) 外相からバルフォア宣言を引き出すことに成功し、イギリスの庇護のもとユダヤ人の入植を進めることを可能とした。バルフォア宣言は、シオニズム運動を活性化させただけでなく、運動の分水嶺となるような大きな節目ともなった。バルフォア宣言が国際連盟によって認知され、イギリスがパレスチナの委任統治国になって30年の時間が流れてみると、パレスチナのユダヤ人入植地は、1917年当時の規模の12倍に膨れ上がっていた¹⁰。しかしながら、バルフォア宣言は、その領域内に居住する大多数の原住民の存在と願望を決して反映したものではなかった。

1930年代、ヨーロッパにおいてファシズムが猛威をふるい、ドイツでナチスがユダヤ人

⁶ 度会好一『ユダヤ人とイギリス帝国』(岩波書店、2007年)、137頁。

⁷ 『ユダヤ人国家』出版の翌年にあたる1897年、ヘルツルはスイスのバーゼルで第一回シオニスト会議を開催した。同会議において、「シオニズムはパレスチナの地に、ユダヤ民族のための公的な法によって保証された郷土を創設することを目的とする」と述べた「バーゼル綱領」が採択された。これによると、その手段として①ユダヤ人の工業・農業労働者のパレスチナ移民送り出しを推進する、②全世界のユダヤ人を組織化する、③ユダヤ人の民族意識を強化する、④シオニストの目的達成のため、関係諸政府の同意を取り付ける、という四項目を定めた。この綱領実現のために結成され、ヘルツルを議長に選出したシオニスト機構は、1948年のイスラエル建国まで、「ユダヤ国家」建設の中心的な担い手となった。この意味でヘルツルは「近代シオニズムの父」と呼ばれるようになる。奈良本英佑『パレスチナの歴史』(明石書店、2005年)、54頁。

⁸ 近代シオニズムには政治的シオニズムの他に、パレスチナへの直接的な移民・入植を行うことで建国に導く実践的シオニズム(社会主義シオニズムもしくは労働シオニズムとも称される)、ヨルダン川東岸までユダヤ国家建国を目指した大イスラエル主義を標榜する修正主義シオニズム、パレスチナをユダヤ人の精神的センターとすることを主張した文化的シオニズム、ユダヤ教信仰の立場からシオニズム運動を進めた宗教シオニズムなどが存在した。これらの潮流は様々な社会思想から影響を受けたものであり、その理念は多種多様であった。臼杵陽『イスラエル』(岩波書店、2009年)、39頁。

⁹ 大岩川和正「パレスチナ問題とイスラエル建国」『国際問題』第155号(1973年2月)、18-19頁。

¹⁰ 度会、前掲書、170頁。

への迫害を強めると、パレスチナへのユダヤ人入植者が急増することになる。この時期はシオニズム運動にとっても、またパレスチナのユダヤ人社会の発展にとっても非常に重要であった。ナチス政権成立を契機にドイツ系ユダヤ人を受け入れることで、パレスチナにおけるユダヤ人社会は経済的に自律可能な社会へと成長していった。彼らがこれまでの入植者と異なっていたのは、シオニズムに共感した自発的な移民ばかりではなく、シオニズムに無関心な資本家階級も多数含まれていたことであった。イギリス委任統治政府によれば、「資本家」の категорияに分類される移民者が全体の 55%にも達しており¹¹、多くの資本と技術がパレスチナに輸入されたのである。ドイツ系ユダヤ移民は、後のイスラエルの国民経済が発展するための礎を築いたと評価されている¹²。それに対し、アラブ人は、ドイツ系ユダヤ移民によって資本家の出現や産業の発展を妨げられ、社会構造と経済構造は大きくゆがめられた。ヨーロッパ出身のユダヤ人は、パレスチナに居住していたアラブ人と外見はもちろん、言語、文化、宗教、習慣など、あらゆる意味で「異質」な存在であった。彼らは「イシューヴ」と呼ばれるユダヤ人社会を構築し、独自の発展を遂げるようになった。アラブ人の反乱は 1920 年代から散発的に起こっていたが、1936 年に始まったアラブ大反乱¹³は、ユダヤ人とアラブ人の対立が深刻であることを如実に示したものだ。これら両者のナショナリズムとアイデンティティを巡る闘争は、激しさを増すばかりであった。このような状況下において、イギリスの委任統治行政は、次第にコントロールを喪失していき、ついにイギリス政府は委任統治の権限を放棄し、パレスチナ問題の処理を国際連合（以後、国連と表記）に委ねることになった。

国連は、パレスチナ問題の解決を図るために、国連パレスチナ特別委員会(United Nations Special Committee on Palestine: UNSCOP)を設置し、両民族の紛争解決の提案を指示した。現在知られているところのパレスチナ分割案は、この UNSCOP による草案に基づくものである。国連は、1947 年 11 月 29 日、パレスチナ分割決議案（国連総会決議 181 号）を採決し、アラブ人とユダヤ人の両者に独立国家の樹立を認めることで紛争の解決を図ろうとした。しかし、この分割案は現実に履行されることなく、翌年には両民族の

¹¹ 白杵、前掲書、60 頁。

¹² イギリス委任統治政府は、1 千パレスチナ・ポンド以上の資産をもったユダヤ人移民を「資本家」とみなして通常の移民制限枠を適用せず、彼らに対して無制限なパレスチナへの入国を許可していた。その結果、1930 年から 36 年までに、約 3350 万ポンドもの資本がパレスチナに輸入されることになった。その資本の約半分は建設部門、約 700 万ポンドは工業部門、約 600 万ポンドはパレスチナの主要作物である柑橘類栽培を中心とした農業部門に投資された。これら大規模な資本の輸入は、パレスチナでのユダヤ人経済の発展を急速に促すこととなった。同書、61 頁。

¹³ 委任統治支配とユダヤ移民急増という政治的不満に対応して、パレスチナのアラブ人指導者でアラブ高等委員会議長であるハッジ・アミン・アル・フセイニー (Haji Amin al-Husseini) は委任統治政府にユダヤ人移民を制限し、かつユダヤ人への土地売却を禁止するよう求めて 1936 年にゼネスト突入を宣言した。武装したアラブ民衆は、都市や農村で一体となりながら、強い結束を示し、ユダヤ人入植地やイギリス機動隊に襲撃を加え続けた。この反乱はパレスチナ委任統治体制の矛盾をさらけ出すことになり、パレスチナ問題が極めて深刻な段階に進んでいることを証明するかのような事件であった。この大反乱を機に、イギリスはロバート・ピール卿 (Lord Robert Peel) を団長とする王立調査団をパレスチナの現地調査目的で派遣した。1937 年 7 月に公表されたピール報告書は、アラブ・ユダヤ両民族の平和共存を不可能であると、当面 5 年間のユダヤ移民制限を課して、パレスチナをユダヤ国家とアラブ国家、およびイギリスの委任統治地域に三分割することを提案したものであった。奈良本、前掲書、105-110 頁。

間で大規模な戦闘が勃発した。第二次世界大戦直後からパレスチナ全土において散発的な衝突が生じていたが、分割案可決はアラブ・ユダヤ両民族の緊張を過度に高めるよう作用し、1947年末から本格的な戦闘が両民族間で開始された。既に当時のユダヤ側の軍事力は軍備を整えるための経済力を含め、その質や組織力の面からパレスチナ・アラブ側を凌いでいた。その結果、指導者層を含めた中産階級以上のパレスチナ人は、紛争地域からの避難を強いられることになった。この避難はドミノ現象のように多くの市民に影響を及ぼし、家族から隣人、隣人から街頭、そして街頭からその地域一帯へと続いた¹⁴。その先駆けとなったのは、ハイファ、ヤーファ、エルサレムなどの主要都市であった。これらの都市のパレスチナ人の多くは、ナザレ、ナブルス、ガザ（それぞれアラブ国家予定地内）、あるいはアンマン、ベイルート、カイロなどの国外に避難した。避難の要因は、ユダヤ国家に取り残された場合の失業や差別に対する恐れ、食糧不足、治安の悪化、パレスチナ・アラブ社会の構造的脆弱性などが挙げられている¹⁵。

国外に避難した中産階級以上のパレスチナ人は、自らの亡命を一時的なものであると考えていた¹⁶。彼らはこの困難を乗り切るだけの資金を有しており、現地の富裕な親族の存在も避難を可能にした。他方、一般市民にとって、避難は貧困への転落に他ならなかった。富裕層の避難はパレスチナ・アラブ社会と経済に深刻な打撃となり、パレスチナに留まった貧困層や農民にも動揺を与えた。両民族の混住した都市ではコミュニティ間の衝突が激しくなり、戦闘が長引くにつれ、移動、通信、失業、食糧配給の問題はその度合いを増していった。1948年3月までに、約75,000人のパレスチナ人が難民化したと見られている¹⁷。1947年11月29日、国連総会における国連パレスチナ分割決議案可決から、イスラエル建国の日当たる1948年5月15日までに、約38万人のパレスチナ人が難民となった。国連の報告（United Nations Relief and Works Agency: UNRWA）では、第一次中東戦争終結までにその数は約2倍となり、72万人に達した¹⁸。

以上のような歴史的な過程を経てパレスチナ問題解決を付託された国連は、1945年6月にサンフランシスコでの国連憲章調印を経て発足し、戦後の新たな平和維持・民族自決の支援、経済・社会問題の解決や人権、環境など、広範で多角的な役割を期待された。まさ

¹⁴ Morris, Benny. *The Birth of the Palestine Refugee Problem, 1947-1949* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), p.286.

¹⁵ Morris, Benny. *The Birth of the Palestine Refugee Problem, Revisited* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004), pp.590-591.

¹⁶ *Ibid.*

¹⁷ Morris (1987), *op.cit.*, p.30.

¹⁸ 国連は、第一次中東戦争によって発生したパレスチナ難民の困窮した生活の改善を促すために緊急支援策を模索することになる。1949年12月8日の国連総会決議302(IV)によって設立された国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、パレスチナ難民の直接的支援を実施するため、その任務を1950年から開始した。アラブ諸国は、決議194に規定された難民の帰還権を脅かさないことを前提にUNRWAの活動を容認した。UNRWAはレバノン、シリア、ヨルダンの三か国と、ヨルダン川西岸およびガザ地区の二地域で、教育、医療、社会福祉、職業訓練などの基礎的なサービスをパレスチナ難民に提供してきた。設立当初、UNRWAは時限的な機関と想定されていたが、難民問題の政治的解決が進展せず、難民数も増加していることからその需要も途絶えることがないため、現在も国連総会によって定期的にその存続が決議されている。MaCann, Paul, *The Role of UNRWA and the Palestine Refugee*, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.15, No.4 (2008) and Vol.16, No.1 (2009), pp.83-89.

にパレスチナ問題は、国連の黎明期において、国際社会の注目する事案のひとつとなっていた。しかしながら、パレスチナ分割案が起草された1947年は、すでに米ソの冷戦構造が明確化しつつある時期でもあった。戦後世界は、圧倒的な軍事力を保持した両国が対立と妥協を繰り返しながら、世界全体を政治的に支配しつつ、国際秩序を維持する時代に入ったのである。戦後の国際政治は米ソの冷戦構造と切り離せるものではなく、それは国連の舞台でも同様であった。ところがパレスチナ分割案をめぐる問題では、米ソ両国が結果として協調することになり、単純な冷戦構造、つまり米ソ対立という形とは異なる様相を呈することとなる。パレスチナ問題をめぐる国連での議論は、ユダヤ難民救済という人道的な主張のみならず、各々の内政問題も含めた複雑な政治的背景と密接に関わっていたからである。

国連が採択したパレスチナ分割決議案は、国際社会によるイスラエル国家建国へのお墨付きと見なされ、翌年の第一次中東戦争の呼び水となった。パレスチナ分割決議案は、パレスチナ住民の大多数の意思を顧みないまま、パレスチナの地にシオニスト国家を創設することを意味していた。シオニスト指導者はアラブ人とは対照的に分割案を了承し、それをシオニズムの勝利と見なした。これに対するアラブ側の反発は、ユダヤ側に抗戦の口実を与えることで、第一次中東戦争の勃発とパレスチナ難民の発生を招いた。つまり、UNSCOPによる活動、アドホック委員会での議論、分割決議案の可決、その後のパレスチナでの騒乱は一連の出来事として捉えるべきであり、国連による決断は、パレスチナの歴史と政治において重大な契機であったと考えられる。このように19世紀末に台頭したシオニズムとユダヤ移民に端を発したパレスチナ問題は、国連によって採択されたユダヤ国家建国承認という事態によって新たな展開を見せることになる。そして、その事態こそが現在まで連なる混迷した政治的様相を中東地域にもたらす歴史の「屈折点」となったと考えられるのである。

(2) これまでの研究

イスラエル建国期を描いた先行研究は数多く存在しているが、シオニズムとユダヤ国家創設までの歴史を描いた研究として、まずウォルター・ラカー (Walter Laqueur) の *A History of Zionism* [1972]¹⁹ を取り上げなければならないだろう。モーゼス・ヘスに始まる近代シオニズムの登場から、イスラエル建国までを思想的、政治的視点から描いたこの著作は、ドイツ語、ロシア語、ヘブライ語、英語といった数多くの文献資料を用いて記述されており、シオニズム理解のうえで貴重な文献として今日でもその学術的重要性を失っていない。ラカーはパレスチナの分割について、「国連の分割という決断は、シオニスト運動にとって突破口を開く最後の機会であったであろう。アメリカとソ連は、パレスチナの分割

¹⁹ Laqueur, Walter. *A History of Zionism*, Weidenfeld and Nicolson, London, 1972 (ウォルター・ラカー著、高坂誠訳『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』、第三書館、1981年)。

こそ、唯一実行可能な解決であるとの決断を下した」²⁰と、国連による決断こそシオニストの願望を満たす上で、重大な機会であったとしている。

一方で、近代パレスチナの歴史を検討するものとしては、エドワード・サイード (Edward Said) が挙げられる。彼は、パレスチナ問題においても、いわゆるオリエンタリズム的思考、植民地主義的思考が影響を与えており、アラブ蔑視という従来型の西洋における思想体系にシオニストも与してきたことを例証したのであった²¹。その思想は、シオニストにとってパレスチナ入植を喧伝するうえで好都合な内容を含むものであり、サイードは、19世紀末からのユダヤ移民、それに続くバルフォア宣言およびイスラエル国家建国を独善的に正当化してきたシオニズムを批判的に捉えた。彼のシオニズム批判が、分割案反対を訴えたアラブ側の言動と類似していることは興味深い。パレスチナ人としてサイードは、パレスチナに向けられた歪んだ「表象」と矛盾に満ちた「正義」について鋭く指摘したのである。

イスラエル建国をめぐる歴史論争は、1980年代に入ると新たな展開を見せた。「新しい歴史家 (new historians)」²²と称されるイスラエルの研究者たちが、イスラエル建国期の歴史やパレスチナ難民の発生について実証的な研究を試みたからである。それまでイスラエル社会とパレスチナ社会では、1948年に発生した出来事について、異なる「歴史的ナラティブ」が存在してきた。1948年の出来事は、イスラエルでは「独立戦争」と呼ばれ、パレスチナではアラビア語で大破局を意味する「ナクバ (Nakba)」と呼ばれてきた。イスラエルは建国後、パレスチナ人の追放の事実や追放政策の存在を否定してきた。難民発生の原因は、パレスチナ・アラブ指導者の避難命令であり、イスラエルが責任を負う事案ではない。1948年戦争 (第一次中東戦争) はアラブ諸国によるイスラエル殲滅を目的とした戦争であり、自国の行動は正当防衛だとする「語り」のなかで建国を正当化し、パレスチナ難民の問題とナクバの記憶を否定する国民的記憶となってきたのである。一方でパレスチナの側では、イスラエル建国がパレスチナ・アラブ社会を破壊したのであり、難民を生み出したのはシオニストによる追放政策だとしている。シオニストは可能な限りイスラエルの「純化」を切望したのであり、この思考こそがナクバを引き起こした元凶なのであった。

新しい歴史家たちは、イスラエル建国期に関する神話²³を壊し、保守派の「語り」に挑戦し、1990年代に活性化したポスト・シオニズム論争²⁴を牽引した結果、これまでのシオ

²⁰ ラカー、同書、834頁。

²¹ Said, Edward. *The Question of Palestine*, Times Books, New York, 1979, (エドワード・サイード著、杉田英明訳『パレスチナ問題』、みすず書房、2004年)。

²² イスラエル建国期の難民問題に関する研究を促進した要因は、イスラエルのアーカイブス史料の公開基準を定めた「国家アーカイブス法」によって実証主義的な史料研究が可能になったことに関係している。その結果、行政・外交関係文書は作成の30年後から、軍事関係文書の公開は原則50年後から閲覧可能になった。公開された史料を用い、実証的な研究を行なったイスラエル人研究者は「新しい歴史家」、あるいは「歴史修正主義者」と呼ばれ、イスラエルの建国史に批判的な視点を当てることになった。

²³ イスラエル建国を正当化する政治的な「神話」については、以下の文献で詳細に述べられている。Flapan, Simha. *The Birth of Israel: Myth and Realities*, Pantheon Books, New York, 1987.

²⁴ ポスト・シオニズム論争における具体的な主要テーマについては、以下の問題群が挙げられる。第一がパレスチナ難民問題の発生について、第二がシオニストとトランス・ヨルダンの共犯関係について、第三

ニストによる伝統的な説明は根本から問い直されることとなった。その先頭に立ったのが、ベニー・モリス (Benny Morris) である。彼はこれまでのアラブ側、イスラエル側、両者の政治的プロパガンダに挑戦し、これらを特定の要因のみを強調する恣意的な議論であると見なした²⁵。このイスラエル側の公式見解への公然たる攻撃は、イスラエル社会に衝撃を与えた。その後、「新しい歴史家」の最左派に位置づけられるイラン・パペ (Ilan Pappé) は、パレスチナ難民問題について「民族浄化」という視点を提起した²⁶。彼は、「難民は戦争の結果として発生した」というモリスの考えを一步進め、戦争それ自体がパレスチナ人を追放する手段だったと述べ、そうしたアイデアがシオニストの思想に内在するものだったと主張したのである。これらはパレスチナ分割案に焦点を当てたものではないものの、ポスト・シオニズム論争のなかで、イスラエル建国期の歴史においてこれまで語られてこなかった新たな論拠をイスラエル人およびパレスチナ人に提供したのである。

国連のパレスチナ分割案を再考することで、1947年以降のパレスチナ問題の本質に迫ったのが、パレスチナ人歴史家のワリド・ハリディ (Walid Khalidi) である。ハリディは、「この分割案は、パレスチナ住民の圧倒的な大多数の意思を顧みることなく、パレスチナ人の土地にシオニスト国家を創設することを容認するものであり、長期間にわたって熟考され、遅延していたパレスチナの占領を開始する青信号だった」²⁷と述べ、分割案の原罪性を指摘した。国連分割案が、その内容から見てアラブ側の承諾する可能性の低い勧告案であったことの不公正にも疑問を呈した。まさに彼は、この所業をパレスチナ人およびアラブ人が不当に扱われてきた歴史の行き着いた先だと考えた。

分割案可決に重要な役割を果たしたアメリカの動向についての検討は、第33代アメリカ大統領ハリー・トルーマン (Harry Truman) が自らの回顧録のなかで言及している。本書はパレスチナ難民の発生およびイスラエル建国時の問題を主眼に置いているわけではないものの、当問題についてトルーマンがどのような認識を抱いていたのかを知る上で貴重な資料である²⁸。彼のパレスチナ問題についての詳しい見解は本稿で後述するが、彼はこの回顧録のなかで、分割案こそ両民族の平和的な関係構築に与するであろうとの「理想主義的」な考えを示し、ユダヤ国家創設の道義的根拠としては、戦災で困窮していたユダヤ難民の救済を意識していた。そしてこのことは、その他の文献におけるトルーマンへの言及とも概ね一致しており、これをトルーマンのユダヤ問題に関する基本的な考え方とみなして良いように思われる。

国連とパレスチナの関係性に焦点を当てながら、アラブ側、ユダヤ側双方からの視点で

はイギリスのパレスチナ政策について、第四はアラブ諸国の戦争目的について、第五は1950年代初頭のイスラエルとアラブ諸国との和平交渉の失敗についてである。白杵陽「イスラエル現代史における修正主義」『シリーズ歴史学の現在・4、歴史における修正主義 歴史学研究会編』(青木書店、2004年)、58頁。

²⁵ Morris, Benny. *The Birth of Palestinian Refugee Problem, 1947-1949*. Cambridge, Cambridge University Press, 1987.

²⁶ Pappé, Ilan. *The Ethnic Cleansing of Palestine*. Oxford, Oneworld Publications, 2006.

²⁷ Khalidi, Walid. Revisiting the UNGA Partition Resolution, *Journal of Palestine Studies*, Vol.27, No.1, (Autumn 1997) pp.5-21.

²⁸ Truman, Harry. *Memoirs of Harry S. Truman 1946-52—Years of Trial and Hope*, Da Capo Press, 1956 (ハリー・トルーマン著、堀江芳考訳『トルーマン回顧録』、恒文社、1966年)。

パレスチナ問題を論じたのが、イスラエル/パレスチナ研究者のエラド・ベン・ドロール (Elad Ben-Dror) である。彼は、パレスチナ分割に対するアラブ側の強硬な反発とその影響について、UNSCOP とアラブ高等委員会との会談が事実上不可能に追い込まれたなか、アラブ連盟が単一なパレスチナ国家創設を支持した意義とその根拠、そしてシオニストに向けられた敵意と不信感について論じている²⁹。他方、シオニストについては、当初パレスチナ全域でのユダヤ国家創設を標榜していたシオニストが、次第に分割という決断を容認していく過程と、ユダヤ機関内における政治的闘争について論じている³⁰。ここでは、まさにシオニストが、ユダヤ国家の独立を政治的な第一義的課題としながら、国連に一定の柔軟姿勢を示した理由と背景が述べられている。

イスラエル建国期における米英関係とイスラエル/パレスチナ問題については、マイケル・コーエン (Michael J. Cohen) の業績がある³¹。コーエンは、トルーマンの分割案支持に果たした政治的助言者の役割や、イギリスが国連総会の採決において棄権を選択するに至るまでの葛藤を描写している。そこでは、第二次世界大戦直後の欧米列強が、国内外の思惑に振り回されながらパレスチナ問題における態度決定に至る過程を述べている。冷戦という新たな国際秩序が明確化しつつあるなかで、米英ソは中東地域をその影響力を行使するための地域と定めて、自らのイデオロギーを具現化するための方法と戦略を練っていた。イギリスの政治的影響力が低下するなか、米ソという新たな超大国が中東地域の「新たな支配者」となるべく画策していたのである。本書は、パレスチナ統治の限界に突き当たったイギリスが委任統治放棄という歴史的な決断を下した理由、そして米英両国がパレスチナ問題およびユダヤ問題解決に向けた政策決定に関する極めて政治的な判断をめぐって、様々な要因に影響されながらも、片や分割案支持、片や採決の棄権という判断に傾斜していく様を描いている。

主にイギリスからの視点で第二次世界大戦後のパレスチナ問題を論じたのが、マーティン・ジョーンズ (Martin Jones) である³²。本書においてジョーンズは、イギリス外務省、植民地省、イギリス統合参謀本部、そして労働党政府が、パレスチナ問題についてどのような認識を抱いていたのか、また何が委任統治の失敗をもたらしたのか、詳細な検討を試みている。その背景には、逼迫する国家財政、パレスチナで過激化するテロ行為、そしてユダヤ問題に関心を寄せたアメリカ政府の思惑があった。中東政策についてイギリスは、アメリカとの共通認識を見いだせなかったのである。ジョーンズがイギリスによるパレスチナ統治失敗の原因として強調するのは、個別具体的な委任統治政策の内容や、ユダヤ、アラブの反発よりも、パレスチナ問題解決を見据えた米英関係の躓きなのである。

²⁹ Ben-Dror, Elad. *The Arab Struggle against Partition: The International Arena of Summer 1947*, *Middle Eastern Studies*, (March 2007).

³⁰ Ben-Dror, Elad. *The success of the Zionist strategy vis-à-vis UNSCOP*, *Israel Affairs*, vol.20, no.1, (January 2014).

³¹ Cohen, Michael Joseph. *Palestine and the Great Powers 1945-1948*, Princeton University Press, 1982.

³² Jones, Martin. *Failure in Palestine – British and United States Policy after the Second World War* -, Mansell Publishing Limited (London and New York 1986).

そのアメリカの対応を検討するにあたっては、キャスリーン・クリスティソン (Kathleen Christison) が、ウィルソン大統領からクリントン大統領までのパレスチナ政策の変遷について研究しているのが参考になろう³³。そこには、一貫した親ユダヤ的対応と、パレスチナ人を圧倒的に非存在化する外交政策の歴史を読み取ることができる。そうした傾向は、共和党政権下よりも民主党政権下で顕著であり、リベラルなユダヤ人富裕層の存在とも無関係ではなかった。本書は、アメリカの指導者が圧倒的な軍事力を背景に、中東地域に覇権を拡張していった 20 世紀において、パレスチナ問題に行使した影響とその帰結について記述している。

第二次世界大戦後のソ連とシオニストとの関係を検討したものとしてはアーノルド・クラマー (Arnold Krammer) の業績に注目したい³⁴。彼は、これまで反ユダヤ主義的な姿勢を示していたソ連が、一転してシオニズムとイスラエル建国を容認することになった背景を明らかにしながら、その後のソ連とイスラエルとの政治的関係について考察している。しばしば発生したポグロムに示される、ユダヤ人に対する激しい憎悪が存在した過去を持つソ連がシオニストに接近したのは、紛れもなく中東地域への政治的野心であるが、その一方でシオニストの側も、自国の安全保障という視点からソ連の軍事力を無視できるはずもなかった。ソ連とイスラエルの関係を描いた本書は、アメリカと争うように中東地域にその覇権を拡大しようとしたソ連の行動を理解するうえで貴重な資料である。

以上のような第二次世界大戦直後からイスラエル建国に至る時期までのパレスチナ問題を個別的な視点で捉えた先行研究の多くは、1947 年当時のパレスチナ問題とそれに関する国際政治上の問題点について論じてきた。先行研究に見られる、パレスチナ分割案への言及は、あくまで第二次世界大戦後のパレスチナ問題の一側面に過ぎないものであり、分割案の成立それ自体に焦点を当てた研究は存在しなかった³⁵。本稿は、国連による資料に加えて、これまでの先行研究を踏まえながら、国連パレスチナ分割決議案可決に至る過程を考察することで、冷戦の黎明期という時代背景のなかで国連がパレスチナ問題解決に向けて取り組んだ活動を分析し、既存のパレスチナ研究に新たな問題提起をしようとするものである。何故、国連という巨大な組織において、その加盟国の大半が支持した分割案がパレスチナ問題を解決に導くことができなかつたのか。国連の対応に誤りがあったからなのか。それとも当時の国連の能力に限界があったからなのか。もしくは、国連という存在以外のところに状況を決定づける要因事存在着していたからなのか。これらの疑問に答えることこそ、パレスチナ分割案研究の中心的な意義である。

³³ Christison, Kathleen. *Perception of Palestine: Their Influence on U.S. Middle East Policy*, University of California, 1999.

³⁴ Krammer, Arnold. *The Forgotten Friendship: Israel and the Soviet Bloc, 1947-53*, University of Illinois Press, 1974.

³⁵ 2007 年 12 月、京都大学において「パレスチナ分割決議案〈再考〉－60 周年を機に」と題されたワークショップが開催され、分割案可決がパレスチナ問題に及ぼした影響を議論している。その報告・議事内容については、以下のように公開されている。

URL: http://www.l.u-tokyo.ac.jp/tokyo-ias/nihu/publications/mers03/mers03_fulltext.pdf (最終閲覧日、2016 年 12 月 25 日)。

パレスチナ問題解決に向けて採択された分割案の可決は、米ソの協調という事態も相まって、シオニストにユダヤ国家創設の国際的な「正当性」を与えた。1948年5月に勃発した第一次中東戦争は、イスラエル建国に異議を唱えたアラブ諸国の宣戦布告によって開始された。この時点において、初めて国連という新たなアクターが現れ、パレスチナ問題と正面から向き合い、その解決に向けて行動を起こしたのである。まさに1947年というパレスチナ分割案可決に至った局面こそが、今日まで継続する国連とパレスチナ問題のかかわりにおける原点であった。それ故、こうしたパレスチナ分割に至る政治プロセスについての学術的な研究を試みることは、未だ解決の目途が立っていないパレスチナ問題を考える上でも不可欠の重要な位置づけを与えられるものであると考えられるのである。

第一章 パレスチナ問題の「国際化」：国連の介入

(1) 強硬姿勢を示したアラブ側の対応

第二次世界大戦において、勝利しながらも大きな損害を被ったイギリスは、軍事のおよび経済的な影響力を次第に低下させていく。中東地域やインドで繰り広げられた反英闘争は、疲弊していたイギリスをさらに苦しめた。大英帝国の権威の象徴でもあったインド植民地は、イギリスの弱体化とともに、その役目を終えたのである。そのインド独立と、ほぼ時を同じくして、パレスチナでもユダヤ、アラブ両民族が独立に向けた闘争を展開していた。国際連盟での承認を経た後、パレスチナを委任統治していたイギリスは、ユダヤ、アラブ両民族の独立運動に直面せねばならなかった。バルフォア宣言以降、イギリスとシオニストの関係は比較的良好であったものの、イギリスのマルコム・マクドナルド (Malcolm MacDonald) 植民地相がアラブ側の反発を鎮めるためユダヤ移民を制限したマクドナルド白書、いわゆる1939年白書³⁶を公表すると、シオニストのテロも辞さない激しい反英闘争に火が点いた。特に1946年7月にエルサレムで発生したキング・デーヴィッド・ホテル爆破事件は、イギリスに大きな衝撃を与えた。シオニストの武装組織であるイルグン・ツヴァイ・レウミ (Irgun Zvai Leumi : IZL) によって実行されたこのテロ事件は、当局者、民間人を含めて90名以上の人名を奪った。イギリス軍司令部の置かれていたこのホテルでのテロ事件は、イギリスのパレスチナ統治の行き詰まりを国内外に露呈することとなったのである³⁷。山積する国内問題の対応に追われる中、委任統治継続の意味に疑問を

³⁶ 白書の要点は、次の通りである。①イギリスは、アラブ住民の意思に反してパレスチナをユダヤ国家に変えない、②10年以内に、アラブ人とユダヤ人が共に政権を分かち合う独立パレスチナ国家を樹立する、③1939年から向こう5年間に計75,000人のユダヤ移民を受け入れる、④5年経過後の移民受け入れは、アラブ住民が同意した場合のみ認められる、⑤アラブ農民保護を目的に、委任統治政府の高等弁務官は、土地取引の禁止・制限などの権限を付与される。このように、イギリスの新たなパレスチナ政策の方針を示した1939年白書は、従来の委任統治政策を大きく修正してシオニストによる移民と土地購入を制限するものであり、「ユダヤ国家」樹立の夢を明確に否定するものであった。奈良本、前掲書、115-116頁。

³⁷ Cohen, Michael Joseph. *Palestine and the Great Powers, 1945-1948*, Princeton University Press, 1982, pp.268-269.

感じ始めたイギリス政府は、1947年2月18日にパレスチナ問題を国際連合の討議に付託すると発表した。この決断をもって、パレスチナ問題はイギリス独自の問題ではなくなり、国際的な問題へと転化したのである。

4月28日からイギリスの要求を議論するために国連総会の特別議会が開催され、5月15日にはパレスチナの状況を調査するための特別な調査委員会の設置が決定した。この調査委員会が、「国連パレスチナ特別委員会」、通称 UNSCOP であり、パレスチナでの現地調査を含め、5月26日から8月31日まで3カ月にわたり活動した。国連が UNSCOP のメンバーとして選出したのは、オーストラリアのジョン・フッド (John Hood)、カナダのイヴァン・ランド (Ivan Rand)、チェコスロバキアのカレル・リシツキー (Karel Lisicky)、グアテマラのガルシア・グラナドス (Garcia Granados)、インドのアブドゥル・ラーマン (Abdur Rahman)、イランのナスロア・エンテザーム (Nasrollah Entezam)、オランダのニコラス・ブロム (Nicolas Blom)、ペルーのアルベルト・ウロア (Alberto Ulloa)、スウェーデンのエミール・サンドストローム (Emil Sandstrom)、ウルグアイのエンリケ・ファブレガット (Enrique Fabregat)、ユーゴスラビアのウラディミル・シミッチ (Vladimir Simic) の11名および各々の代理人であり、6月2日の会合ではスウェーデンのサンドストロームを議長に、ペルーのウロアを副議長に選出した。これら諸国は政治的、地理的条件を考慮して慎重に選出された³⁸。

UNSCOP にとって最も悩ましい問題は、調査に対するアラブ人の非協力的な姿勢であった。アラブ高等委員会 (パレスチナ・アラブ人社会の准政府組織) の指導者ハッジ・アミン・アル・フセイニー (Haji Amin al-Husseini) を始めとして、パレスチナ・アラブ人は当初から UNSCOP のメンバーを親シオニスト的と決めつけ、UNSCOP の結成と活動目的に異議を唱えていた。実際、パレスチナ人指導部の挑発的な態度は、1947年のパレスチナにおけるアラブ - ユダヤ紛争の政治的解決を妨げることになる。これは、強烈なイスラミック・民族主義的イデオロギーを背景とし、フセイニー家、特にカリスマ的なエルサレムの大ムフティで最高ムスリム評議会の議長でもあるフセイニーの影響が大きかったといわれる³⁹。フセイニー家は、パレスチナの一部であっても、民族自決を行使しようとするシオニスト・コミュニティの権利を認めず、ユダヤ人に対する暴力やテロ行為に訴えていた。パレスチナには、ナシャシビ (Nashashibi) 家といったフセイニー家と政治的に対立する比較的穏健なグループも存在していたが、この穏健派はパレスチナの一部の一族や名士に支持されていたものの、フセイニー家ほど組織化も軍備も進んでおらず、若い世代にも大きな影響力を持たなかった。そのため、穏健、実利派は、勢力のある好戦的なパレスチナ民族主義的指導部を抑制できず、また政治的解決を容認するよう説得できる環境を構築で

³⁸ United Nations Official Records of the Second Session of the General Assembly Supplement No.11, United Nations Special Committee on Report to the General Assembly, Vol. I , A/364, Lake Success, New York, 1947, pp.2-3.

³⁹ Ma'oz, Moshe. The UN Partition Resolution of 1947: Why Was it Not Implemented?, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.9, No.4, 2002, p.16.

きなかった⁴⁰。

UNSCOP は、パレスチナ・アラブ人の拒否反応を和らげようと努力した。スウェーデンのエミール・サンドストローム議長はラジオ放送で「我々全員は、国連総会で選出された11の異なる国家を代表している。パレスチナ問題に直接関わっていた人物はいないものの、メンバーの各々は、パレスチナ問題の公平な解決のための全般的な関心を共有している。我々はこの問題に中立であり、国連総会に対して公平な報告を行うつもりである。我々は先入観を有していない⁴¹と語りながら、パレスチナ側に存在する誤解の解消に努めている。さらに彼は、アラブ高等委員会の副議長であるジャマル・アル・フセイニー (Jamal al-Husseini) に向けて、「UNSCOP は、アラブ高等委員会の決定を残念に思っております。私はラジオ放送で、UNSCOP はこの業務の為に全住民からの十分な協力を真剣に望んでいることを強調しました。UNSCOP を代表して、私は協力の要請をアラブ高等委員会に繰り返しお伝えいたします」と翻意を促した⁴²。これに対するジャマル・アル・フセイニーの返答は、「アラブ高等委員会の協力を求めた UNSCOP 議長の再度の要請を審議した後、アラブ高等委員会は、国連事務総長に提出した UNSCOP に対する協力拒否の決断を覆す理由は無いという結論に達した」というものであった⁴³。

ユダヤ機関側が国連の要請に対して協力を約し、イスラエル国連大使と外相を歴任したアッバ・エバン (Abba Eban) や、イスラエル中央銀行総裁を務めた経済学者ダヴィッド・ホロウィッツ (David Horowitz) を連絡官に任命したのに対し、このようにアラブ高等委員会は協力を拒否し、一貫して UNSCOP を親シオニスト的と非難したのである⁴⁴。このような非協力的な対応が、後の UNSCOP の活動においてアラブ側の立場を不利な状況に追いやった可能性がある。現実的な要求に焦点を当てたシオニストとは異なり、アラブ人の要求は、「全ては我々のもの」という非妥協的なものだった。このゼロサム的で非妥協的な立場というのは、パレスチナ問題全体においてアラブ側の姿勢を特徴付けるものだったといえよう。

UNSCOP の側にもパレスチナ・アラブの指導者に対する不信感がなかったとはいえない。グアテマラのガルシア・グラナドス (Garcia Granados) は、アラブ高等委員会を「政治的なヒエラルキーがこれまでのナチの協力者で構成されている」とし、ハッジ・アミン・アル・フセイニーとアドルフ・ヒトラーとの第二次世界大戦期における関係に言及していた⁴⁵。パレスチナの指導者に向けられたこのような不信感は、その非協力的態度によってよりいっそう深まった。さらに、アラブ高等委員会が UNSCOP に対するストライキを実行したことで、関係改善の道はほぼ閉ざされた。パレスチナ・アラブ人の真剣さを強調するため

⁴⁰ *Ibid.*

⁴¹ United Nations Official Records of the Second Session of the General Assembly Supplement No.11, United Nations Special Committee on Report to the General Assembly, Vol. II, A/364, Add.1, Lake Success, New York, 1947, p.5.

⁴² *Ibid.*, p.6.

⁴³ *Ibid.*

⁴⁴ Ben-Dror, Elad. The Arab Struggle against Partition: The International Arena of Summer 1947, *Middle Eastern Studies*, (March 2007), p.264.

⁴⁵ Garcia-Granados, Jorge. *The Birth of Israel - The drama as I saw it* ; Alfred. A. Knopf, 1949, pp.6-7.

実施された商業ストライキにおいては、アラビア語報道による小冊子やコマーシャルによってパレスチナ・アラブ人の行動が正当化され、UNSCOP とパレスチナ住民との距離を広げることになった。ある見出しによれば、「パレスチナ・アラブ人の「自然権」は明白であり、この問題に関して必要とされるのは調査ではなく、独立したパレスチナの承認」なのであった⁴⁶。全てのパレスチナ・アラブ人は UNSCOP の公式な会合への出席を禁止され、報道機関は UNSCOP の活動を報道することを禁止された⁴⁷。

アラブ高等委員会は、特別委員会の活動に対するボイコットを決めただけでなく、以下のような決定事項を発表している。

- (1) パレスチナでの委員会の活動の開始日に、会社、商店、カフェ、娯楽施設、学校、交通機関を含めた、完全なストライキを続ける。
- (2) あらゆる集団および個人は、委員会の面前で証言することを控える。
- (3) すべてのアラブ人は、文書や、その他の手段において、委員会との接触を控える。
- (4) アラブ人は、委員会の公的な会合や私的な会合、およびパーティーに出席することを認めない。この指令は、報道記者にも適用される。
- (5) 公的、私的に拘わらず、委員会のメンバーと協議することを認められる人物はいない。
- (6) 上述の指摘は、あらゆる個人が、辛辣および不適切な態度で調査委員会による声明や活動に反応して良いということを意味しているわけではない。すべてのアラブ人は、我々の伝統的な作法と民族的な尊厳を調和させながら、敬意を払いつつ、委員会と距離を置くように要求されているだけである⁴⁸。

UNSCOP のサンドストローム議長は、アラブ高等委員会副議長ジャマル・フセイニーから UNSCOP をボイコットするという決断に対し、以下のようなメッセージを伝えた。

UNSCOP は、パレスチナ住民を代表する、あらゆる集団、政党、組織の協力は、住民の平和、自由、独立、協調を確立する責務を帯びた、国連の目標を実現する上で、最も有益であろうと考える。したがって UNSCOP は、アラブ高等委員会の決断は、アラブ高等委員会による決断の更なる検討が、パレスチナ住民の利益に適うものであろうし、パレスチナ問題に関する特別委員会の方針決定にとって有益に働くであろうということを明確にせず、考慮していない可能性について言及した。そのため、自身の責任と困難な任務であることを意識しながら、UNSCOP は、パレスチナ住民の権利の実現のために、また完全なレポートと公平な提案を作成する環境を創出するために、アラブ高等委員会とパレスチナ全住民に対して特別委員会への完全な協力の要請を行う。特別委員

⁴⁶ Ben-Dror, *op.cit.*, p.265.

⁴⁷ Garcia-Granados, *op.cit.*, p.39.

⁴⁸ Special Committee on Palestine Summary Record of the 7th Meeting (Private), Held at Y. M. C. A. Building, Jerusalem on Tuesday, 17 June 1947, at 09 : 30 a.m. (A/AC.13/SR.7, 23 June 1947).

会への協力は、彼らの願いを実現させる絶好の機会を、アラブ住民に提供するだろう。したがって、特別委員会へのアラブ高等委員会のボイコットの動機理由は、まったく納得できないものと考えられる⁴⁹。

UNSCOP のユーゴスラビア代表団の一人だったジョゼ・ブリレイ (Jose Brilej) は、特別委員会の目的を実現させるためには、パレスチナ住民を代表する、あらゆる組織の協力を得ることが不可欠という考えを持っていた⁵⁰。ブリレイは、アラブ高等委員会によるボイコットは、パレスチナ・アラブの利益のために、特別委員会の前で証言する機会を失うだけでなく、特別委員会との協力を拒むことで、パレスチナ問題の最終的な解決を引き延ばし、パレスチナの現状を、さらに悪化させるかもしれないと述べている⁵¹。

パレスチナ・アラブ人が強硬なボイコットを実行していたのに対し、近隣のアラブ諸国には若干の温度差が見られた。シリア代表団の団長ファリス・アル・コウリ (Faris al-Khuri) は、ボイコットへの完全な支持を表明し、ボイコットを継続するように地方の指導者を説得するためパレスチナを訪問していた。それと同じく、イラクもまた、パレスチナ問題やユダヤ国家の創設に対する闘争においてアラブ人が取るべき手段に関して極端な立場を取っていた⁵²。こうした立場は、アラブ連盟におけるエジプトの優位に対して挑戦しようというイラクの野心や政治的・社会的理由に影響されていた⁵³。これに対して、エジプトは、アラブ連盟における中心的な存在として、国連とアラブ連盟の間に見られる摩擦を可能な限り最小限に留めようと望んでいた⁵⁴。エジプトは、エジプトからのイギリス軍の撤退問題をめぐるイギリス - エジプト紛争の解決やスーダンでのエジプトによる統治権の開始への支援に関して、国連に期待しており、そのためパレスチナ・アラブ人には副次的な注意しか払っていなかった⁵⁵。

パレスチナ・アラブ人との接触が非常に困難な状況において、UNSCOP とイラク、サウジアラビア、シリア、レバノン、エジプト、そしてイエメンのアラブ連盟の代表者との会談が、1947年7月21～24日にレバノンのベイルートにおいて開かれた。ここでもまた、アラブ側の強硬な姿勢が繰り返し明らかにされた。レバノン外相のハミド・フランジヤー (Hamid Franjijyah) は、パレスチナへのすべてのユダヤ移民の即時停止と民主的な価値に基づく独立したアラブ国家の創設を要求した。彼はシオニストのトランス・ヨルダン、シリア、レバノンに対する領土的野心を警戒しており、「アラブ人の国土の地」に独立した一部の土地をユダヤ人へ与えるすべての解決法は、「シオニストは彼らが有するあらゆる機会を用いて近隣諸国に侵食できることから、実際は、数十万の外国人の団の終着駅と陰

⁴⁹ *Ibid.*

⁵⁰ *Ibid.*

⁵¹ *Ibid.*

⁵² Eppel, Michael. *The Palestine Conflict in the History of Modern Iraq: the dynamics of involvement, 1928 - 1948*, Frank Cass, 1994, pp.154-170.

⁵³ *Ibid.*

⁵⁴ Ben-Dror, *op.cit.*, p.274.

⁵⁵ *Ibid.*

謀の中心地」を生み出すことになる」と力説した。さらに、「異質な要素」はアラブ人の憎悪を呼び起こし、アラブ人が失ったものを取り返そうとするため、ユダヤ国家が創設されたとしても「数世代に渡って存在することは出来ないだろう」と強調したのである⁵⁶。

現在、シオニストは、パレスチナの領域にユダヤ国家の創設を計画しており、ユダヤ国家は、パレスチナ全域を含めようとしている。さらに、その目標到達以前から、シオニストは既に、近隣アラブ諸国を犠牲にして拡張しようとしている。アラブ諸国の政府は、現状に対して、無関心なままでいられない。自らの国家の安全は、危険に晒されており、我々は、あらゆる手段を用いてシオニズムに反対する権利を持ち合わせており、そもそも我々にはそのような行動を示す義務さえあるのである。パレスチナのアラブ人は、とりわけ、認められるべき独立の自由と権利を要求している。パレスチナの分割とユダヤ国家の創設は、中東全体に流血と暴力行為をもたらすということを明確に述べたい。ユダヤ難民問題はパレスチナ問題と分けて扱うべきであり、国際的な協調と連帯を基礎に解決されるべきである。安易にこれら難民をパレスチナに移送するというような問題とすべきではない。一方の民族の苦しみの軽減を、他方の民族の苦しみの増幅に求めてはならないのである⁵⁷。

ユダヤ人の大多数はヨーロッパからパレスチナへの移民であり、パレスチナ人にとって彼らは外国人であり新参者であった。1882年の時点で、パレスチナのユダヤ人はわずか2万4千人であり、全人口の5%から6%に相当した。1922年までにこの割合はちょうど11%に上昇した。1882年から1948年の間にヨーロッパからパレスチナに移住したユダヤ人の数は、約55万人と急増することとなった。それでも、1948年にパレスチナに居住しているユダヤ人の総数は、200万人以上の全住民のなかの僅か65万人であった。パレスチナの原住民としてのパレスチナ・アラブ人は1882年時に住民の圧倒的多数派を形成し、1947年当時でさえ、アラブ人はパレスチナ全人口の3分の2を超え、住民の圧倒的多数派を形成していた。このように、人口の3分の1にも達していなかった移民集団のために国家を創設することや、人口の3分の2以上をなす原住民から民族自決の権利を奪うことは、アラブ側にとって非論理的かつ自然法的思考を越えるものだと考えられた⁵⁸。ましてや、パレスチナの半分以上の地にユダヤ国家を創設することなど、アラブ人が何ら抵抗もせずに承認すると予測するのは不合理なことであった。

ユダヤ人国家創設に対するアラブ人の抵抗の主な理由としては、そこがイスラム教やキリスト教の聖地にあたるというだけでなく、ユダヤ人国家やアラブ世界で引き起こされる可能性のある将来的脅威が挙げられていた。アラブ側は、ユダヤ人が国家創設を機にアラ

⁵⁶ *Ibid*, p.276.

⁵⁷ United Nations Special Committee on Palestine Report of the General Assembly Vol.III, Verbatim Record of the Thirty-Eighth Meeting (Public), 22 July 1947, pp.9-12.

⁵⁸ Yusuf, Muhsin. The Partition of Palestine (1947) – An Arab Perspective, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.9, No.4, 2002, p.43.

ブの聖地を侵犯し、アラブに屈辱を与え、アラブの政治的・民族的権利を奪い、アラブのアイデンティティを否定するだろうと考えていた⁵⁹。歩み寄ることができるのであれば、新設パレスチナ国家において、法律に則り全てのユダヤ人に市民権を付与する（不法移民を除いて）ことに同意することだけである。ただし、パレスチナに独立したアラブ国家が創設された場合のユダヤ人の運命に関する UNSCOP の質問に対するアラブ諸国は回答によれば、パレスチナでの様々な慣習におけるユダヤ人の特性は限定されるということで一致していた。独立したアラブ国家が創設されたならば、移民や土地の譲渡のような議題は、非差別的な基本原理を有する法律によって扱われる。あらゆる不法移民は、国外退去となるだけでなく、すべての教育上の組織は政府の支配下に置かれ、アラビア語は必修言語となる。加えて、ユダヤ人の産業は、いかなる優遇措置も受けない⁶⁰。フランジヤ外相と同様に、イラクのファデル・ジャマル外相（Fadel Jamali）もユダヤ国家創設に強く反対した。ジャマル外相の指摘は、その後のイスラエル/パレスチナ地域を予言するかのよう、非常に興味深いものであった。

中東におけるユダヤ国家の平和に対する危険性を正しく理解するために、人々は、シオニズムの性質と歴史、および彼らの方法論を学ばなければならない。彼らは小さな、そして非常に控え目な要求から始めたが、その後、彼らの要求は次第に大きく成長した。彼らは当初、ユダヤ国家という言葉を決して口にしていなかった。現在、ワイツマン博士は、小さな領土から構成される分割に満足されているが、パレスチナの一部である小さな国家は、パレスチナの全土を要求することになるだろう。しかし、それで十分とは考えないだろう。トランス・ヨルダンもいずれ要求するだろう。しかし、まだ十分とは考えないだろう。シリア南部、レバノン南部、エジプトの一部も要求するだろう。それでも、まだ満足しないだろう。ナイル川からユーフラテス川までの領域も要求するだろう。これは、今日のテロリスト（シオニスト右派軍事組織）が述べていることである。そして、まだまだ満足しないだろう。我々は、これらの事柄について非常に精通している。さらに歴史は、我々の見解を証明し、かつ裏付けている。もし、これらが平和に対する危険性に関係ないと言うならば、私は、中東での平和と安全に対して危険となるものは何であるかということを知りえない。我々は、ただ何もせず、黙認し、消極的であるということはない。そのような事は決してない。そのため、危険が存在している。つまり戦争が、訪れるということだ⁶¹。

こうしたアラブ側に対し、UNSCOP のメンバーは、実現性の観点から説得を試みていた。チェコスロバキアのカレル・リシツキー（Karel Lisicky）は、アラブ人は妥協しなければならないことを感じながらも「完全な 100%」を要求しており、それは「不可能に挑戦す

⁵⁹ *Ibid*, p.44.

⁶⁰ Cohen, *Ibid.*, pp.265-266.

⁶¹ Special Committee on Palestine Verbatim Record of the 39th Meeting (Private), Held at the Grand Hotel Sofar, Lebanon, Wednesday, 23 July 1947, at 10:00 AM. (A/AC.13/PV.39, 4 August 1947).

る」ことであるとアラブ側をたしなめた⁶²。サンドストローム議長は、①ユダヤ移民の制限を伴う二民族国家、②ふたつの自治州の存在からなるひとつの連邦国家、③パレスチナ分割によるアラブ国家とユダヤ国家の創設という実現の見込める解決案を提示した。しかし、これらの提案は受け入れられず、「独立したアラブ国家」というこれまで通りのゼロ回答を得ただけであった⁶³。

ベイルートでの会談後、UNSCOPの一行はイブン・フセイン・アブドゥラー（Ibn Husayn Abdullah）国王の証言を得るためにトランス・ヨルダンを訪れた。アブドゥラー国王は、アラブ高等委員会のボイコットへの反対表明し、UNSCOPのトランス・ヨルダン訪問を要請していた。自国が国連加盟国ではないという理由でベイルートでの会談に参加することを避けていた彼は、パレスチナに関して他のアラブ諸国とは異なる意向を抱いていたのである。彼は、パレスチナ問題の動向を注視しながら、ヨルダン川西岸部を自国領に併合しようという機会を伺っていたのである⁶⁴。ユダヤ機関の理解によれば、アブドゥラーがベイルートでの会談参加を拒んだのは、この理由ばかりでなく、パレスチナ問題を独自で解決しようという野望に起因していた。さらに彼は、シオニスト指導部との安全保障上の結託を図っていたのである⁶⁵。こうしてアブドゥラー国王は、ユダヤ国家に与えられないアラブ人の領域をトランス・ヨルダンに割り当てることを条件として、分割案の支持を表明したのである。首相のサミール・アル・リファイ（Samir al-Rifai）は、アラブ諸国の脅迫に疑念を呈し、トランス・ヨルダンはいずれにせよ強圧的な立場に与しないことを明らかにした⁶⁶。アブドゥラー国王とアラブ人指導者たちとのこの明らかな見解の相違は、アラブ側の責任能力についてUNSCOPに好ましくない印象を残した⁶⁷。

UNSCOPとして国連が初めてパレスチナ問題に関与した1947年に、アラブ側は、多くの深刻な誤りを犯した⁶⁸。パレスチナの政府組織として機能するようにエルサレムのムフティによって組織化されたアラブ高等委員会は、国連であれ、その特別委員会であれ、それらをパレスチナの命運を決する権威と見なさないという確信の下でUNSCOPをボイコットした⁶⁹。パレスチナ人のボイコットは、シオニストの方が理性的かつ妥協的という心証を残し、シオニストを利したようである⁷⁰。イシューヴに関する肯定的な印象とは反対に、アラブ側についてのUNSCOPの印象は、否定的で失望を感じるものであった⁷¹。

⁶² *Ibid.*

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ Ben-Dror, *op.cit.*, pp.274-275.

⁶⁵ シオニストとアブドゥラー王との関係理解については、次の文献で詳細に述べられている。Shlaim, Avi. *Collusion Across the Jordan: King Abudullah, the Zionist Movement, and the Partition of Palestine*, Oxford University Press, 1988.

⁶⁶ Ben-Dror, *op.cit.*, p.278.

⁶⁷ Shlaim, Avi. *Collusion Across the Jordan: King Abdullah, the Zionist Movement and the Partition of Palestine*, Clarendon Press, 1988, pp.91-95.

⁶⁸ Christison, Kathleen. *Perception of Palestine: Their Influence on U.S. Middle East Policy*, University of California Press, Berkeley, Los Angeles and London, 2001, p.76.

⁶⁹ *Ibid.*

⁷⁰ *Ibid.*

⁷¹ Ben-Dror, Elad. Ralph Bunche and the Establishment of Israel, *Israel Affairs*, Vol.14, No.3, July 2008, p.521.

UNSCOP のメンバーは、アラブ社会を深刻な発展途上にあると考え、独立を非現実的な要求と見なしたのである⁷²。

(2) シオニストの戦略とその思惑

続いて、ユダヤ側の対応について見てみよう。ユダヤ機関執行部議長のダヴィッド・ベングリオン (David Ben-Gurion) は、7月4日の UNSCOP との会合において、パレスチナ全域でのユダヤ国家樹立を主張する一方、分割について打診されると、パレスチナの「適当な領域」に限定されたユダヤ国家を検討する余地があるとも述べた。ベングリオンは、ユダヤ国家創設の必要性を以下のように切々と説明して見せたのである。

我々ユダヤ人は、小さく、弱く、無防備な民族である。我々は、我々が独立を果たした後でさえ、人類が平和かつ良心において団結しない限り、個人としても民族としても、さらにディアスポラにあるユダヤ人としても、我々の国家としても、我々に安心など存在しないことを知っている。あなた方 (UNSCOP) が直面している事案は、幾分、複雑な問題である。この問題は、第一に、ユダヤ人と異教徒の関係であり、第二に、ユダヤ人の民族的祖国と委任統治政府との関係であり、第三に、ユダヤ人とアラブ人の関係を含んでいる。あなた方は、パレスチナから二度も強制的に追放させられ、その収奪に黙って従い、数世紀にも渡って放浪するという苦しい運命を辿りながらも、歴史的な祖国に心と魂を結び付けたままに在る民族の悲劇的な問題に直面している。このことは、世界の歴史でも稀な事実ですが、現実で、かつ存続している、議論の余地のない事実である。この短い訪問期間に、あなた方は、ユダヤ人の深いパレスチナへの愛着の現れを見た私は信じている。あなた方は、ユダヤ民族とイスラエルの再興に努め、祖先の土地に情熱的な深い愛情を持って、世界中から移民してきたユダヤ人を見てきた。ユダヤ民族とパレスチナの間の強固な関係は、二つの基本的な歴史的事実のために、十分な説得力を有して何世紀にもわたって存続してきた。第一に、パレスチナの大部分は、発展の可能性を有しつつも、依然として荒廃したままであり、発展実現のための義務、技術、深い愛情を付与されるべきである。第二に、ディアスポラの状態にあるユダヤ人が国家を持たず、不安定な状況こそ、ユダヤ人の苦難や迫害の基本的な原因である。ユダヤ人の悲劇は、年代によって様々であり、程度の差も見られるが、決して終わることはなかった。ユダヤ人の不安は、世界中のユダヤ人の3つの基本的な障害に起因している。つまり、彼らユダヤ人は、国家を奪われ、国家を持たず、世界中でマイノリティの立場を被ってきた。これら3つの障害が、完全かつ永久的に改善されない限り、ユダヤ民族の希望は存在せず、世界に正義も存在しないことになる。国家を持たないマイノリティの立場は、常にユダヤ人を他者からの慈悲に頼るようしてきた。他者の存在は、ユダ

⁷² *Ibid.*

ヤ人にとって良い場合も悪い場合もあり、ユダヤ人は多少なりとも寛大に扱われてきた時代もあったが、ユダヤ人は自分の運命を自ら切り開くことのできる存在では決してなく、マジョリティの民族がユダヤ人に対峙した場合、ユダヤ人は完全に無防備であった。先の戦争で我々に起こったことは、世界中の過去の多くのキリスト教徒やムスリムによって、数世紀にもわたって我々が被ってきた、誰も関心をよせない迫害の頂点だけである。そのような迫害に堪えられない多くのユダヤ人が存在していたし、また現在も存在しており、キリスト教徒やムスリムは、我々を見捨ててきた。彼らユダヤ人は、虐殺行為、追放行為、屈辱、差別に堪えられず、絶望のなかで諦めてきた。しかし、ユダヤ民族全体としては、屈することなく、全世界だけでなく民族全体としても、よりよい将来の為の自身の希望や信念を諦めたり捨てたりすることはなかった。そして、現在の我々とは、パレスチナのユダヤ人だけを意味するのではなく、ヨーロッパや他の諸国の世界中のユダヤ人をも意味するのである。我々は、人類および民族として、防衛、自由、平等、独立国家としての地位、国連加盟国の権利というような、他の人類や民族が所有しているのと同様の、太陽の下での正当な身分を要求している。民族としてのユダヤ人が、平等で独立した民族として、再びパレスチナに定住できなければ、世界中で真の自由、安全、平等を享受する個人のユダヤ人は存在しない。約 30 年前の国際的な約束は、バルフォア宣言とパレスチナ委任統治において、祖先の土地に民族の祖国を再興する権利をユダヤ人に付与した。この約束は、イギリス人とイギリス政府に起因している。この約束は、52 カ国に支持および承認され、パレスチナ委任統治政府として知られる国際機関において具体化された。国連憲章は、“正義の維持、および国際法の協定とそれ自体に起因する責務の尊重”を求めている。私は、あなた方に尋ねたいことがある。ヨーロッパで我々に起こったことが再び起こらないように対策および保証してくれるのは誰ですか。ユダヤ人の大惨事に対する責任から逃れている人々の良心を我々は信じられるでしょうか。我々が信じられる保護手段はひとつのみです。それは祖国であり、独立国のみです。祖国は、ユダヤ人が権利の下に自由に帰還できる場所です。独立国は、我々自身の運命を自由に扱えます。ここにおいて、二つの事柄が実現可能であり、現時点ではそれで十分である。ユダヤ民族は諦めず、何が起ころうとも、二つの基本的権利（帰還と独立）を破棄することは無い⁷³。

同じく、1947 年 7 月に UNSCOP の面前に姿を現したハイム・ワイツマン (Chaim Weizmann) は、ユダヤ国家の領域は、ガリラヤ、ネゲヴ、沿岸部の全土とエルサレムのユダヤ人地域を含んだ、150 万人にも及ぶ大規模な移民にとって十分なものでなければならぬと主張した⁷⁴。また、ユダヤ国家の経済的能力の拡大の為に必要な水や電力資源の権利を与えられるように国境線が引かれるのであれば、分割案による解決も支持するとし

⁷³ United Nations Special Committee on Palestine, Verbatim Record of the 16th Meeting (Public), Held at Y. M. C. A. Building, Jerusalem on Friday, 4 July 1947, at 09 : 30 a.m. (A/364/Add.2/PV.16, 4 July 1947).

⁷⁴ Flapan, Simha. *The Birth of Israel: Myths and Realities*, Pantheon Books, New York, 1987, p.27.

た。いずれにせよ、ユダヤ人国家創設こそが、アラブ人との良好な関係を構築するのに不可欠であるとし、次のような持論を展開した。

世界の国民、特にイギリス人、アメリカ人、フランス人、イタリア人は、ユダヤ人の歴史を通じてユダヤ人を悩ませてきたトラブル、不安、迫害の多くは、世界のユダヤ人の特異な立場に由来しているということを理解している。世界のユダヤ人の特異な立場とは何であろうか。その立場は、何によって特徴づけられているのだろうか。その立場は、ひとつの事柄によって特徴づけられている。私は、多くのレポートで見ることのできる、現在において頻繁に使用されてきた用語を心に留めている。私は、ロンドンでの王立委員会の面前での演説で、初めてこの用語を用いた。それは、ユダヤ民族の「ホームレス」である。このことについて、私はコメントを加えなければならない。私は、個々のユダヤ人のホームレスを指摘しているわけではない。世界には、アメリカのユダヤ人、あるいはスウェーデン、デンマーク、フランス、ドイツをはじめとする多くの西欧・北欧諸国のユダヤ人を事例として、非常に快適な家屋を所有している豊かなユダヤ人の集団も存在しているが、民族グループとして集団的に捉えるならば、彼らは「ホームレス」である。彼らは国民でありながら、国民ではない。彼らは国民でありながら、国民としての支柱を欠いた存在である。彼らは、肉体から離れた幽霊のような存在である。ユダヤ人は、苦難と放浪の数千年という、数世紀を経ても消滅しなかった非常に強い特徴である、多くの典型的な特徴を有しており、同時にユダヤ人は、あらゆる民族に特徴づけられた支柱を欠いている。分割の利点は何か。私の意見では、分割は、二つの素晴らしい利点を有している。分割は、最終的に我々のアラブ人の友人の不安を除去する助けとなる。私は、あなた方が容易にあらゆる不安を除去できると言っているのではない。不安は、理屈の問題ではない。不安は感情の問題であり、感情的な反応が論理的な行動によって除去されることはない。しかし、いずれにせよ、我々は、将来においてアラブ人の不安を軽減するのに助けとなるための可能なあらゆることを行う。もし分割が最終的な解決案となれば、両民族が互いの領域を侵犯できないことをアラブ人とユダヤ人は理解するだろう。我々にとって、分割は、他のことを意味している。分割は、我々とアラブ人の近隣諸国との立場の平等を意味する。平等は、ユダヤ人とアラブ人の良好な関係にとって最も重要な必要条件である。アラブ人が我々を政治的な立場において劣る存在と見なす限り、アラブ人は我々と一緒に和平を構築しようと思わないだろう。したがって、分割は望ましい解決法であるが、私が既に指摘したように、一部ユダヤ住民の新たな多くの犠牲を払うものである。削減されず、再交渉も認めない、分割の後に残されたパレスチナの一部は、ユダヤ人が暮らすことの可能な場所にすべきであり、我々は、比較的短期間で 150 万人をその場所に連れて来よう⁷⁵。

⁷⁵ United Nations Special Committee on Palestine, Verbatim Record of the 21th Meeting (Public), Held at Y. M. C. A. Building, Jerusalem on Tuesday, 8 July 1947, at 09 : 00 a.m. (A/364/Add.2/PV.21, 8 July 1947).

ワイツマンは、1937年のピール報告案で示されたユダヤ国家に、ガリラヤとさらに南部の砂漠地帯であるネゲヴ、そしてエルサレムのユダヤ人地区を加えた領域を新たに加えた境界線を提案した。イギリスは1936年のパレスチナ・アラブ人の大反乱を機に、ロバート・ピール卿を団長とする王立調査団をパレスチナに派遣し、現地の情勢を調査させていた。1937年に公表されたこの報告案は、アラブ・ユダヤ両民族の平和共存を不可能であるとし、当面5年間のユダヤ移民制限や、パレスチナをユダヤ国家とアラブ国家、およびイギリスの委任統治地域に三分割することを提案した。また彼は、ユダヤ、アラブ両コミュニティの政治的な独立が経済的な協調まで排除する必要はないという考えを述べていた⁷⁶。このワイツマンによる経済的協調の可能性は、後にUNSCOPの多数派による分割案に取り入れられることとなる。

シオニストは、表向きにはパレスチナを分割するという原則への賛同の意を表明していたが、私的な会合を通して自らの本音をUNSCOPに伝えようとしていた。第二代イスラエル首相となるユダヤ機関のモシェ・シェルトク (Moshe Shertok) の自宅で開催された秘密会合には、シェルトクに加え、分割に関して完全な同意を表明していたゴルダ・メイヤやベングリオンらも招かれていた。しかし彼らがここで述べたのは、分割案においてユダヤ国家の国境線が大きく縮小されることへの不満であった。このことを強調するため、ベングリオンは、ネゲヴ全土、死海、そしてガリラヤを組み入れた国境線を有するユダヤ国家の地図を作成した⁷⁷。一方で、一国家案あるいは連邦案の可能性について問われると、シェルトクは、「二民族国家は、事実上、独立の体を成さない国家に繋がるといわざるを得ないであろう」⁷⁸と述べて反対した。

ユダヤ機関は、パレスチナにおける文明化されたユダヤ人の存在をアピールするため、複数回にわたりUNSCOPメンバーとユダヤ移民の会合を開いた。ユダヤ人たちは、移民社会の進歩を強調し、UNSCOPを歓迎したため、ここでもパレスチナ・アラブ人とは正反対の印象を与えることに成功したのである⁷⁹。シオニストは、入念にUNSCOPの調査活動に備えていた。発展した産業や裕福な商業的生活を紹介する一方で、特に農業入植地やキブツへの招待を重要視していた。シオニストは、ユダヤ人のコミュニティについて現代的で教養があり、将来的に自立可能だとUNSCOPに印象づけることに成功したのである⁸⁰。

ただし、シオニストたちは、この時点でUNSCOPの全メンバーがユダヤ独立国家樹立について賛同しているわけではないことに気付いていた。例えば、オランダのニコラス・ブルム (Nikolaas Blom) は、ネゲヴでの入植と発展におけるシオニストの成功に基づい

⁷⁶ Cohen, *op.cit.*, pp.264-265.

⁷⁷ Ben-Dror (2007), *op.cit.*, p.272.

⁷⁸ United Nations Special Committee on Palestine, Verbatim Record of the 35th Meeting (Public), Held at Y. M. C. A. Building, Jerusalem on Thursday, 17 July 1947, at 09 : 30 a.m. (A/AC.13/PV.35, 18 July 1947).

⁷⁹ Nasrallah, Rami. The Road to Partition, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.9, No.4, 2002, p.58.

⁸⁰ Ben-Dror (2007), *op.cit.*, p.270.

た彼らの主張に反対した。「いずれにしても、ネゲヴの土地は、たとえアラブ人がその土地を十分に利用できていないとしても、アラブ人に属していた」⁸¹のであり、また、「あらゆるシオニストの主張は、ユダヤ人の支配下で生活するという考えに対してアラブ人が抱いている根本的な不満を解決できなかった」⁸²。オーストラリアのジョン・フッド(John Hood)によれば、「シオニストから受けた印象は、自分自身のみのために総力をあげて最高の結果を獲得しようという姿であり、彼らにアラブ人の考え方を理解しようと努めた形跡はほとんど見られなかった」のである⁸³。

以上のようなアラブ人とユダヤ人の対応とは別に、UNSCOPに少なからず影響を与えた出来事がエクソダス(Exodus)号事件である。7月18日、ヨーロッパの難民キャンプからの4,500人以上の難民を乗せたユダヤ難民船エクソダス号が、ハイファに到着した。この船の到着は、ちょうどUNSCOPのパレスチナ訪問の時期と重なることで、ヨーロッパ・ユダヤ人の運命がパレスチナ・ユダヤ人コミュニティの成否と分かちがたく結びついているかのような印象を与えた⁸⁴。イギリスは、エクソダス号がフランスから出発した直後にその事実を知り、エクソダス号を地中海沿岸のハイファ港に強制的に停泊させた。サンドストローム議長とユーゴスラビアのシミッチはハイファに赴き、エクソダス号事件とユダヤ難民の現状を視察している。強制排除されたユダヤ難民は、最終的にドイツへ立ち去るまで数週間に渡って海上に留まり続けた。難民を軽視しているかのような印象を与えたイギリスは、国際的な批判を浴びた。エクソダス号を拿捕しドイツに送り返すというイギリスの決断は、ユダヤ難民問題を解決しようというUNSCOPの使命感を後押しした⁸⁵。

UNSCOPの一部のメンバーはジュネーヴでの報告書作成の前に、ヨーロッパのユダヤ難民キャンプを訪れている。そのなかで、UNSCOPは、再定住という代替案、つまりドイツ人やオーストリア人のコミュニティへの送還や受け入れに関して調査している。しかしながら、親戚や財産を捜し出すために以前の居住地に戻ったことのある多くの人々が見せた支配的な反応は、送還の拒絶であった。反ユダヤ主義の高まりと、恐怖に耐えた記憶に苦しまざるを得ない場所で生活を再開することの不安が主な理由だとUNSCOPは分析している。以下の文章は、UNSCOPがヨーロッパでユダヤ難民から受けた率直な感想を明らかにする重要な資料であると考え、訳出するものである。

統治機関当局の高官と会合を行っている時、我々(UNSCOP)は、ドイツ人とオーストリア人のコミュニティへのユダヤ難民の大規模な受け入れは不可能であるという印象を受けた。現在、特に戦争避難民の集合センターで暮らしているユダヤ人に向けられた反ユダヤ主義の感情は、現地住民の間に強く存在していた。我々のパレスチナ訪問によって確認された通り、ユダヤ、アラブ両民族間の対立という懸念する事実がパレス

⁸¹ *Ibid.*

⁸² *Ibid.*

⁸³ *Ibid.*, p.271.

⁸⁴ Pappé, Ilan. *The Making of the Arab-Israel Conflict 1947-1951*, I.B.TAURIS, 1992, p.24.

⁸⁵ *Ibid.*, p.25.

チナに残されているにもかかわらず、今日のドイツとオーストリアのユダヤ難民の間にはパレスチナでの入植に向けた大きな願望が存在している。いずれの場合にせよ、ユダヤ人問題は、パレスチナ問題とも関係づけられる、体系立てられたユダヤ人政策を形作る上で、我々にとって無視のできない構成要素であると考え。例えば、パレスチナに移住する願望の主な理由は、パレスチナはユダヤ人の土地であり「我々の土地」というものから起因していた。または、ユダヤ人がヨーロッパ内外での将来的な反ユダヤ主義の高まりを不安視したことも付け加えられる。さらに、ヨーロッパですべてのものを失ったユダヤ人にとっては、少なくともパレスチナでの生活は、現状より悪化することにはならないであろうと確信していた。我々は、ウィーンで必然的に収容されることになった、現在のところ約1万人まで増加しているユダヤ難民の不潔さ、悲惨さ、過密さを目の当たりにし、その状況に仰天させられた。1947年4月21日以降、オーストリア駐在のアメリカ当局は、オーストリアとドイツのアメリカ管理区域へのユダヤ難民の流入に関して、あらゆる責任の受け入れを拒絶した。そのため、ユダヤ難民はウィーンで完全な袋小路に陥ったものの、我々はこの点に関して膠着状況を打開する為のあらゆる方策の可能性をほとんど見出せなかった。4月以降、個人的に頼ることのできる人物もいないまま到着した多くのユダヤ難民は、特にユダヤ人慈善事業団体であるアメリカ共同配給委員会（The American Joint Distribution Committee）というボランティア機関によって食糧を与えられていたが、我々は、8月18日からその責務はオーストリア政府に移行されたと理解している。そのような負担の受け入れに関して、オーストリア政府は恐らく人道的理由によって決断したものの、現在のオーストリアの状況のように非常に疲弊した地域が、真に緊急な国際的事案の責任について、期限も不明瞭なままに、独力で取り組むことについてほとんど期待されていないということを指摘する必要はほとんどないはずである。ドイツとオーストリアの欧米管理区域内における即時的なユダヤ難民問題について、注意喚起を我々に強いるあらゆる理由は、ウィーンでの難民の一層に著しく目立ったその悲劇的な様相に起因している。このような状況において、見過ごすことの出来ない、驚くべき事実が存在しており、その事実とは、ユダヤ難民が戦時中や緊急時以外では想像もつかないような環境下で暮らしているということである⁸⁶。

彼らの結論は、彼らの母国での再定住、すなわちドイツや中央ヨーロッパへの帰還は困難であり、これらのユダヤ難民のために他の可能な行先は事実上存在しないというものであった。アメリカすら移民政策によってユダヤ難民を閉め出しており、UNSCOPは、ユダヤ難民再定住先として、実現可能な解決法としては、パレスチナしか残されていないように見えたのである。これらの難民がすべて熱狂的なシオニストであったのかどうか、ある

⁸⁶ United Nations Special Committee on Palestine Report to the General Assembly Vol.2 Annexes, Appendix, and Maps, Report of Sub-Committee 3 on its visit to certain assembly centres for Jewish refugees and displaced persons in Germany and Austria (Document A/AC.13/SC.3/5), 20 August 1947.

いは代替案の欠如のために、パレスチナを選択せざるをえなかったのかについて明確に判断することは実際の問題として極めて難しいと考えられる。しかしパペの研究によると、ヨーロッパのユダヤ難民キャンプに UNSCOP が到着する前、ユダヤ機関は難民の証言を調整する目的で二人の特使を送っていた⁸⁷。様々なシオニスト組織や党派に応じて分裂していた難民キャンプ内のユダヤ人の政治的統一性の欠如を埋めることが、その目的であった。二人の特使は、ヨーロッパに留まりたいとか、アメリカに移住したいという難民の要望が表明されないようにすることに成功したと報告している⁸⁸。このような「予行演習」が、UNSCOP にユダヤ難民とパレスチナとの精神的紐帯を印象付けるのに役立ったのかも知れない。

シオニスト外交の勝利は、パレスチナ全域を要求したアラブ人の主張とは対照的に、まさに実利的な解決を目指す、一貫した意思表示によるものであった⁸⁹。1947 年に見られるシオニストの分割承認は、民族的な利益の追求を明確にし⁹⁰、パレスチナの一部であれユダヤ国家創設を勝ち取ることでシオニズムを成功に導いた。シオニストは、世界中のユダヤ人、特にヨーロッパの難民キャンプで衰退しているホロコーストの生存者を受け入れるだけの十分な規模の領土からなる国家を要求した。ユダヤ機関を代表する有力なシオニストは、仮にユダヤ国家が十分な国土で構成されるならば分割を支持するというメッセージを UNSCOP に伝えていた。そして UNSCOP は、この意向を汲み取り、分割こそ、シオニストが容認可能な唯一の具体的な選択肢であると理解した⁹¹。こうして UNSCOP は、ユダヤ機関の指導者によって提案された要求の多くを取り入れた分割案の作成に取り掛かることになったのである。

(3) 「分割案」と「連邦案」が示したパレスチナの将来的展望

UNSCOP は、ジュネーヴでの勧告案作成に約一カ月を費やした。彼らは、二つの点に関しては一致して見解を有していた。第一は、イギリスに委任統治の終結を要求することである。彼らは、委任統治の実効性に疑問を呈し、実現可能な最も早い日時に終結させるべきことを確認した。第二は、聖地としてのエルサレムの将来に関するものであった。メンバー間で意見の相違があるにしても、それは原理原則についてではなく、国際管理下におけるその地位を巡ってのものであった。最終的に到達した折衷案では、国連の信託統治下で両コミュニティが自治権を有する「国際的な飛び地」としてのエルサレム市の創設が提案されることになった。

⁸⁷ Pappe (1992), *op.cit.*, p.27.

⁸⁸ *Ibid.*

⁸⁹ Ben-Dror, Elad. The Success of the Zionist Strategy vis-à-vis UNSCOP, *Israel Affairs*, Vol.20, No.1, 2014, pp.33-34.

⁹⁰ Gavison, Ruth. ed., Galnoor, Itzhak, The Zionist Debates on Partition (1919-47), *The Two-State Solution: The UN Partition Resolution of Mandatory Palestine: Analysis and Sources*, Bloomsbury, New York, London, New Delhi and Sydney, 2013, p.15.

⁹¹ Ben-Dror (2014), *op.cit.*, pp.33-34.

しかしながら、UNSCOP のメンバーは、パレスチナの地が誰に所属しているかという、最も重要な議題については意見を異にしていた。各々の当事者の政治的要求における法的・道義的根拠を検討しようと努めたことから、非常に広範囲にわたる議論がなされた。当初、議長のサンドストロームは、バルフォア宣言において定められた権限について、法的観点から考察し、「ユダヤ人に与えられた約束は国際連盟によって認められたものの、アラブ人に与えられた約束は認められなかった」と結論付けた⁹²。UNSCOP に対するシオニストの戦略は、委員の多くが法律家であるという理解に基づいており、バルフォア宣言に含まれる多くの法的文書が、UNSCOP に提示されていた。UNSCOP は、問題の本質は政治的な問題であって法的な問題は副次的なものに過ぎないという事実を十分に理解しながらも、シオニストの「戦術」に強く影響されていた⁹³。シオニストはこの報告書作成の段階においてもロビー活動の勢いを緩めず、連絡官を増員して彼らをジュネーヴに送り込み、草案作りを側面から「支援」していたのである⁹⁴。

カナダのイヴァン・ランド (Ivan Rand) は、ユダヤ難民救済の道義的側面を強調し、ユダヤ国家創設の必要性を唱えた。彼にとって、パレスチナ問題とは、文明的なユダヤ人社会と、非文明的なパレスチナ・アラブ人社会との間の闘争であり、パレスチナ問題にはユダヤ難民の苦難に基づく重大な道義的問題が含まれていると主張した⁹⁵。このような道義的関心は、パレスチナ・アラブ人よりもユダヤ難民に多くの関心を払うことにつながった。

これらの主張に対して、イラン、インド、ユーゴスラビアの 3 人のメンバーは、委員会の少数派を構成した。彼らは分割案の代替案として、周辺的なユダヤ人グループの間でしか人気がなく、アラブ人にとっても容認できない、連邦制に基づく二民族国家案を主張した⁹⁶。インドのアブドゥル・ラーマン (Abdur Rahman) は、独立したユダヤ国家の創設に、以下のような論理で反対した。

ユダヤ人がかつて支配していた土地と彼らの繋がりを、僅か 1 世紀の支配を根拠として回復することが出来るのだろうか。もしそうならば、彼らムスリムは、ユダヤ人がパレスチナの一部を支配していたよりも長期にわたって支配していたスペインを要求することが出来るだろう。宗教的な繋がりはそのような主張にとって根拠とならず、宗教的感情と政治的権利は別のことである。(中略) パレスチナ住民の自由と独立を具現化するために、パレスチナの指導者たちは、国家の問題に対処する際、政治から人種と宗教を分離する仕事を行わなければならない。政治と行政は、唯一、将来のパレスチナ国家とパレスチナ住民のた

⁹² Granados, *op.cit.*, p.238.

⁹³ Cattan, Henry. *Palestine and International Law: The Legal Aspects of the Arab-Israel Conflict*, Longman, 1973, pp.7-13.

⁹⁴ Eban, Abba. *An Autobiography*, Weidenfeld and Nicolson, 1977, p.28.

⁹⁵ Pappe (1992), *op.cit.*, p.29.

⁹⁶ Granados, *op.cit.*, pp.236-237.

めの存在でなければならない。パレスチナとその住民に対して、我々は、世界の他の国家が享受している独立を付与すべきである。パレスチナをユダヤ国家とアラブ国家に分割するというアイデアは、支持されるべきでない⁹⁷。

ラーマンは、シオニストの祖先が一度でもパレスチナで居住していたという理由だけで、パレスチナでのあらゆる政治的権利を付与されるということは完全に誤りであるとしたのである。ラーマンは、連邦案の基本原則を次のように規定した。

- ① 独立はパレスチナ全域に与えられるべきであり、独立宣言は直ちに行なわれるべきである。
- ② 委任統治は、終了すべきである。
- ③ 連邦国家が創設され、その国家はアラブ人とユダヤ人で構成される。
- ④ ユダヤ人の権利（民族的、文化的、言語的、宗教的）は、連邦国家によって完全に保護される。
- ⑤ あらゆる宗教施設は保護され、諸委員会がこの目的のために創設されるだろう。
- ⑥ 移民は決められた一定数を除いて禁止すべきであり、将来の移民に関する法律は、独立後の新国家によって整備されるべきである。
- ⑦ 国連による信託統治の協定は、信託統治地域管理国がパレスチナ人にパレスチナの国体の変化と憲法を立案する準備時間を与える期間となる、3年の期間内に申請される⁹⁸。

著名なパレスチナ問題研究者のワリード・ハリディ（Walid Khalidi）が、同時期に進行していたインドの分割と比較しながら、UNSCOPの分割案の実現可能性について論じている。当時のインドにおいて人口の50%以上を構成していたムスリムは、明らかにダッカ周辺の東部（現在のバングラデシュ）とアフガニスタン国境までのカラチからラホール地域の北西部（現在のパキスタン）に集中していた。インドにおける分割は、多数派の宗教に基づいた領域に即しながら、二民族の間でなされた。ヒンドゥーの一部には強い拒否感があったにもかかわらず、そのことが、インドのヒンドゥーとムスリムの指導者が分割を承認し得た主な理由のひとつであった⁹⁹。

一方でパレスチナの場合、ユダヤ住民の大多数は、3つの都市部の地域（西エルサレム、テルアヴィヴ、ハイファ）に限定されていた。パレスチナの16の小管区のひとつのみ（ヤーファ-テルアヴィヴ間）を除いて、ユダヤ人は人口の50%以上を構成していなかった。大多数のユダヤ人とアラブ人はパレスチナの中央部や沿岸地帯の平野部に集中しており、両民族の混住した現状において公正な国境線を引くことは事実上不可能であった。そのた

⁹⁷ UNSCOP Report Vol. II, *op.cit.*, p.40.

⁹⁸ *Ibid.*, p.47.

⁹⁹ Khalidi, Walid. Revisiting the UNGA Partition Resolution, *Journal of Palestine Studies*, Vol.27, No.1, (Autumn 1997), pp.14-15.

め少数派は、マジョリティであるパレスチナ・アラブ住民がこの分割案を進んで容認すると期待するのは難しいと判断した。

オーストラリア、カナダ、チェコスロバキア、グアテマラ、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイからなる多数派による分割案は、パレスチナを二つの独立した国家に分割し、パレスチナの領域の半分以上（62%）を、ユダヤ国家に割り当てた。人口比においてパレスチナ・アラブ人はユダヤ人の2倍に達していたにも関わらず、アラブ国家はその残りの領域に創設されることになったのである。ユダヤ国家の全人口は905,000人を数え、そのうちユダヤ人が498,000人、アラブ人（ユダヤ人以外を指すものの、ベドウィンは除かれる）が407,000人だった。対するアラブ国家の全人口は735,000人、うちアラブ人は725,000人、ユダヤ人は10,000人に過ぎなかった。国連の管理下に置かれるエルサレムの人口は205,000人、両民族の割合はほぼ均等であった¹⁰⁰。ユダヤ国家には、ガリラヤ東部、沿岸部（ヤーファと現在のガザ地区は除外の予定）、そしてネゲヴが含まれていた。アラブ国家は、北部・西部ガリラヤ、西岸地区、そしてガザ地区で構成されていた。この分割案の境界線は、企画されたユダヤ国家内に多くのアラブ住民を留まらせるものであったが、UNSCOPは、独立への移行期に少なくとも15万人のユダヤ人移民が加わり、その後も多くのユダヤ人に門戸を開くことを想定していたため、この人口的配分は一時的なものと考えていた¹⁰¹。

分割案においてアラブとユダヤの両国家は、独立の条件として10年間の経済連合の協定の締結を要求されることとなっていた。経済連合の考えは、パレスチナの経済システムの一元性が両独立国家共存のための基礎となりうるという考えに基づいていた。この経済連合とは、共通貨幣の利用と関税同盟および関税収入の共同管理を意味した。この共同収入が、より工業化したユダヤ国家から、脆弱な生産力しか有しないアラブ国家に対する補助金の原資になると考えられた¹⁰²。UNSCOPはパレスチナ訪問を通じて、パレスチナ・アラブ人は経済的に自立できるほど十分に成熟しておらず、安定した政治機構を設置する能力も持ち合わせていないと判断していたのである¹⁰³。

分割案（多数派案）は、以下のようなものである。

- ① パレスチナはアラブ国家、ユダヤ国家、そしてエルサレム市で構成されるものとする。
- ② アラブ国家とユダヤ国家は、1947年9月1日から2年の過渡期に後に独立を果たすこととする。
- ③ 独立が容認される前に、両国家は、本委員会の適切な勧告に沿う憲法を採用しなければならない。
- ④ 両国家は、経済協力のシステムが構築され、パレスチナの経済連合が創出される

¹⁰⁰ UNSCOP Report Vol. I, *op.cit.*, p.54.

¹⁰¹ Pappe (1992), *op.cit.*, p.31.

¹⁰² *Ibid.*, pp.31-32.

¹⁰³ Ben-Dror (2007), *op.cit.*, p.281.

ための協定文書に署名しなければならない。

- ⑤ 移行期間において、分割案は、イギリスが国連の後援の下で、あるいはイギリスと国連が合意するような状況や管理下でパレスチナの行政を管理することになると規定する。
- ⑥ 移行期間において、決められた数のユダヤ移民が、容認されることとする。
- ⑦ 憲法制定議会は、アラブ国家とユダヤ国家で構成され、両国家の憲法で規定された各々の地域の住民によって選出される。
- ⑧ これらの憲法は、比例代表制を基本とした普通選挙と無記名投票によって選出された立法機関を両国家に創設するため用意され、その立法機関は法律の制定に責任を負うものとする。
- ⑨ これらの憲法は、例えば聖地と宗教的建造物やその用地の保護、そして宗教とマイノリティの権利の保護のような、様々な保証条項を含んでいる。
- ⑩ 両国家の憲法制定議会は、国家の独立が容認された後に、経済連合の協定に宣言および署名する権限を付与された、暫定政府を設立する。
- ⑪ この宣言は、聖地や宗教的建造物とその用地、および宗教とマイノリティの権利の保護のため規定を含むことになる。
- ⑫ 両国家の間で取り交わされた協定は、パレスチナでの経済連合の創設や共通の利害についての問題に備えるための対策を含んでいる。
- ⑬ 統合経済局は、両国家の代表者および経済連合の目的の為に組織・運営されている国連経済社会評議会のメンバーを加えて創設される。
- ⑭ エルサレム市は、移行期間の後に、信託統治協定によって国際信託統治機構の下に置かれ、行政権を国連に委託する。
- ⑮ 分割案は、エルサレム市の提案された境界および統治者や警察部隊についての規定を含んでいる¹⁰⁴。

分割という名で示されている通り、多数派の計画は、パレスチナをアラブ国家、ユダヤ国家、およびエルサレム市（国際管理地区）で構成するものであった。アラブ国家およびユダヤ国家は、1947年9月1日に始まる二年間の移行期間の後に独立することになる。しかしながら、それらの独立が承認されるのに先立って、UNSCOPの勧告¹⁰⁵に則した憲法を採択し、国連に対し、確実な保証を含む宣言を成し、経済協力の制度を創設し、パレスチナの経済連合を創出する条約に署名しなければならない。制憲議会は、各々のアラブ国

¹⁰⁴ UNSCOP Report Vol. I, *op.cit.*, pp.48-58.

¹⁰⁵ UNSCOPは、ジュネーヴでの勧告案作成に約一カ月を費やし、①委任統治の終了、②独立、③移行期間、④移行期間における国連の責務、⑤聖地と宗教的利害、⑥ユダヤ難民、⑦民主主義の原則とマイノリティの保護、⑧平和的關係、⑨経済連合、⑩通商上の特権（Capitulations）、⑪暴力行為反対の訴え、⑫全般的なユダヤ問題、という12項目の全体勧告を、⑫を除き、全会一致で承認した（⑫はウルグアイとグアテマラの委員が反対したものの、賛成多数で承認）。これら全体勧告は、分割案および連邦案の両案の根底を成す条項であり、UNSCOPの考えを最も端的に表した基本的な指針と言えよう。UNSCOP Report vol. I, *op.cit.*, pp.42-46.

家、ユダヤ国家を構成すべき地域の住民によって選出され、両国家の憲法を起草することになる。両国家における制憲議会は、宣言を行い、経済連合条約に署名する権限を与えられた臨時政府を任命し、その後、国家的独立が承認される。宣言は、聖地、宗教上の建物、遺跡、宗教上およびマイノリティの権利の保護のための規定¹⁰⁶を含めるとした。UNSCOPの報告書は、分割案を以下のように正当化している。

分割案の基本的前提は、両民族の要求いずれも妥当性を有するものの、両立は困難であるということだ。それでも提示された解決策のなかでは、分割案が最も現実的かつ実現可能であり、両民族の願望を一部ではあるが満たす実際の基盤となる可能性がある。両民族は、パレスチナに歴史的な絆を有している。両民族の政治的協力は困難であり、自発的な政治構造上の合意は見込めない。分割によってのみ両者の民族的願望は実現され、国連と国際社会において独立国としての地位を得られる。分割案は、パレスチナ問題解決に最も緊急に必要な決着を与える¹⁰⁷。

ただし、UNSCOPのメンバーが、パレスチナでの調査活動を通じて分割に対するパレスチナ・アラブ人の強硬な反対運動を目の当たりにしてきたことを考えると、分割案が最も実現可能性が高いと判断する根拠は十分でないように思われる。ユダヤ国家は敵意を抱くアラブ諸国に囲まれることとなり、常に戦争の危機に備えなければならないという事態も考えられよう。アラブ人とユダヤ人の関係は第二次世界大戦以降も悪化の道を辿っており、国連によって施行される分割計画においても、改善される保証などないのである。

続いて、ユダヤ難民問題に関する文言がある。

ユダヤ移民問題は、単一国家における両者の協力を不可能にしている重大なひとつの要因である。分割案によるユダヤ国家の創設は、この問題を解決できる唯一の希望である。分割は、アラブ人が強く反対しているものの、ユダヤ国家に割り当てられた領域の範囲を確定し、ユダヤ移民をある程度制限することで、アラブ人の反対を和らげると考えられる¹⁰⁸。

この点に関し、ウルグアイのエンリケ・ロドリゲス・ファブレガット (Enrique Rodriguez Fabregat) は、次のように述べている。

¹⁰⁶ 具体例としては、礼拝と信教の自由、出版と集会の自由、労働組合組織の権利、移動の自由、専制的な捜索や押収からの自由、個人財産の権利を含めた人権と基本的自由、国民の言語、宗教、民族の権利の保護とマイノリティの文化の尊重、および政治的、市民的、宗教的事柄に関する全国民の完全な平等を含めたマイノリティの権利と利益に関する完全な保護についての保証事項を含めることなどが挙げられる。多数派は、この基本原則をアラブ・ユダヤ両国家の独立承認の前提条件とした。UNSCOP Report vol. I, *op.cit.*, p.50.

¹⁰⁷ UNSCOP Report Vol. I, *op.cit.*, p.47.

¹⁰⁸ *Ibid.*

ユダヤ国家の創設はヨーロッパのユダヤ問題の領土的な解決策を提供するだろうし、現在においても新たな不正や人種差別に晒されているユダヤ人に対して、ナチの迫害の下で苦しんできたひどい損害を幾分でも埋め合わせることを可能にするだろう。¹⁰⁹

この言及は、ユダヤ難民問題とパレスチナ問題をリンクしたものと考えられよう。この点は、アラブ側が常に懸念していた問題であり、アラブ高等委員会が非協力的な姿勢を示した要因のひとつになっていた。ユダヤ移民は、当時のパレスチナで重要な問題であり、とりわけ両民族の協調を妨げている原因のひとつであった¹¹⁰。そのため UNSCOP の一部は、分割案によるユダヤ国家の創設は、移民問題を解決できる希望であると理解した¹¹¹。それでも UNSCOP は、ユダヤ問題解決のためにパレスチナが無制限な犠牲を被るべきでないとして、以下のようにも述べている。

パレスチナは限られた領域と資源から成る土地である。既にパレスチナは、相当数の居住民を抱え、非常に高い自然増加率を維持している。したがって、直ちに苦痛から逃れたい、もしくは反ユダヤ的態度が実際に懸念されるという理由で、現在の居住地を離れることを望むすべてのユダヤ人をパレスチナに移住させることは最も困難な事である。時間、輸送力の限界、土地の吸収能力の要因から、あらゆる場合において、パレスチナだけが難民となって苦しんでいるユダヤ人のすべての切迫した状態を取り除くことができるというのは、想像できないことである。さらに、アラブ人がユダヤ問題を世界全体の責任と見なしているにもかかわらず、アラブ人が犠牲を払うような解決策が採用されるならば、アラブ人の明確な憤慨や激しい反発といった深刻な報告が中東の至る所でなされるであろう¹¹²。

イスラエルの建国がユダヤ人問題の解決とイコールで結ばれないのは、UNSCOP 報告でも、「パレスチナ問題に関して、そのいかなる解決策もユダヤ人問題全体の解決とはみなされない」¹¹³と、明確に指摘されている通りである。

最後は、経済連合について述べられている。

パレスチナの限られた領域と資源を考慮すれば、両国の経済的統合が不可欠である。たとえ二つの独立国を創設するとしても、経済連合は可能である。この経済連合には両国間の条約による経済機構の創設が必要である。その目的は、共通の関税制度、共通の通貨、運輸・通信組織の維持である。関税収入の配分は、三つの理由で正当化される。(1)ユダヤ国家には、柑橘類生産地域などのパレスチナの経済的により発展した地域が

¹⁰⁹ UNSCOP Report Vol. II, *op.cit.*, p.48.

¹¹⁰ UNSCOP Report Vol. I, *op.cit.*, p.47.

¹¹¹ *Ibid.*

¹¹² *Ibid.*, pp.42-46.

¹¹³ *Ibid.*, p.46.

与えられるため、(2)ユダヤ国家には、産物販売の為の大きな自由貿易地域が保証されるため、(3)アラブ国家が財政困難に陥ることは、ユダヤ国家にとっても不利益であるから。アラブ国家は経済発展のための歳出ができる現状にないため、アラブ人の要求する国際機関からの援助要求に配慮すべきである¹¹⁴。

ここではアラブ国家の財政状況を危惧した形での援助に言及しているわけであるが、そもそも経済的に発展した地域をユダヤ国家に割り当てようとしたのは UNSCOP の多数派であり、彼らとその埋め合わせに援助を持ち出すのは奇妙に感じられる。つまり、このことはアラブ国家が不利な状態に陥ることを認識しながら、両国の国境線を決めた可能性を示唆していると言えるのではないだろうか。

上記の問題点に加えて、多数派案に著しく欠けていたのは、履行の保証であった。彼らにとってパレスチナ問題を解決に導くことが、課せられた唯一の責務であった。つまり UNSCOP は、問題解決のための実現可能な仕組みを提案しなければならなかった。しかしながら、多数派の報告は新たな解決法を生み出したのではなく、ピール報告に基づく過去の解決案を改訂しただけで、それをどのように履行させるかについて、新たな解決法を提示したわけではなかった。加えて、住民の意思も蔑ろにされた。少数派報告は、「パレスチナは二つの独立国家を含むにはあまりに狭く、住民の大多数の意思に反した解決を検討するのは不可能である」と主張していた¹¹⁵。それにもかかわらず多数派は、パレスチナ住民の大多数の意思を考慮する必要性に気付きながらも、少数派の主張する住民意思に対する配慮を怠ったのである¹¹⁶。多数派の報告は、これらの問題を残したまま国連に提出されることとなった。

UNSCOP 多数派が掲げた分割案とは対照的に、連邦案は好意的な支持を集めることに苦戦していた。しかし連邦案を提案した三カ国の各代表は最後まで分割案に反対し、自らの主張を貫いた。この提案は、アラブ州とユダヤ州で構成される独立した連邦国家というアイデアを次のように表現している。

1. 連邦案は、独立した連邦国家は3年を超えない過渡期の後に創設されるということを含め、その移行期間でのパレスチナの行政と責任と独立のための準備は、国連総会によって決められた機関に委ねられる。
2. 独立した連邦国家は、アラブ州とユダヤ州で構成される。エルサレムは、連邦国家の首都となる。
3. 移行期間内に憲法制定議会は国民投票によって選出され、住民の完全な代表を確証する選挙規定に基づく行政権によって招集される。
4. 連邦国家は、連邦政府およびアラブ州とユダヤ州の各々の政府で構成される。

¹¹⁴ *Ibid.*, pp.47-48.

¹¹⁵ *Ibid.*

¹¹⁶ Pappé (1992), *op.cit.*, p.32.

5. 国防、外交、移民、通貨、連邦目的の課税、通信、著作権、特許権に関する完全な権限が、連邦政府に付与される。
6. アラブ州とユダヤ州は、完全な地方自治権を享受し、教育、州目的の課税、居住権、商業許可、土地使用許可、放牧権、州間の移住、入植、警察、刑罰、社会施設とサービス、公共建造物、公共の保健、州道、農業と地方産業についての権限を有する。
7. 政府機関は、元首、執行部、二院制で構成された連邦立法議会、連邦裁判所を含むこととする。
8. 連邦立法議会の一院の選挙は、国民全体の比例代表制を基礎とし、他方の一院の選挙は、パレスチナのアラブ人とユダヤ人の平等な数の代表を基礎とする。
9. 法律案は、両院の投票の過半数で議決された時に成立する。両院で不一致となった場合、同法律案は、少なくともアラブ人2名とユダヤ人2名を含めた5人の委員から成る調停委員会に付されることとする。
10. 連邦裁判所は、憲法上の問題について提訴する終審裁判所となる。少なくとも4名のアラブ人と3名のユダヤ人を含めた連邦裁判所の判事は、連邦立法議会の両院によって選出される。
11. 憲法は、すべてのマイノリティに平等な権利および基本的人権と自由を保証される。
12. 憲法は、聖地への自由な往来と宗教的利益の保護を保証する。
13. 憲法は、平和的な手段によって国際的な紛争を解決する保証の規定を設ける。
14. 単一のパレスチナの国籍と市民権が付与される。
15. 憲法は、国際会議の代表派遣について両コミュニティの代表者の平等な参加を規定する。
16. 聖地の管理と保護のために永続的な国際組織が設立され、この組織は国連によって任命された3名の代表者で構成されることとする。各々の代表者は、国連によって判断された、聖地の問題に利害を有する宗派に認められる。
17. 移行期間の開始から3年の間に、ユダヤ移民はその吸収能力を超えない人数で、さらにその州内で暮らしている住民の権利、および予想される自然増加率に関心を払うことで、ユダヤ州への入国を認められる。
18. アラブ人、ユダヤ人、国連代表者の各3名で構成される国際委員会が、ユダヤ州の吸収能力を評価するために任命される。当委員会は、前述の3年の終了時にその存在を終えることとする¹¹⁷。

しかし、この連邦案は、ユダヤ人やアラブ人は言うまでもなく、国連内部でも支持を得られなかった。このような、一見、理想的に見える計画が軽んじられてしまった理由とし

¹¹⁷ UNSCOP Report Vol. I , *op.cit.*, pp.60-64.

て考えられるのは、連邦案がパレスチナの現状とは遊離した非現実的な楽観主義に由来していたことである。UNSCOP の報告書に、連邦案の楽観性を示す箇所が散見される。「連邦国家案の目的は、アラブ人とユダヤ人の民族的な願望に対して最も実現可能な承認をもたらす、独立のパレスチナにおいて実現を見出す忠誠心と愛国心に両者を融合させることである。」「連邦国家解決案は、近隣諸国における政府と社会の形態により即した政府の形態とパレスチナにおける社会組織の発展を可能にするだろう。」「連邦国家は、国民の中の現在の危険な人種的、宗教的分離傾向を改善する一方、より正常な社会構造の発展に大きく道を開くだろう。」「利用可能な限られた国土と、経済・社会の統一体としてのパレスチナを維持する重要性を考慮するならば、連邦国家案は、現実的かつ実現可能な唯一の取り組みを提供するだろう」¹¹⁸。事実、それまでのパレスチナの歴史において両民族間に友好的な雰囲気や協力し合う例もあったわけであるが、この時点における両者の和解が至難であることは、直前のパレスチナ訪問での実態調査で明らかとなっていた。このような抽象的な言い回しで両民族の和解を期待することは、当時において無謀なことだったのである。

一院制の連邦立法議会の選挙は国民全体の比例代表制を基礎としており、数において優位に立つアラブ人が議会を支配するものと予想された。即ち議会の議席配分は人口比に応じてアラブ 2 : ユダヤ 1 の割合で構成されることとなる。民主主義の原則を唱えるパレスチナ人にとっては有益であろうが、この要件をシオニストが承諾することなど不可能であろう。また連邦国家の財政の負担能力はユダヤ側にあるにもかかわらず、アラブ側が連邦政府を数だけの力で支配できるかも甚だ疑問である。さらに連邦案は、過去にモリソン・グレディ委員会によって提案され¹¹⁹、その後はイギリス外相のアーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) によって提案された連邦制に基づく二民族国家という既存のアイデアの焼き直しに過ぎないという印象を拭えなかったのである。

しかしながら、UNSCOP 活動以前のパレスチナの知識人の一部において、二民族国家を主張するユダヤ人グループが存在していたことも留意しておくべきだろう。その中でも特に「イフド: Ihud」(ヘブライ語で“連合”の意)のマルティン・ブーバー (Martin Buber) は、ユダヤとアラブの平和的な関係がパレスチナの社会の安定に不可欠な要素であることを説き続けていた。彼らの提案は、多民族の共存と協調を目指しながら、ユダヤとアラブが平等な政治上の権利を有する一元的なパレスチナ国家を創設するというものであった。同様にイフドの中心的人物であるヘブライ大学教授のユダ・マグネス (Judah Magnes) も、パレスチナに二民族国家の創設を主張していた。彼は、UNSCOP との会談において、「アラブ人とユダヤ人の両者に大きな災いをもたらすことになる」と分割のアイデアを実現不可能なものとして拒絶した。

¹¹⁸ *Ibid.*, pp.59-60.

¹¹⁹ 1946年、枢密院議長や外相などを歴任したイギリス労働党のハーバート・モリソン (Herbert Morrison) と外交官としてギリシア、イラン大使などを歴任したアメリカのヘンリー・グレディ (Henry Grady) が中心となって作成した州自治案。この提案は、パレスチナをユダヤ自治州とアラブ自治州、聖地エルサレムをイギリスの直轄統治地区として構成するというものであったが、アラブ・ユダヤ両者の賛同を得られないまま廃案となった。

我々は、宗教、歴史、政治、経済など、多くの理由で分割という考えを持ち合わせていない。実際、我々は、分割を実行不可能と見ているだけでなく、もし実行されたとしても、ユダヤ人とアラブ人にとって非常に不幸な計画と認識している。我々は、敬意を表する分割案支持者との討論に参加することで、あなた方に我々の考えに基づく根拠を示したい。そして我々は、我々のメリットである二民族国家の肯定的な事例を表明したい。どうしてもと望まれるなら、我々は、分割に反対する我々の主張を明確に述べる用意をしている。我々は、国連総会でのパレスチナ特別会議において、パレスチナでの二民族国家のアイデアを持った支持者に、非常に勇気づけられた。もし二民族国家案が不可能であると証明された場合にのみ分割案は検討されるということが、ソ連の代表によって述べられた。我々は、二民族国家を実現するのは、政治家の手腕に掛かっていると考えている。いずれにせよ、我々は、分割案の検討を、パレスチナの二民族国家が数年のうちにその価値を証明する十分に公平な機会を与えられるまで、時期尚早と考えている。我々は、これまでこのような機会を与えられてこなかったと言わなければならないことを残念に思う。イギリス政府だけでなく、ユダヤ人指導者やアラブ人指導者も、彼らの主要な政策の重要な目的であるはずの、ユダヤ人とアラブ人の協調を創生する決定や組織的な試みを行ってこなかった。英米調査委員会は、二民族国家の方針において重要な勧告を行ったが、多くの指導者は、二民族国家の容認や実現について失敗した。イギリス政府は、過去一度、ユダヤ人にウガンダでの入植を申し出た。ユダヤ人は、この申し出を断った。なぜか。その理由は、その地がパレスチナでなかったからだ。国家を持たないユダヤ人に提供する土地は、世界の他の国かもしれない。しかしユダヤ人は、その申し出に関心を抱かない。私は、世界の一部の大国がユダヤ難民に門戸を開かないことに驚いているということを言わねばならない。しかも、難民の門戸は、恐ろしいホロコーストを被った、不幸で衰弱した犠牲者の受け入れの為に、もっぱらパレスチナのみに絶えず集中してきた。この分割によって、あなた方が、世界の最適の地、故郷、自身の国家を求めるユダヤ人の長年の切望に答えていると考えるならば、私は、それを誤った発想であると考えます。分割案は、ユダヤ人の要請に答えていません。分割で得られる土地は、あまりにも狭いのです¹²⁰。

このような考えがユダヤ人のなかで主流となることはなかったものの、連邦案の理想と相通ずるものがあることは興味深い。それらの底流にあるものは、分割はパレスチナを緊張緩和に導くものではなく、両民族の協調のみが将来的なパレスチナの発展に寄与するという観点である。両民族は、共にパレスチナと歴史的な絆を有するものであり、この地の

¹²⁰ United Nations Special Committee on Palestine Verbatim Record of the 30th Meeting (Public), Held at the Y. M. C. A. Building, Jerusalem Palestine, Monday, 14 July 1947, at 9 a.m. (A/364/Add.2/PV.30, 14 July 1947).

経済・文化の両面で大切な役割を果たしてきたことは、議論の余地のないところである。現在、中東全体における平和と秩序は、パレスチナ問題の解決に大きく左右されている。この点において、現在のパレスチナ人とユダヤ人の関係を特徴付けている分離主義の促進を回避し、分割の結果として避けられない危険な失地回復主義の発生を回避することが重要であると考えられる。イアコヴィーノによれば、「統一を積極的に促進する戦略は、国民国家の時代には魅力的なことであったが、長期的な視点で見ると、実際にはより大きく恒久的な不安定性を招くことになる」からである¹²¹。少数派を形成したグループも、パレスチナの歴史の特異性からして、統合と協力を強調する連邦国家案は、パレスチナの安定に寄与する可能性を秘めていると考えた。まさに連邦国家構想は、民族主義とアイデンティティに基づく社会の分断を克服する新たな枠組みを提供したのである。このような問題を提起し、分割に代わるパレスチナの将来に可能性を与えたことが、少数派、ひいては UNSCOP の活動の意義であると考えられる。

以上のような経過を踏まえて完成された UNSCOP の報告書は全員一致のものとならず、最終的に両論併記（分割案と連邦案）という異例の形式をとることになった。ただし、連邦案はアラブ人の取り組みと態度から見て容認される可能性は非常に低く、シオニストにも反対されていたため、国連はこれを非現実的と判断せざるを得なかった。実際、連邦案は、その後のアドホック委員会（ad hoc committee）では真摯な議論の対象とはならず、唯一分割案こそがパレスチナ問題解決の基本的な青写真と考えられるようになるのである。その過程において、特にアラブ諸国は分割案反対を声高に叫び、米ソを代表とする分割案支持派との溝をますます深めていった。こうしてアドホック委員会での議論は、国連でのパレスチナ問題解決に向けた具体案提示の最終段階の場となり、各国の政治的思惑がパレスチナの将来をめぐって交差することになっていくのである。次章では、アドホック委員会でのこうした関係各国の政治的思惑についての考察を中心に、UNSCOP の報告を受けた国連がどのような議論を経て分割案を成立させるに至ったのか、また分割案に反対した勢力は何を主張したのか、その点について検討を進めていくこととする。

第二章 分割決議案の成立と消えた単一国家案

（1）UNSCOP 勧告案についての評価

1947年9月17日、国連は、通常総会において全加盟国から構成されるアドホック（臨時）委員会の設置を決め、UNSCOP レポートを受けて、パレスチナ問題解決に向けた審議を委ねた。9月26日、アドホック委員会は、パレスチナ問題に直接関与しているイギリス（委任統治政府）、アラブ高等委員会、ユダヤ機関の見解を聴取することに同意した。

イギリス政府は、パレスチナの委任統治の即時終結勧告を無条件で支持し、解決案の要

¹²¹ アラン＝G・ガニョン、ラファエル・イアコヴィーノ著、丹羽卓、古池純一郎、柳原克行訳『マルチナショナリズム - ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ - 』（彩流社、2012年）、190頁。

請を妨害する意図のないことを表明した。しかしながら、彼らにとって重大な問題は、そのような解決法を実行に移すにあたっての具体策であった。イギリス政府は、アラブ人とユダヤ人の両者によって合意された計画ならば、勧告案を実行する責務を果たすことに異存はなかった。しかしながら、もし国連総会が両者の合意を得られなかった計画を実施しようとするならば、そのような計画を実行する責任を負うつもりなどなく、その場合、国連総会は、勧告案を実行するための代替機関を用意せねばならないと考えていたのである¹²²。特に彼らは、軍事力をもってパレスチナの政策を強制する任務を引き受けるつもりなどなく、勧告案の履行内容に備わる正当性を考慮しなければならなかった¹²³。イギリス国連代表は、国連総会によって採択される勧告は、その解決策が実行される手段についての明確な定義付けを伴うべきであることを非常に重視すると宣言したのである。

続いて、1947年9月29日のアドホック委員会で、アラブ高等委員会代表のジャマル・フセイニーは、多数派案と少数派案の双方ともが国連憲章および国際連盟規約に反しており、パレスチナのアラブ人は、パレスチナの解体、分離、分割の為に用意されたいかなる案にも、またマイノリティに特別かつ優先的な権利や地位を与えるいかなる案にも、あらゆる手段を用いて断固として反対すると述べた¹²⁴。さらに彼は、パレスチナのアラブ人が受け入れ可能な唯一の計画として、聖地での将来における憲法に基づいた組織として次の原則を明示した。それは、独立したアラブ単一国家の下での平等な人権保障という構想であった。

1. パレスチナ全域に民主的なアラブ国家が創設される。
2. パレスチナのアラブ国家は、法の前において、あらゆる住民の人権、基本的自由と平等を尊重する。
3. パレスチナのアラブ国家は、あらゆるマイノリティの正当な権利と利益を保護する。
4. 聖地の礼拝と出入りの自由は、すべての者に保証される¹²⁵。

フセイニーは、シオニストのパレスチナに対する要求は法的にも道義的にも根拠がないことを強調し、バルフォア宣言およびパレスチナ委任統治の法的、道義的正当性を否定した¹²⁶。特に彼は、ユダヤ移民問題の重大性を力説した。パレスチナ・アラブの政治的、社会的、経済的権利を損なうような、ユダヤ移民の許可について記した委任統治条項第6条は不当であり、委任統治政府が非難されるべきこと¹²⁷。パレスチナに人口増加の為に余地が残されているなら、その余地は、自然増加の為に残されるべきこと。そもそも、ユダヤ

¹²² Ad hoc Committee on Palestinian Question 2nd Meeting, U.K. Accepts UNSCOP General Recommendation; Will Not Implement Policy Unacceptable By Both Arabs and Jews, GA/Pal/2, 26 September 1947.

¹²³ *Ibid.*

¹²⁴ Ad hoc Committee on Palestinian Question 3rd Meeting, The Arab Case Stated by Mr. Jamal Husseini, GA/PAL/3, 29 September 1947.

¹²⁵ *Ibid.*

¹²⁶ *Ibid.*

¹²⁷ *Ibid.*

国家創設のためにユダヤ人に用意された場所（東アフリカのウガンダなど）はパレスチナの小さな国土よりも広大であったのに、シオニストはこれらの申し出を断っていた。このようなシオニストの決断について、アラブ高等委員会は、シオニストはユダヤ問題の永久的な解決のためにパレスチナを欲しているわけではなく、政治的な野望を持ち、戦略的に重要なパレスチナと中東の獲得を狙った帝国主義的策動と見なしたのである¹²⁸。

同様に、UNSCOPの少数派によって提案された解決法は、ユダヤ機関にとって受け入れ不可能なものであった。彼らにいわせれば連邦案は、「国家」というものに言及しつつも実際には半自治的な州や郡を規定しているだけであり、二地域のユダヤ人の飛び地を含んだアラブ国家の一部に過ぎなかった。ユダヤ人は提案された連邦国家のなかで永続的にマイノリティの立場に留まり、自前の財政政策や移民政策を管理することさえできず、独立国家による自由な移民政策といった、分割で得られる権利を付与されないだろう¹²⁹。また、多数派案もユダヤ側にとって真に満足できる解決案ではなかった。1947年10月2日のアドホック委員会の演説で、ユダヤ機関代表のアッバ・ヒレル・シルバー博士（Abba Hillel Silver）は、次のように語っている。

現在、新たなアラブ国家がパレスチナの一部に創設されようとしている。その結果、ユダヤ人の民族的祖国は、元来想定していた領域の8分の1に過ぎなくなるのだ。このような犠牲は、ユダヤ人に強いるべきでない。（中略）現在1,700万人のアラブ人は、主要なアラブ・ムスリムの中心地を含めた、129万平方マイルの領域を占有しているが、トランス・ヨルダン喪失後のパレスチナは、1万平方マイルを残すのみである。その上、多数派案は、パレスチナを分割して縮減するように提案されている。（中略）UNSCOPは、ユダヤ国家からガリラヤ西部を削除するよう勧告している。この除外は、ユダヤ国家の発展にとって不当で堪えがたいハンディキャップである¹³⁰。

しかし、ユダヤ国家創設こそ最重要と考えていたユダヤ機関は、ここで譲歩の姿勢を見せる。シルバー博士は、もしこの多くの犠牲が最終解決策として変更不可能な状況ならば、そして、もしこの多くの犠牲が移民政策の支配権を有するユダヤ国家の即時の再建に結び付くなら、ユダヤ機関は、憲法と領土の規定のさらなる議論を条件に、勧告された分割案に同意する用意があると述べたのである¹³¹。

以上の各当事者の主張を聞いた後、アドホック委員会の全体討議が1947年10月4日から始まった。そこにおいて、UNSCOPレポートに関する各国の見解は明確に分かれた。概して言えば、多数派案に賛同する者は、ユダヤ人とアラブ人の主張はそれぞれ立場の違いこそあれ正当性を有するものの、両者共に満足させられるパレスチナ問題の完全な解決案

¹²⁸ *Ibid.*

¹²⁹ Ad hoc Committee on Palestinian Question 4th Meeting, United Nations Department of Public Information Press and Publications Bureau Lake Success, New York, GA/PAL/4, 2 October 1947.

¹³⁰ *Ibid.*

¹³¹ *Ibid.*

を提案することは不可能であると判断した。そのうえで分割案は、両者に一定の犠牲を強いることになるものの、経済連合を重視することで、対立する両当事者間の友好関係の構築に寄与しうると考えたのである。彼らは、多数派案の全項目に両民族が同意しなくとも、現時点での実現可能で最も公平な案として、これを原則として支持すると表明した。分割案支持を表明した国家は、カナダ、チェコスロバキア、グアテマラ、ハイティ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、南アフリカ、スウェーデン、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ソ連であった。パナマ代表のリベラ・レジエス (Rivera Reyes) は、「連邦国家案は平和に向けた脅威になるだけであり、自由と独立というパレスチナ住民の望みを挫くことになる」と述べ、分割案を支持している¹³²。

これに対し、コロンビア、エルサルバドル、中華民国の各代表は、勧告案について明確な態度を表明せず、パレスチナ問題解決に向けて両民族の合意を得るための新たな努力を今後行うことを主張した¹³³。

また、アラブ諸国の代表は、国連総会が UNSCOP の多数派案を勧告する前に、国際司法裁判所 (International Court of Justice) から分割に関する法的な助言的意見を求めるよう提案した¹³⁴。分割が国連憲章と民族自決における民主的権利の両方に反していると考えているアラブ諸国の各代表 (エジプト、イラク、レバノン、サウジアラビア、シリア、イエメン) は、パレスチナ全域から成り、マイノリティの権利を誠実に保護する、独立した単一国家創設を支持した¹³⁵。アラブ諸国は、第一次世界大戦まで遡って、ユダヤ人のホームランド創設を支持したバルフォア宣言は無効だったとし、国連の提案を完全に拒絶しながらパレスチナにユダヤ国家が創設される権利を否定したのである¹³⁶。

アラブ諸国は、アフガニスタン代表などと、分割案への反対という点で一致していたがしかし、これらの代表すべてが、単一パレスチナ国家というアラブ諸国の目標を明確に支持しているわけではなかった。特にユーゴスラヴィア代表のシミッチやインド代表のラーマンは、UNSCOP 少数派の連邦案を強く支持していた¹³⁷。

このように様々な意見が見られたことで、さらなる勧告案の検討を迫られたアドホック委員会は、分割案およびアラブ諸国から提案されていた単一国家案をさらに詳しく検討するための小委員会 (Sub-Committee) の設置を決めた。勧告案作成の最終段階にあたるアドホック委員会での議論は、分割案支持派、分割案反対派双方の思惑が交差することとなった。既に政治的な緊張関係にあった米ソは、分割案履行に向けた具体的方策について意見を異にしながらも、パレスチナ分割の実現に向けて協調していくこととなる。一方で、

¹³² Ad Hoc Committee on the Palestine Question Summary Records of Meeting 25 September – 25 November 1947, p.25.

¹³³ Ad hoc Committee on Palestinian Question 8th Meeting, United Nations Department of Public Information Press and Publications Bureau Lake Success, New York, GA/PAL/8, 8 October 1947.

¹³⁴ *Ibid.*

¹³⁵ *Ibid.*

¹³⁶ Husain, Aiyaz. The United States and Failure of UN Collective Security: Palestine, Kashmir, and Indonesia, 1947-1948, *American Journal of International Law*, Vol.101, No.3, July 2007, p.589.

¹³⁷ Ad hoc Committee on Palestinian Question 8th Meeting, United Nations Department of Public Information Press and Publications Bureau Lake Success, New York, GA/PAL/8, 8 October 1947.

単一国家案を標榜したアラブ諸国は、法的小および道義的な観点から分割案反対の根拠を示すことになるのである。以下においては、これら双方の主張に注目することで、アドホック委員会で何が問題とされ、何が議論されていたのか、その主たる論点について述べることにする。

(2) 分割案実施をめぐる英米ソの攻防

1947年10月21日、アドホック委員会のハーバート・エバット議長は詳細な勧告案の作成に携わる、小委員会の設置を提案した。第一小委員会は、分割案支持派9カ国で構成されて、多数派案の詰めを担当し、アラブ6カ国と少数派案支持派3カ国計9カ国からなる第二小委員会は、単一国家案の詳細な計画を作成することになった¹³⁸。

1947年10月23日、ポーランドのプルジンスキーを議長に選出した第一小委員会は、必要かつ貴重な情報を得るために、イギリスとユダヤ機関による第一小委員会の全会議への出席を了承した。一方でアラブ高等委員会は、委任統治の終了とパレスチナ国家の創設に関する事項についてしか協力と情報提供を行わないということを理由で、第一小委員会への参加を事実上拒否した。

第一小委員会は計32回の会議を開き、迅速な作業を図るため、①聖地、②市民権、③国際協定、および財政上の責務、④経済連合、⑤境界線、⑥分割案の実施、⑦エルサレム市の各事案を検討する7つの作業グループを組織した。特に、各審議において最も困難を極めたのが⑥分割案の実施であった。第一小委員会は、イギリスの撤退によって、パレスチナが無秩序化することを不安視していた。分割案実行のためには、円滑な権力機構の移行が鍵を握っているからである。そのため、第一小委員会は、移行期間の具体的な方針について、現在までパレスチナを統治しているイギリスの了解を得なければならなかった。

アメリカとソ連は、分割に先立つ移行期間の長さや分割を実行する機関の体制について意見を異にしていた。当初アメリカは、国連にパレスチナ問題の解決を委ねる決断をした以上、イギリスが国連の勧告を速やかに受け入れるものと想定していた¹³⁹。そのうえで、アメリカは、パレスチナの分割を監督するための国連委員会を設置し、それとイギリスが独立後のユダヤ政府とアラブ政府を暫定的に直接統治できるように、UNSCOP分割案で示された二年間という移行期間のさらなる短縮を提案した¹⁴⁰。10月30日の第一小委員会でアメリカ国連代表のハーシェル・ジョンソン (Herschel Johnson) は、両国家の独立を1948年7月1日までに実現することを提案した。ジョンソンは、このような計画は信託統治もしくはその他の代替機関のみならず、治安維持のための特別な国連軍の創設さえ

¹³⁸ メンバーの構成は次の通りである。第一小委員会 (分割案) : アメリカ合衆国、ソヴィエト連邦、カナダ、チェコスロバキア、ポーランド、南アフリカ、グアテマラ、ウルグアイ、ベネズエラ。第二小委員会 (単一国家案) : アフガニスタン、エジプト、イラク、レバノン、パキスタン、サウジアラビア、シリア、イエメン、コロンビア。

¹³⁹ Cohen, *op.cit.*, p.284.

¹⁴⁰ *Ibid.*, pp.284-285.

も不必要とするだろうと述べて移行期間を短縮するメリットを語った¹⁴¹。こうすることでアメリカは、独自に米軍を派遣せずとも、イギリス軍にパレスチナの法秩序維持を委ねることを可能にしたのである。

これに対しソ連は、安全保障理事会を通じてパレスチナ分割を実行する重要な役割を引き受けようとしていた。ツアラプキンは、アメリカの提案はアラブ側の反発を考えれば、分割案を机上の空論にしまいかねないものであり、分割案を実行するためには、まずもってパレスチナを混迷に導いたイギリスが撤退する必要があることを繰り返し訴えた¹⁴²。彼の提案では、1948年1月1日を持って委任統治は廃止され、ジョンソンの提案する国連委員会の代わりに、安保理が一年以内という期限を定めて、独立に向けた移行期間を管理して引き受けることになる¹⁴³。

これに対してアメリカのジョンソンは、未熟な安保理はパレスチナのような問題を抱えた地域の対処に苦慮するだろうと述べ、ソ連の提案に反論した¹⁴⁴。イギリスはパレスチナに両独立国家を創設する業務に必要な豊富な統治経験を有しており、イギリス以外の組織体がイギリスより短期間で移行の業務を達成することができると思えるのは無謀であると結論付けたのである¹⁴⁵。

コーエンによれば、ソ連は、このような論争の過程において自らの提案に固執することが分割案自体の廃案をもたらすことを最も恐れた¹⁴⁶。その結果、米ソ両国は11月10日に和解に至り、委任統治の終結を1948年5月1日とし、その日までにイギリス軍が撤退を完了することを第一小委員会の決定とした。UNSCOPによって提案された二年間の移行期間は二カ月に短縮され、ユダヤ、アラブの両独立国家は1948年7月1日までに創設されることになった。安保理常任理事国以外で分割案を支持する三カ国から五カ国の代表で構成される国連委員会が、委任統治の終了までイギリスを支援し、その後の二カ月の移行期間の責務を負う。イギリスは、委任統治終了までパレスチナでの法秩序を維持する責務を負うよう求められた。

強大な政治的影響力を持つ米ソの協調に直面したイギリス外相のベヴィンは、自国にとって承服しかねる解決法について米ソ両国を牽制するかのようになり、マーシャル国務長官に向けて、次のように警告した。

我々は、法秩序の維持のためにアラブ、ユダヤ両民族に軍事力を行使する役割を演じるつもりはなく、事実上そのような活動は他者による解決案の強制を意味するだろう。我々は、国連委員会や外国勢力の指揮下に置くためにイギリス軍を派遣するつもりなど

¹⁴¹ Sub-Committee 1 of Ad hoc Committee on the Palestine 9th Meeting, GA/PAL/42, 31 October 1947, Department of Public Information, News Coverage Service, New York, 1947.

¹⁴² Cohen, *op.cit.*, p.286.

¹⁴³ Sub-Committee 1 of Ad hoc Committee on the Palestine 12th Meeting, GA/PAL/46, 3 November 1947, Department of Public Information, News Coverage Service, New York, 1947.

¹⁴⁴ Cohen, *op.cit.*, p.286.

¹⁴⁵ *Ibid.*

¹⁴⁶ *Ibid.*

ない。さらにイギリス外務省は、仮に国連が両民族にとって承服不可能な解決策を強制するよう国連委員会に要請する決断を下せば、イギリスがパレスチナでの権益を譲る日までパレスチナに留まる必要はないと言わねばならなくなる¹⁴⁷。

1947年11月11日、イギリス政府は、イギリス軍のパレスチナ撤退を1948年8月1日までに達成させるというイギリス軍統合参謀本部の見通しを承諾した。イギリス国連代表のアレクサンダー・カドガン (Alexander Cadogan) は、第一小委員会の場で次のように語っている。

軍人のみならず軍事設備やそれら施設を含めて、パレスチナからの撤退にどれほどの時間を要するのかを正確に予見することは不可能である。しかしながら私は、イギリス政府が1948年8月1日まで撤退を完遂させる計画を命じたことを公表する権限を与えられた。イギリス軍がパレスチナに駐屯している期間、もちろん彼らは当該地域で法秩序を維持しなければならない。しかしながら私は、イギリス軍が軍事力をパレスチナ問題の解決に用いないことを明確にするよう指示されている。国連が分割案履行に向けて活動している間、パレスチナ全域の管理を維持し続けながら、何らかの対策も講じないまま、翌年(1948年)の夏を迎えるまでにパレスチナから軍事施設を撤退させることは不可能であるというのが現実である。また我々は、国連によって勧告された解決法がユダヤ人とアラブ人から同意を得られない場合、いつでも委任統治を放棄する権利およびパレスチナの統治を終えることのできる権利を保持している¹⁴⁸。

最終的にイギリスは、分割案実行のために任命された国連委員会の業務を妨げてはならないこと、またユダヤ国家とアラブ国家の暫定政府の創設、境界線設定委員会の活動、将来のユダヤ国家の領域に関する移民や土地の規定についての勧告を妨げてはならないことを国連から求められた。しかし、第一小委員会は、イギリスによって示された8月1日という撤退期限について了承したものの、イギリスが再三指摘していた、両民族が同意しない解決案が勧告された場合のイギリスの対応について、積極的な回答を最後まで得られなかった。

そうして第一小委員会の分割案は、約一週間を掛けて、アドホック委員会で議論され修正された。ユダヤ国家は、パレスチナ内陸北部に位置するガリラヤの広大な領域を取得した。一方で、パレスチナ内陸中部に位置するサマリアとユダヤに存在する二つのアラブ人村は、アラブ国家に編入されたものの、アラブ人の土地の一部がユダヤ国家内に取り残された。エジプト国境沿いのガザ地区南東部は、アラブ国家に組み入れられた。また、住民の大多数がアラブ人で構成されていた地中海沿岸部に位置するヤーファは、ユダヤ国家内

¹⁴⁷ *Ibid.*, p.287.

¹⁴⁸ Sub-Committee 1 of Ad hoc Committee on the Palestine 20th Meeting, GA/PAL/60, 13 November 1947, Department of Public Information, News Coverage Service, New York, 1947.

にあるアラブ国家の飛び地として計画された。

このヤーファのアラブ国家編入には、アメリカ国務省が関与していた。ホワイトハウスとは対照的に、当初から分割案に反対していたアメリカ国務省は、分割案の絶対的優位という状況の中で、アラブ側に一定の配慮を示すことになる。分割案履行のためにイギリスを説得するという問題とは別に、国務省の労力は、パレスチナの一部喪失に対してアラブ側にその埋め合わせをする計画を練ることに集中した¹⁴⁹。国務省は、シオニストとの関係以上に、これまで中東諸国で築いた政治的、経済的権益を失うことを恐れ、アラブ側にとって有益な国境線の調整を検討することになる¹⁵⁰。UNSCOP案でユダヤ国家に組み込まれた二つの地域は特に不評であった。第一は、前述したとおり、“特にアラブ的”だったヤーファである。国務省は、ヤーファをアラブ国家に組み入れるようアメリカ代表団に指示していた¹⁵¹。第二は、パレスチナ南部の砂漠地帯ネゲヴであった。ネゲヴは、現代文明を支えるのに不可欠な水資源の乏しい地域と考えられており、“ユダヤ人の入植地よりもアラブ人の家畜所有者の放牧地”に適した土地であった。当初ユダヤ機関は、アメリカ国連代表団の一人ジョン・ヒルドゥリング (John Hilldring) との協議のなかで、アラブ国家にネゲヴを加えることについて前向きな姿勢を見せていた¹⁵²。それを受けて、国務次官ロバート・ロベツ (Robert Lovett) は、アメリカ国連代表団にネゲヴ全域をユダヤ国家に編入させないよう指示していたのである¹⁵³。

しかし、ハイム・ワイツマンのアメリカ訪問によって、ネゲヴ問題をめぐる状況は一変する。ワイツマンは、ネゲヴをアフリカおよび東方への出口として、戦略的に重視していた。ワイツマンは、灌漑施設であれ、浄水計画であれ、ユダヤ人ならばネゲヴを十分に発展させられるとし、エジプトで戦闘行為が生じた場合にスエズ運河に至る代替路としてアカバ湾を使用できることをトルーマンに説いていたのである¹⁵⁴。

ネゲヴ南部の末端部と紅海に面して築かれているアカバは、ユダヤ国家にとってインド洋、インド、極東、オーストラリア、そしてニュージーランドへの唯一の出口に相当する。ユダヤ国家にとってこの出口は、世界との通商関係の重要なルートのひとつになる。ヨーロッパからの難民を吸収するために、ユダヤ国家は、自国の産業と通商の能力を最大限に発展させるよう行動せねばならず、これに関連して、アカバの重要性は、紅海に面した土地の単なる一片では済まされないほど重要である。アカバは、古代ユダヤ王国からのユダヤ人の歴史で重要な役割を果たしており、ユダヤ国家にこの地を与えた UNSCOP 報告は、紅海に面したこの地とのユダヤ人との歴史的な繋がりを認めている。アラブ人の手中にあるアカバは、ユダヤ国家の背後に存在する永久的な脅威となる

¹⁴⁹ Cohen, *op.cit.*, p.288.

¹⁵⁰ *Ibid.*, p.289.

¹⁵¹ *Ibid.*

¹⁵² *Ibid.*

¹⁵³ *Ibid.*

¹⁵⁴ *Ibid.*

だろう。なぜなら、近隣アラブ諸国は、トランス・ヨルダン、エジプト、そしてサウジアラビアを通じて紅海とアカバ湾への出口を有しているからだ¹⁵⁵。

ワイツマンとの会談を終えたトルーマンがネゲヴのユダヤ国家編入に賛成する旨をアメリカ国連代表団に伝えたことで、ロベッツの指示は水泡と帰すことになる¹⁵⁶。

このような経緯において、11月22日にアメリカ代表のジョンソンは、アラブ国家にネゲヴの全領域を与えるというアメリカの提案を撤回したが、その代替としてパレスチナ南部の都市ベールシェバとエジプト国境沿いの長い海岸線をアラブ国家に付与することを提案した¹⁵⁷。この代替は、早期からユダヤ機関によって提案されていた折衷案であった。その結果、ベールシェバの南部、東部、西部にユダヤ人によって創設された入植地郡はユダヤ国家内に残留することになった。イギリスの概算によると、498,000人のユダヤ人に対し、ユダヤ国家内のアラブ・マイノリティは約400,000人（UNSCOP案）から約325,000人へと減少することとなった。

1947年11月25日、以上のようないくつかの修正を経て、第一小委員会で検討された分割案は、賛成25票、反対13票、棄権17票という結果をもってアドホック委員会です承され、国連総会に勧告されることとなった。一方で、パレスチナの単一国家を企図した第二小委員会の提案は、アドホック委員会の場において否決された。それでも、第二小委員会の示したパレスチナ国家構想案は、分割案の法的、政治的な問題を喚起させることに成功し、オルタナティブとしてのパレスチナ国家の将来像を描いて見せたのである。そこで、本章では分割案と比較検討するという意味においても、第二小委員会の見解に着目し、彼らが分割案に反対した主な根拠とその主張について考察することとしたい。

（3）分割案反対派の見解とその根拠

第二小委員会の提案した単一国家案は、UNSCOP レポートで示された連邦案の流れを汲んでいるものの、連邦制という形態でない、あくまで「単一のパレスチナ国家」を標榜していた。彼らの提案は、国連において多くの注目を浴びることなく、まさに幻の解決案となってしまったわけであるが、単一国家案がどのような内容を含むものであったのか、第二小委員会がどのように単一国家案を正当化したか、分割案に反対したその根拠を明らかにしたい。

1947年10月23日に発足した第二小委員会は、単一国家案の検討を含め、分割案の不当性およびパレスチナ国家独立の将来像を示す目的から、①法的問題、②難民問題、③憲法

¹⁵⁵ Khalidi, Walid. ed., Eban, Abba, President Truman and the Negev, *From Haven to Conquest: Readings in Zionism and the Palestine Problem Until 1948*, The Institute for Palestine Studies, Washington, 1987, p.704.

¹⁵⁶ *Ibid.*, p.290.

¹⁵⁷ *Ibid.*

問題という 3 つの問題を中心に検討することとなった¹⁵⁸。単一国家案は、③憲法問題のなかで語られることとなる。これに合わせて三つのワーキンググループが設置され、それぞれ報告書を作成した。これらは、第二小委員会による検討、訂正、承認を経て、アドホック委員会に提出された報告書のなかで、第一章から第三章をなした。それらの報告書から、まずは第二小委員会の各提案がいかなるものであったのか見ていこう。

第二小委員会は、第一の決議文として「法律問題を国際司法裁判所に委ねる決議案 (*Draft Resolution Referring Certain Legal Questions to the International Court of Justice*)」を提示した。第一の決議文の概要は、以下の通りである。

- (i) パレスチナの生来の住民はパレスチナに対してその将来の基本法と政府を決定する生得的な権利を有しないのかどうか。
- (ii) 第一次世界大戦の間にイギリスがアラブ人に与えた戦後のアラブ諸国の独立と将来に関する複数の誓約と確約（1918年の英仏宣言を含む）は、パレスチナを含まなかったのかどうか。
- (iii) パレスチナの生来の住民が関知せず、または合意なしで発せられたバルフォア宣言は、合法でかつパレスチナ住民を拘束し、またはそれ以前とその後アラブ人に対しなされた誓約および確約と両立するのかどうか。
- (iv) パレスチナにおけるユダヤ人の民族郷土建設についてのパレスチナ委任統治の条項は、国際連盟の目的と規約の条項（特に規約 22 条）に合致しないしは両立するのか、または自治の発展とパレスチナ・アラブ人の権利と地位の保護に関する委任統治の規約と両立するのかどうか。
- (v) パレスチナの委任統治の法的基礎は、国際連盟の解消に伴い消滅しなかったのかどうか、そして委任統治当局はその権限と行政をパレスチナの正統な住民を代表するパレスチナ政府に委譲するのが義務ではないのかどうか。
- (vi) その住民の大多数の同意なしでパレスチナを分割する案は、国際連盟規約の目的に合致するのか、そしてパレスチナ委任統治の諸条項に合致するのかどうか。
- (vii) 国際連合はパレスチナ特別委員会（UNSCOP）の多数案や少数案という二つの案と勧告を、またはパレスチナの住民の大多数が合意していない、パレスチナの領土分割、ないしはパレスチナのいかなる都市、またはその一部に対する恒久的な信託統治を含む他のいかなる解決案を、勧告する権限を有するのかどうか。
- (viii) 国連もしくはそのいかなる複数の加盟国も、パレスチナの基本法と将来の政府についてのいかなる提案も、特にパレスチナの住民の意思に反し、またはその合意なしに採択したいかなる分割案も、その強硬実施を強要したり勧告したりする権限

¹⁵⁸ Sub Committee 2 of the Ad hoc Committee on Palestinian Question 2nd Meeting, United Nations Department of Public Information Press and Publications Bureau Lake Success, New York, GA/PAL/28, 23 October 1947.

を有するのだろうか¹⁵⁹。

本決議の原則として、第二小委員会はパレスチナ問題が数々の法律問題、即ちパレスチナ住民が本来備わっている自らの土地に対する生得的な権利と、その将来を決定する権利、また第一次世界大戦中にパレスチナを含むアラブ諸国の独立に関してアラブに対してなされた複数の誓約と確約、バルフォア宣言と委任統治の合法性とその範囲、国際連盟の解消とパレスチナからの撤退を意図する委任統治国の宣言の、委任統治に与える影響等に関連する法律問題を提起していることを考慮している¹⁶⁰。彼らは、パレスチナ問題を他の数々の法律問題に、即ち、国際連合が国際連盟規約や国際連合憲章に違反し、またはパレスチナの人民の大多数の意思に反し、いかなる解決策も勧告する権限を有するかどうかということに関係付けたのである。その根拠として、パレスチナ人民の大多数の意思に反する、あるいはその合意のない、いかなる提案も強制しようとするような、国際連合による又はそのいかなる加盟国や加盟国のグループによるいかなる行為も、国際連合憲章に照らして合法性が疑われることを第二小委員会は提起した¹⁶¹。彼らは、これらの諸問題が公平または法的に適切な裁判所で今までに判断が下されたことのない法的問題を含むことを考慮し、かつ、このような問題は国際連合が正義と国際法の原則に則り、パレスチナ問題の解決を勧告しうるかどうかを、前もって正当な権能を持つ機関によって決定されるべきことが肝要であるとした¹⁶²。そのうえで第二小委員会は、次の諸事項について、国際司法裁判所に対し、国連憲章第96条と同裁判所規約第4章に照らした勧告的意見を開陳するよう国連に要請することを決議したのである。

続いて第二の決議文は、「ユダヤ難民と戦争避難民に関する決議案 (*Draft Resolution of Jewish Refugee and Displaced Persons*)」を扱うものであった。第二の決議文の概要は、以下の通りである。

- (i) 難民発生の元の国は、ユダヤ人難民と戦争による難民を、彼らの属する本国に帰還させ、生活のための再定住に向けてあらゆる可能な限りの援助を与えるように要請されるべきである。
- (ii) 本国に帰還できないユダヤ人難民と戦争による難民は、各国の面積と経済資源、一人当たりの国民所得と他の関連する諸要因に比例し、国際連合加盟国の領土に受け入れられるべきである。
- (iii) 国際連合加盟国に対して、ユダヤ人難民と戦争による難民を加盟諸国領土に定住させるための割り当て計画を受諾するよう勧告するために、総会の特別委

¹⁵⁹ *Ibid.*, pp.59-60. (木村申二『パレスチナ分割 - パレスチナ問題研究序説 - 』(第三書館、2002年)、516-517頁)。

¹⁶⁰ Ad hoc Committee on the Palestinian Question Report of Sub-Committee 2, A/AC.14/32, (11 November 1947), pp.57-58.

¹⁶¹ *Ibid.*

¹⁶² *Ibid.*

員会が設置されるべきであり、特別委員会は国際難民組織または同予備委員会と可能な限り協議しつつ行動すべきである¹⁶³。

第二小委員会は、この問題について国連が果たすべき役割を以下のように明確化した。

(1) 国連は、困窮したヨーロッパのユダヤ人問題について、彼らの窮状とパレスチナ問題を緩和するための緊急事案として、国際的な取り決めの開始と行動に直ちにに取り組むべきとの UNSCOP の全員一致の勧告を念頭に置くこと、(2) 国連は、真の意味の難民と、戦争による難民が、その範囲と性格において国際的な問題を形成していることに留意し、かつ難民と、戦争避難民の問題が、その可能な解決に関する性格上、分離できないことを考慮し、難民と戦争による避難民が属する祖国に帰還するための規定を作るのが関係政府の義務であること、(3) 祖国への帰還が不可能な場合、その解決は、これらの難民と戦争による難民を、進んで受け入れる立場にある国際連合加盟国の領土に再定住する途に求めるべきであること、(4) 国連は、パレスチナが、その狭小な国土と限られた資源にかかわらず、既に多くのユダヤ人難民を受け入れており、かつ国の経済と生来の住民の権利を著しく侵害することなく、これ以上の難民を受け入れることはできないこと、および、より広い国土と多くの資源を有する他の多くの諸国が、ユダヤ人難民と戦争による難民を妥当とする割合まで未だ受け入れていないことを考慮すべきである¹⁶⁴。第二小委員会は、これらのことを理由に公正なユダヤ難民解決に向けた方針の必要性を主張した。

そして第三の決議文は、「パレスチナの基本法と将来の政府に関する決議案 (*Draft Resolution on the Constitution and Future Government of Palestine*)」として取り扱われた。単一国家案の指針となった第三の決議文の概要は、以下の通りである。

- (1) 市民のすべての重要な宗派の代表からなり、その各代表は各派の人口に比例した、暫定政府が極力早期にパレスチナに樹立されること。
- (2) 現在のパレスチナ行政政府の権限と機能は、暫定政府が樹立され次第、可及的速やかに同政府に委譲されること。
- (3) 暫定政府が樹立され次第、委任統治当局は速やかに撤兵と行政の委譲を開始し、一年以内にそれを完了すること。
- (4) 暫定政府は、実行可能な限り極力、速やかに制憲議会設立のための選挙法を制定し、選挙人登録の準備を行い、制憲議会の選挙を実施すること。
- (5) 制憲議会は立法府としても機能し、暫定政府は立法府の選挙が新しい憲法により実施されるまでは、その責任を果たすこと。
- (6) パレスチナの憲法作成の業務は、次の諸原則を厳格に守ることを条件として、制憲議会に任せられること。
 - (i) パレスチナは単一の主権国家であること。

¹⁶³ *Ibid.* pp.59-60. (木村、前掲書、517-518頁)。

¹⁶⁴ *Ibid.*

- (ii) パレスチナは選ばれた立法府と立法府に責任を負う行政府とを定める、民主的な憲法を有すること。
- (iii) 憲法は、現状に即したその不可侵、施設の維持、立ち入りの自由、崇拝の自由などを含む聖地の神聖さを保証すること。
- (iv) 憲法は、人権の尊重と、人種、性別、言語、宗教による差別をしない基本的自由と、現状に即した（属人法の事件を取り扱う分離された宗教法廷の維持を含む）宗教的信条、礼拝の自由の尊重を保証すること。
- (v) 憲法は、公的機関によって運営される教育施設に加え、通常の政府の監督と検査を条件として、宗教団体や他の組織、個人が彼ら自身の教育施設を保持する権利を保証すること。
- (vi) 憲法は、ユダヤ人が多数を占める地域において、公用の第二外国語としてヘブライ語を使うユダヤ人の権利を認めること。
- (vii) 帰化と市民権についての法律は、申請者が制憲議会で定められた継続した期間、合法的なパレスチナの居住者であることを特に規定すること。
- (viii) 憲法は、立法府がすべての市民の重要な宗派をその数に比例して適切に代表するものであることを保証すること。
- (ix) 憲法は、また執行部と行政府の職員数が立法府の代表配分を適切に反映するよう規定すること。
- (x) 憲法は、地方行政機関に対し、教育、保健、その他の社会サービスに関連した事項の広範な自治を付与する権限を立法府に与えること。
- (xi) 憲法は、最高裁判所を設置するよう定めることとし、同裁判所の権限には、とりわけすべての法律が違憲か否かを判断する権限を含むよう規定し、かつ権利を害されたすべての当事者が同裁判所に訴えることに門戸を開くよう規定すること。
- (xii) 立法府の多数派が賛成しても、少数派の合意なしに、少数派の権利と保護に関する規定の改正や修正がなされてはならないという保証が憲法に含まれること¹⁶⁵。

当決議に関して第二小委員会は、国連は、パレスチナから撤退する旨の委任統治当局の宣言に留意し、パレスチナの独立は国際連盟規約第 22 条第 4 項により暫定的に承認されていることを考慮すべきとした¹⁶⁶。また国連は、国際連盟規約の目的と国際連合憲章の原則に沿った唯一の解決はパレスチナ住民の大多数によって合意しうるものであることを認めなければならず、合意のないパレスチナの分割は不当、かつ違法で実行不可能であり、唯一の正当、かつ実行可能な解決は、少数派を適正に保護した単一、民主的な独立国家の即時樹立であるとした。

¹⁶⁵ *Ibid*, pp.60-62. (木村、前掲書、518-520 頁)。

¹⁶⁶ *Ibid*.

以上、法的側面、難民問題、憲法問題という第二小委員会の三つの作業部会が検討した重要課題の概要を見てきたわけであるが、ここで第二小委員会が分割案に反対した根拠について整理してみたい。まず第二小委員会は、仮に分割案がパレスチナ住民の大多数の意思を反映していないとすれば、国際連盟規約および国連憲章に違反していると言わざるを得ないと結論づけた¹⁶⁷。さらに、国連が恣意的に国土を分割して、新国家を独立させる権限を付与されているのかが問題であった。エジプト国連代表マハムード・ファウジ (Mahmoud Fawzi) によれば分割案は、「パレスチナの圧倒的な大多数の住民の求める民族自決の原則に反する“恥知らずな不法行為”であり、アラブ人は、彼らの願望に反して行われた移民を合法的であると考えていない」¹⁶⁸。第二小委員会はこのような法的疑問点、即ち分割案で示されたパレスチナを分割する権限、エルサレムの国際管理、経済連合を提案する権限について、公正かつ客観的な判断を仰ぐために、国際司法裁判所に諮問するよう提案したのである。

さらに、第二小委員会が強調したのは、パレスチナのみが多くユダヤ難民を受け入れることは不当であり、国連加盟国は進んでユダヤ難民の受け入れを表明するべきであるということであった。第二小委員会は、極小な土地のパレスチナに多くのユダヤ移民が流入したことによって民族的対立が発生したことを理解しているはずの国連が、何ら効果的な対策を講じずに、第二次世界大戦の負の遺産ともいえるユダヤ難民をパレスチナに押し付けようとしていることを問題視したのである¹⁶⁹。

加えて、分割案によって割り当てられる領域と人口比率についても第二小委員会は疑問を呈している。なぜなら、パレスチナ分割案には、アラブ側の領土にとっていくつか不利な点が見られるからである。第一に、1947年当時のパレスチナ総人口約200万人のうち、ユダヤ人は約60万人で全面積の約6%の土地しか所有していなかったにもかかわらず、ユダヤ国家の面積が全体の約56%に相当した点である。約135万人のアラブ人は、約44%の領土をアラブ国家として与えられたが、人口比率の点から公平性を大いに欠くものであった。ちなみに、約20万人のアラブ・ユダヤ両民族が居住していたエルサレムは、国際管理地区として割り当てられた（全体の1%未満）。第二に、ユダヤ国家の人口構成は、ユダヤ人50万人に対してアラブ人（ベドウィンも含む）は51万人であり、アラブ人の方が多かった点である。アラブ国家の人口はアラブ人72万5,000人、ユダヤ人1万人と圧倒的にアラブ人が多かったが、ユダヤ国家でユダヤ人が多いのはテルアヴィヴなど地中海沿岸部の一部地域に限られた。第三に、ユダヤ国家に組み入れられた土地が、農地に適した肥沃な沿岸部と内陸の平野部で構成されていた点である。これらの地は、柑橘類や穀物のほぼすべての生産地域を含んでおり、柑橘類の農地の半数と穀倉地の大部分は、アラブ人に所有されていた。主要産物の生産地域をアラブ国家となる地域から事実上疎外することは、そ

¹⁶⁷ *Ibid.*

¹⁶⁸ Ad Hoc Committee on Palestine 29th Meeting, GA/PAL/83, 24 November 1947, Department of Public Information, News Coverage Service, New York, 1947.

¹⁶⁹ Ad hoc Committee on the Palestinian Question Report of Sub-Committee 2, A/AC.14/32, (11 November 1947), pp.59-60.

れ自体で死活的な一撃と見なされた¹⁷⁰。パレスチナにおいてアラブ人とユダヤ人は混住しており、明確かつ公平に国境線を引くことなど不可能であった。

レバノン国連代表のカミール・チャモン（Camille Chamoun）は、仮に民族のおよび宗教的な少数派であるユダヤ人が多数派であるアラブ人の反対を押し切って国土の分割という原則を国連が許容するならば、国際社会は世界中で分離独立を主張する少数派に大義名分を与えることになり、そのことは世界の秩序、安定にとって不幸な前例を作り出す可能性を孕むものとして、次のように述べて分割案に反対した。

第一に、パレスチナは単一国家とすべきであり、国家を分断すべきでない。第二に、差別のない平等な代表から構成された民主的な政府が創設されるべきである。第三に、パレスチナにおける各々の民族グループは、自らの生活や文化を発展させる自由を保証されるべきである。第四に、あらゆる人々の信仰の自由が、侵されることのない権利として承認される。アラブ人は、これらの理想から外されることなく、また国連憲章の基本的かつ不変の原則に沿うものとする。仮に国連がパレスチナの分割を支持し、民主主義のルールを侵すならば、将来において国家の政治的独立とそれら国家の領土的一体性はそれら諸国に居住している移り気なマイノリティに委ねられてしまうことを意味し、さらに、そのことは国連加盟国に存在する分離主義者の偏向を助長することになるだろう¹⁷¹。

第二小委員会は、分割案を支持する諸国はこのような問題点について明確な答えを未だ示しておらず、分割案を強行すればパレスチナの和平にとって大きな脅威になりかねないと主張したのである。

第二小委員会の勧告は、1947年11月24日から25日のアドホック委員会の場で採決されることとなった。国連にパレスチナを分割する法的権利が備わっているか否かを判断してもらうため国際司法裁判所に勧告的意見を求めるという第一の決議は、賛成20票、反対21票、棄権13票という、僅か1票差で否決され、また、国連加盟国がユダヤ難民救済を目的として難民受け入れの振り分け制度を設けるための特別委員会設置を求める第二の決議は、賛成16票、反対16票、棄権26票という結果となり、可否同数で不採択となった。そして、単一なパレスチナ国家の将来的な憲法案を示した第三の決議は、賛成12票、反対29票、棄権14票で否決された。このように、最終的に第二小委員会で示された3つの決議案すべてが否決されたことにより、分割案のみが国連総会へと回付されることになったのである。

以上のように、第二小委員会の提案が否決された結果、アドホック委員会の場で承認を得た分割案がパレスチナ問題解決に導く最善策と理解されることになった。その過程にお

¹⁷⁰ Khalidi (1997), *op.cit.*, pp. 12-14.

¹⁷¹ Ad Hoc Committee on the Palestine Question Summary Records of Meeting 25 September – 25 November 1947, p.90.

いて、米ソ両国は分割案支持で纏まり、この事実は分割案がアドホック委員会で多数派を占める要因のひとつとなった。つまり、冷戦黎明期の当時の状況において米ソのような政治的対立を抱える両大国が分割案を支持した背景を探ることこそ、分割案可決の要因を解明する一助となると考えられる。米ソ両国は、ユダヤ難民救済という人道的な配慮を示しつつも、分割案支持によるパレスチナ問題の解決を政治的に利用できると考えていた。また、英仏のような歴史的に中東・アフリカ地域と深い関係を持つ国家は、パレスチナ問題の対応について対応を誤れば、これまで築いてきた政治的権益を失いかねなかった。英仏は、アラブ、ユダヤ双方からの政治的圧力に苛まされながら、分割案について独自に対応することを迫られたのである。そこで、次章では、パレスチナの分割問題に深く関わった国連安保理常任理事国の米ソ英仏が 1947 年のパレスチナ問題と分割案についてどのような認識を持ち、かつ同問題についてどのような政策決定を行ったのか、その主たる政治的背景を考察することとしたい。

第三章 国連パレスチナ分割決議案の可決とその政治的背景

(1) パレスチナ撤退を決めたイギリスの政治的決断

第二次世界大戦後、シオニストはユダヤ難民の救済を国際社会に訴え、10万人のパレスチナへの即時入国を当事国のイギリスに求めるとともに、超大国として世界を牽引し始めていたアメリカにユダヤ難民のパレスチナ入植実現を働きかけた。1945年を境に、パレスチナ紛争はユダヤ難民の処理をめぐる新たな局面に入っていたのである。

世界に点在したユダヤ人コミュニティは、1917年のバルフォア宣言で約束された「ユダヤ人の民族的祖国」を聖地に創設することを声高に要求していた。彼らの立場は、皮肉にもホロコーストという悲劇的な新事実によって強化された。世界は、ナチスから生き延び、粗末な難民キャンプで暮らしながら新たな定住先を懇願する多くのユダヤ人生存者の悲惨な光景を目の当たりにしたのである。ユダヤ側の支援要請を受けたハリー・トルーマン (Harry Truman) 米大統領は、クレメント・アトリー (Clement Attlee) 英首相に10万人のユダヤ難民のパレスチナへの即時入植を求める書簡を送っている¹⁷²。しかし、パレスチナを統治していたイギリスにとって、ユダヤ難民のパレスチナ移住はアラブ人の反発を招きかねず、承諾しかねる要請でもあった。シオニストはイギリスに対する抗議として、テロや暴力行為を開始し、パレスチナは騒乱状態に陥った。特にエルサレムのキング・デーヴィッド・ホテル爆破事件は多数のイギリス人死傷者を出し、委任統治政府による治安維持の限界を露呈した。

シオニストとの距離の取り方は、単独政権を獲得した英労働党が直面した新たな課題であった。保守党が概ね、シオニズムを自らの地位を脅かす存在と捉え、シオニズムの意見

¹⁷² Hurewitz, Jacob Coleman. *The Middle East North Africa in World Politics: A Documentary Record*. Vol.2, Yale University Press, 1979, pp.810-819.

に一定の距離を保っていたのに対し、労働党が主な支持基盤としていた労働運動には、多くのユダヤ人が参加していた。バルフォア宣言以降、労働党は継続的にシオニズム支持を表明していた¹⁷³。他の外交政策については、党内に意見の相違もあったが、1944年の労働党大会において、パレスチナへの移住を希望するユダヤ人の支援を容認する決議を採択するなど、労働党はパレスチナ問題について一貫して親シオニスト的だったと言えよう¹⁷⁴。しかし、戦後労働党が単独で政権を担当すると、アメリカやアラブ諸国との政治的関係も考慮せねばならず、従来のように親シオニズムのみで押し通すことは困難になったのである。

パレスチナ問題に関し、労働党は、政権の座に着くやいなや、挙国一致が推進した政策ときわめて類似した政策を採用することになる¹⁷⁵。この政策は、次の二点に要約できる。第一に、広範囲にわたる利害関係に鑑み、イギリスはアラブ世界への敵対的対応ととられかねない行動を慎むべきであること、第二に、財政的、軍事的資源の制約から、イギリスは、パレスチナにおけるユダヤ人とアラブ人の争いについて、平和的な解決に努めるべきであり、この目標は、10万人のユダヤ難民のパレスチナ入植を認めるならば到底達成できなくなるため、承認しがたいというものであった¹⁷⁶。もはやイギリスにとってパレスチナ委任統治政策の継続は、財政的にも軍事的にも、そして政治的な側面からも、多大なリスクを抱えることであった。イギリスの軍事的対外関与の縮小は、パレスチナばかりでなく、ギリシア、トルコ、エジプト、インド、ビルマでも始まっており、このことは、アメリカの対外政策にも影響を及ぼすものであった¹⁷⁷。ギリシアとトルコへの援助を含めた、東地中海における委任統治の負担に耐えられないためにこれをアメリカに譲りたいという労働党政府の要請は、1947年3月12日に行われたトルーマン米大統領の驚くべき演説から始まったトルーマン・ドクトリンと呼ばれるソ連封じ込め政策につながった¹⁷⁸。国務次官のディーン・アチソン (Dean Acheson) は、2月21日に新たに国務長官に任命されたジョージ・マーシャル (George Marshall) に向けて、政府は、アメリカにとって非常に重要な安全保障上の関心事であるギリシアでの負担の肩代わりを国民に求めることについて、国会と国民を納得させることに苦心しているということを伝えている¹⁷⁹。冷戦黎明期にあたるこの時期、アメリカは、東地中海地域でのイギリス撤退による政治的空白の穴埋めを重要視していた。まさに、戦後におけるイギリスの弱体化は、米ソの台頭と相まって、世界の政治力学にも影響を及ぼしたのである。イギリス政府は、まさにこうしたときに、第一章に記したとおりパレスチナ問題解決を国連に付託し、これ以後、パレスチナ問題はイギ

¹⁷³ Crossman, Richard. *Palestine Mission: A Personal Record*, Arno Press, 1977, p.52.

¹⁷⁴ *Ibid.*, p.53.

¹⁷⁵ Lenczowski, George. *American Presidents and the Middle East*, Duke University Press, Durham and London, 1990, p.22.

¹⁷⁶ *Ibid.*

¹⁷⁷ 油井大三郎『戦後世界秩序の形成 - アメリカ資本主義と東地中海地域 1944-1947 - 』（東京大学出版会、1985年）、216頁。

¹⁷⁸ Evensen, Bruce. Truman, Palestine and the Cold War, *Middle Eastern Studies*, Vol.28, No.1, January 1992, p.123.

¹⁷⁹ *Ibid.*, p.124.

リス独自の問題から国際的な政治問題へと移行したのである。

国連のイギリス代表を務めていたアレクサンダー・カドガン (Sir Alexander Cadogan) は、国連憲章第 18 条に則って、仮に 3 分の 2 以上の過半数を得られるならば、イギリス政府が将来のパレスチナの政体に関するいかような提案も承認する用意があると表明しようとしていたものの、最終的な決断はアトリー首相とアーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) 外相に委ねられた。アトリーとベヴィンは、この時点でパレスチナ問題に関して明確な方針を表明することを避け、9 月の国連総会まで UNSCOP の報告を待ってから、イギリス政府の見解を述べるよう、カドガンに指示した¹⁸⁰。

1947 年 6 月から 7 月にかけて UNSCOP がパレスチナを訪問しているなか、アンマンとエルサレムに駐在中のイギリス外交官や UNSCOP と接触したイギリスの連絡将校ドナルド・マクギリブレイ (Donald MacGillivray) が、パレスチナ分割の可能性に関するひとつの報告をイギリス政府に送っている¹⁸¹。7 月 4 日に UNSCOP と会談したベングリオンが、パレスチナ全域でのユダヤ国家創設を要求しつつも、分割の是非について問われ、パレスチナの「適切な領域」においてユダヤ国家創設の検討を行う用意があると表明したこと¹⁸²。さらにワイツマンが、ユダヤ国家の国境線がユダヤ国家の経済的能力拡大の為に必要な水や電力資源の権利を与えられるように計画されるという条件を満たすならば、分割を支持してもよいと述べたこと¹⁸³。7 月 9 日、英委任統治政府のヘンリー・グルネイ (Henry Gurney) 首席書記官は、UNSCOP の多数派が分割に好意的であることは明らかうえに、ワイツマンの証言がこの傾向を強めていると植民地省に報告している¹⁸⁴。

第一章で既に述べたように、8 月 31 日、UNSCOP はジュネーヴで調査報告書を完成させた。UNSCOP は、パレスチナにおけるイギリス委任統治の終了と、パレスチナの実現可能な出来るだけ早い独立承認を満場一致で提案した。七カ国から成る多数派 (カナダ、チェコスロバキア、グアテマラ、オランダ、ペルー、スウェーデン、ウルグアイ) は、パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家の二国家に分割する案に署名し (オーストラリアは棄権)、一方で少数派案 (インド、イラン、ユーゴスラビアが支持) は、パレスチナは三年間の移行期後に独立した連邦国家となることを提案した。

パレスチナ問題を付託した後の、1947 年 2 月から 7 月までのパレスチナの治安をめぐる深刻な悪化とそこで払った犠牲は、労働党政府内に早期撤退を望む強固な統一見解を生んだ。労働党政権下で財務大臣を務めたヒュー・ダルトン (Hugh Dalton) は、8 月 11 日に以下のような言葉をもって、アトリーにパレスチナ政策の転換を説いた。

私は、イギリス軍をパレスチナから完全に撤退させなければならない時が来たと確

¹⁸⁰ Cohen, *op.cit.*, p.263.

¹⁸¹ *Ibid.*

¹⁸² United Nations Official Records of the Second Session of the General Assembly Supplement No.11, United Nations Special Committee on Report to the General Assembly, Vol.III, A/364/Add.2 PV.16 of 4 July 1947, pp.27-28.

¹⁸³ *Ibid.*, pp.19-20.

¹⁸⁴ Cohen, *op.cit.*, p.265.

信している。委任統治の現在の状態は、人的資源や給費にコストが掛かるだけでなく、戦略的視点からしても現実的な有用性が存在しないと考える。この状況は、確かな目的も無いままに最悪な経験へとイギリスの若者を危険に晒しており、とても驚くべき速さで反ユダヤ主義者を増殖させている¹⁸⁵。

1947年2月以降のイギリスの政策は、自国のみがパレスチナに関与すべきでなく、他国もパレスチナに関与できるようにすること、また、パレスチナの両コミュニティにとって容認できない政策については承認しない方針を明確にしていた。中東に駐在していたイギリスの外交官らは、分割を支持したアメリカやソ連に対する反応とは逆に、イギリスの優位な立場を次のように報告している。

イギリスがアラブ人に同情を示したと思われたことにより、中東での我が国の権威は揺らいでいない。アラブ人は、イギリスの声明は不当な解決およびその解決の責務に加担することへの否定であり、分割案への強制を拒絶したと読みとった。パレスチナ問題をめぐり、イギリスは、1939年白書の公表時以上にアラブ人と良好な関係を保っており、アラブ諸国の好意を失うことなく困難なパレスチナの状況から自国を解放する機会が現在訪れている¹⁸⁶。

イギリスの政策責任者たちは、国連総会での議論に向けて、四つの起こりうるシナリオを検討しなければならなかった。①少数派案の採用 - 独立した単一国家、②多数派案の採用 - 分割、③国際的な信託統治、④委任統治に代わる、新しく一時的な信託統治下でのイギリスへのパレスチナ返還である。

イギリス外務省の中東部局でパレスチナ政策の専門家であるハロルド・ビーリー(Harold Beeley)は、①②③の選択肢に関して投票を棄権するべきであると考えていた。彼の見解によると、多数派案への賛同は、イギリス - アラブの将来的関係を悪化させるばかりか、独立後のパレスチナに軍事的拠点を確保する可能性も消滅させ、他方で、少数派案への賛同は、シオニストにとってイギリスの裏切り行為であることを意味し、当然ながら英米関係にも困難な状況を引き起こすだろうというものであった。このジレンマから逃れるため、彼はあらゆる政治的リスクの危険性を鑑み、棄権の必要性を重視したのである。④の選択肢に関して言えば、可能性は低いとしながらもイギリスに新たな信託統治を国連が要請するならばイギリスは同意すべきであるとした¹⁸⁷。このようにイギリスは、委任統治の否定的な条件から解放されると同時に、パレスチナにおけるイギリスの戦略的利益を維持できる対応を考慮せねばならなかった。

一方でイギリス軍参謀本部(The Chiefs of Staff's)の望んだ解決法は、次のようなもの

¹⁸⁵ Cohen, *op.cit.*, p.268.

¹⁸⁶ *Ibid.*, p.278.

¹⁸⁷ *Ibid.*, p.270.

であった。(a)非常に戦略上重要である施設の継続的享受を確実とするイギリスの信託統治、(b)イギリスと同盟関係を結ぶ、単一の独立国家、(c)イギリスが少なくとも両国家の一カ国から協定の権利を確保できる分割、(d)中東でのソ連介入の脅威を封じるための、国際的な信託統治である。

しかし、イギリス外務省は、国連が国際連盟の委任統治条項と同様の条件でイギリス駐留の継続を承諾する可能性は限りなく低いと指摘した。外務省内においてビーリーの上官にあたるマイケル・ライト (Michael Wright) は、より明確な持論を唱えた。つまり、イギリス政府は、その期間に関わらず、委任統治領を保持することも、いかなる信託統治を想定することもすべきでないというものである。パレスチナでのイギリス軍駐留は、自国を再びアラブ - ユダヤ紛争に巻き込む可能性を含んでいた。ライトは、「もし予期せぬように国連が委任統治の継続を承認するとしても、撤退に関する政治的利点は、通常の信託統治下での制限された戦略的権利を維持する戦略上の利点、もしくはさらに委任統治下での我々の現在の戦略上の施設を維持する戦略上の利点にも勝るだろう」と結論付けている¹⁸⁸。

ライトは、イギリスはパレスチナ全域での信託統治の受け入れを拒否すべきであり、委任統治を終結する明確な時限を定めるべきと提案した。仮にイギリスが、一時的であれ駐留を要求されたならば、イギリスはそれが厳密に限られた期間であるということを確認すべきであり、国連がその期間にユダヤ移民の人数を決定する責任を引き受ける場合のみ、駐留すべきであると言明した。委任統治政府の主な関心は、いかに最小限の損失でイギリスがパレスチナから撤退できるかという具体的な手段の中身にあった。9月26日、植民地省長官のクリーチ・ジョーンズ (Creech Jones) は、いかなる提案であれ国連は実行可能な手段を明確にしなければならないことを国連に通告している¹⁸⁹。それが明確に担保されない以上、イギリスは国連の勧告を信頼に足るものとして不十分と見なしたのである。

パレスチナ分割案は、パレスチナ内外のユダヤ人組織やシオニスト団体の多数派によって容認されたものの、パレスチナ・アラブ人はこの計画に対して強硬に反対した。しかし、より重要な事実は、恐らくこの状況下で最も関心のあるイギリスが、この提案の投票を棄権したことであった¹⁹⁰。イギリスにとって、国連へのパレスチナ問題付託から分割決議案の棄権に至るプロセスは、イギリス - アラブ関係の影響悪化を最小限に留めたいという願望のみならず、委任統治の負担から逃れたいという願望をも明らかに示すものであった¹⁹¹。棄権というイギリスの決断は、1947年の分割案を圧倒的に拒絶したアラブ諸国との関係悪化を避けるためという、自国の利害に動機づけられていた¹⁹²。また、当時のイギリスは、国内問題に関心を奪われ、もはや委任統治領を支配する力も意思も持ち合わせておらず、イギリスの国内事情や財政についても、よりよい将来を期待する望みすらなくなる状態に

¹⁸⁸ *Ibid.*, pp.271-272.

¹⁸⁹ *Ibid.*, pp.276-277.

¹⁹⁰ Yusuf, *op.cit.*, p.39.

¹⁹¹ Jones, Martin. *Failure in Palestine: British and United States Policy after the Second World War*, Mansell Publishing Limited, New York, 1986, p.249.

¹⁹² Ma'oz, Moshe. The UN Partition Resolution of 1947: Why Was it Not Implemented ?, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.9, No.4, 2002, p.18.

まで悪化していたのである¹⁹³。戦前にイギリスが計画したピール案（1937年）であれ、国連分割案（1947年）であれ、両案が実現可能な解決策として提案された割には、イギリス国内に多くの反対意見が存在したのは事実であり、アラブ、ユダヤ両民族からの同意も得られていなかった。戦後におけるパレスチナの無秩序と不法移民は、イギリスのパレスチナ政策の失敗を実証するのに十分であった。しかし皮肉な形であるとはいえ、パレスチナ住民の意向を無視するような解決案の勧告は中東の安定化に寄与しないと考えていたイギリスの見込みの正しさは、その後の歴史において証明されることになるのである。

（2）パレスチナ問題に直面したフランスの葛藤

1947年にフランスは、パレスチナ問題という複雑で困難な政治的、経済的、社会的問題に直面することとなる。パレスチナでのユダヤ人の民族的祖国に関するフランスの立場は、アラブ世界とパレスチナの聖地におけるフランスの利害に大きく関わっていた。少なくとも1946年までパレスチナ問題とユダヤ問題は、フランスの国家的議題において最大の優先事項ではなかった。実際、イギリスが国連にパレスチナ問題を委ねた1947年2月の時点で、フランスはこの議題に関して一貫した政策を有していなかったのである¹⁹⁴。

1947年3月5日に国連フランス代表団のアレクサンドル・パロディ（Alexandre Parodi）は、アラブ、ユダヤ両民族にとって容認しうる解決策の立案を国連総会場で提議している。翌月の4月18日、フランス外務省はパレスチナ問題について相反する二つの見解を表明した。一方は、アラブ世界との関係を害さないために穏健な姿勢を維持し、あらゆる計画の構想を慎もうとする願望であり、他方は、中東に利害を有する列強国のひとつに相応したフランスの役割を果たそうという願望である¹⁹⁵。パレスチナにユダヤ国家とアラブ国家の二国家を創設することを提案した国連パレスチナ特別委員会（UNSCOP）による報告を受けても、フランスは分割案に反対すべきか棄権すべきか、もしくは賛成すべきかについて判断を決めかねていた。

9月9日にフランスは、穏健な姿勢を原則的に維持することを決め、アメリカとイギリスが自国の見解を明らかにするまで、フランスはその立場を公表しないことにした。同時に、ユダヤ人とアラブ人にとって受諾しうる満足な解決策が練られるべきであり、分割案は、多数派であるアラブ人に強制されるべきでないことを提案した¹⁹⁶。翌月の10月15日に、フランス外相のジョルジュ・ビドー（Georges Bidault）は、国連による強制的な解決は無効とされるべきであり、両民族が同意しない以上、フランス代表団は採決の延期に向けて努力すべきであることを国連のフランス代表団に指示した¹⁹⁷。

¹⁹³ *Ibid.*, p.343.

¹⁹⁴ Hershco, Tsilla. France and the Partition Plan: 1947-1948, *Israel Affairs*, vol.14, no.3, July, 2008, p.486.

¹⁹⁵ *Ibid.*

¹⁹⁶ *Ibid.*, p.487.

¹⁹⁷ *Ibid.*

国連での審議期間、アラブ諸国は、フランスに圧力を掛けるための激しい政治運動を行っていた。4月25日に駐仏エジプト大使であるサルワト・ベイ (Sarwat Bey) は、イギリス委任統治の即座の終結、独立したアラブ国家の創設、そしてユダヤ移民の停止に関するアラブ人の要求に対して好意的な立場を採るようフランスに依頼した¹⁹⁸。さらに9月16日、ベイとフランス外務省の事務局長であるジャン・ショベル (Jean Chauvel) は会合を設け、中東情勢をめぐるフランスとエジプトとの両国関係について議論した。この会合でショベルは、フランスはパレスチナ問題に深く関与するつもりのないことをベイに伝えながらも、フランスはユダヤ人とアラブ人の両者にとって容認できない解決策を承諾しないように思慮深く行動することを約束した¹⁹⁹。

フランスに対する圧力は、フランスの支配地域からも生じた。11月28日、国連のフランス代表団は、北アフリカ解放委員会 (Committee for the Liberation of North Africa) の秘書官が、フランスは投票時にモロッコ、チュニジア、アルジェリアの意思の代弁者として行動するように要求してきたとして、緊急の電報をパリに送っている²⁰⁰。加えて、アラブ諸国のフランスの代理人たちは、フランスが分割案を支持した場合、フランスは甚大な損失を被るであろうことを再三通告した²⁰¹。駐エジプトのフランス大使であるギルバート・アルホンガス (Gilbert Arvongas) は、フランスが分割案に賛成票を投じれば、二国間の経済関係を損ない、北アフリカでのフランス支配に関するエジプトの反発は増大して戦争や流血を引き起こすことになるだろうと指摘している²⁰²。中東地域におけるフランスの政治的不安は、ダマスカスのフランス大使であるジャン・シャルル・セレス (Jean Charles Serres) や、エルサレムのフランス総領事であるレーネ・ノイビル (Rene Neuville) からも伝えられた²⁰³。

一方で、駐米フランス大使のアンリ・ボネ (Henri Bonnet) は、フランスに分割案支持を確約させるための大きな圧力を受けていた。ボネは、アメリカの世論だけでなく、トルーマン政権内の至る所でのユダヤ・ロビーの影響力²⁰⁴を強調し、フランスが分割案に反対票を投じれば、フランスとアメリカの関係に亀裂が入ることを通告した²⁰⁵。ボネは、トルーマンによる分割案支持の重要性を説明し、「フランスの棄権は、様々なアメリカの政治団体の反感を買うことになり、フランス再建にとって不可欠なアメリカの援助の喪失を意味する」と述べながら²⁰⁶、国連創設国の一員として、また安全保障理事会の常任理事国のメンバーとして、フランスは多数派案を支持する重要な一国となるべきであり、それによっ

¹⁹⁸ *Ibid.*, p.488.

¹⁹⁹ *Ibid.*

²⁰⁰ *Ibid.*

²⁰¹ *Ibid.*

²⁰² *Ibid.*

²⁰³ Pryce-Jones, David. *Betrayal: France, the Arabs and the Jews*, Encounter Books, New York, 2006, pp.75-86.

²⁰⁴ Ganin, Zvi. *Truman, American Jewry and Israel, 1945-1948*, Holmes and Meier Pub, New York, 1979, pp.99-109.

²⁰⁵ Hershco, *op.cit.*, p.490.

²⁰⁶ *Ibid.*

て国連の威信を強化できるとの自らの見解を示した²⁰⁷。

対照的に、ワシントンに滞在していたフランス外務省のスタニスラス・オストロング (Stanislas Ostrorog) は、ユダヤ・ロビーの圧力に屈したことに憤り、国連総会での投票において棄権することを提案した²⁰⁸。オストロングの提案は、彼の上官にあたるボネの見解と矛盾しており、このことはフランス外務省内の重大な混乱を指し示すことになった。

フランス国内に目を向けると、道徳的、人道的見地から、社会主義者の閣僚、多くの下院議員や、報道機関などは、分割案に対する同国の支持を推奨した²⁰⁹。彼らは、ナチスの迫害を生き抜いたユダヤ難民の苦難に大いに影響を受けており²¹⁰、特に1947年7月に発生したエクソダス (*Exodus*) 号事件は、パレスチナへの不法移民行動に関して同情的なフランスの世論を形成する象徴的な出来事であった²¹¹。

ダニエル・マイエル (Daniel Mayer)、ジュール・モック (Jules Mock)、レオン・ブルム (Leon Blum) のような著名なフランス人政治家ばかりだけでなく、シオニストの使節であるモーリス・フィッシャー (Maurice Fischer) とエミール・ナジャール (Emile Nadjar) は、フランスの分割案支持を確実とするための行動に着手していた。シオニストは、フランスはヨーロッパ、カトリック、ムスリム諸国に大きな影響力を有しており、彼らの多くがフランスの分割案支持について、総会で必要な3分の2の過半数を確実とするのに必要不可欠と見なしていた²¹²。

フランス国内のシオニスト運動の支持者たちは、政治的な議論はもちろん、道徳的かつ人道的議論を喚起した。彼らは、米ソの二大国が多数派案を支持していることを強調し、またフランスが多数派案否決の原因とならないように警告しつつ、ユダヤ人の苦難を指摘した²¹³。フランス外務省が、これらの議論を慎重に扱い、フランスの国際的なイメージを損なう可能性について懸念していたということは、注目すべきことであろう。最終的に、彼らは、分割案否決によってアラブの政治的勝利がアラブ連盟を強化することになり、それによって北アフリカでのフランス支配に危険性の及ぶことを不安視したのである。

国連総会での投票の直前まで、フランス外務省は、分割案について判断を決めかねていた。外相とその部下たちが結束して明白な姿勢を示せなかったことは、シオニスト運動の支持者によって遂行された組織的活動を助けることになった。この歴史的な時期に、シオニスト運動の支持者たちは、フランスの分割案支持を得ることに成功したのである。分割案に賛成票を投じるというフランスの決断は、現実的政策と人道的配慮の結合の結果として生じたといえるかもしれない。しかし、ホロコーストに起因するユダヤ人に向けられた人道的配慮さえも、実はフランスが世界における自国の政治的立場を重視した結果であり、

²⁰⁷ *Ibid.*

²⁰⁸ *Ibid.*

²⁰⁹ *Ibid.*, p.491.

²¹⁰ *Ibid.*

²¹¹ Halamish, Aviva. *The Exodus Affair; Holocaust Survivors and the Struggle for Palestine*, Syracuse University Press, New York, 1998, pp.103-111.

²¹² Hershco, *op.cit.*, p.491.

²¹³ *Ibid.*

国連でのフランスの影響力保持を見据えながら現実的政策を考慮するように促されたものであった。分割案をめぐる議論は、中東での影響力を促進する機会をフランスに与えた。しかし、米ソの顔色を見ながらも、北アフリカの権力者としての立場を維持しようという矛盾した野心は、フランスをその不明瞭で不安定な中東政策へと導いた。フランスは、イギリスのパレスチナ撤退後に生まれた政治的空白を埋める歴史的機会を逃し、やがてアルジェリア独立戦争という新たな中東・アフリカ問題と向き合うことになるのである。

(3) ソ連の分割案支持に潜むイギリスの「存在」

イスラエルとソ連の関係には、そのユダヤ国家創設以前から大きな疑問点が存在した。なぜユダヤ人に非友好的であると見られたソ連が、その対応を変化させ、ユダヤ国家の創設を支持したのかということである²¹⁴。1947年4月のイギリス政府による国連総会特別会期を招集する要請から、1947年11月29日の国連総会における分割決議案可決までのパレスチナ問題をめぐる審議の期間、パレスチナの将来に対するソ連の態度には明確な積極的姿勢を見て取れる。分割決議案可決にとって、アメリカの支持という決断が大きな要因であったことに間違いのないものの、3分の2以上の賛成票を得る上で、国連におけるソ連の影響力を無視することはできない。1947年5月の討議で印象的となった最も重要な出来事は、ソ連代表アンドレイ・グロムイコ (Andrei Gromyko) による演説であろう。特別総会最終日の前日にあたる5月14日、グロムイコは、シオニストの願望であるユダヤ国家創設はパレスチナ問題と密接に関係しているものの、アラブ人とユダヤ人の両者がパレスチナに歴史的なルーツを有しており、両者はパレスチナで重要な位置を占めていると述べた。どちらか一方の住民の合法的権利を無視することが正当化されるような解決策は存在しないとし、グロムイコは、「両民族にとって平等な権利を有する単一国家、もしくは二民族国家が、最も称賛に値する対応であるが、もしそのような解決が彼らの関係の性質上において実現不可能であるならば、分割という代替案は考慮されるべきである」と結論付けたのである²¹⁵。

それまでソ連はシオニズムをユダヤ・ブルジョアジーによるアラブ労働者階級搾取の運動であり、帝国主義的支配の目的に仕えるものとして非難しており、さらにパレスチナ分割を英国統治の永続化を図る策謀であるとして、中東の各国共産党に分割反対を呼び掛けていたのである。このような経緯もありイギリス外務省は、ソ連を分割反対派と見なしていた。グロムイコの発言は、アメリカにとっても衝撃であり、ソ連がユダヤ国家誕生の功績を独占してシオニストに多大な影響力を持ち続けることになれば、これまで西側諸国の影響下にあった中東地域に大きな変革をもたらしかねず、ソ連がユダヤ国家を中東進出の橋頭保に利用しかねないという懸念をアメリカに生じさせることになった。

²¹⁴ Dagan, Avigdor. *Moscow and Jerusalem: Twenty Years of Relations Between Israel and the Soviet Union*, Abelard-Schuman, London, New York and Toronto, 1970, p.19.

²¹⁵ Cohen, *op.cit.*, p.261.

グロムイコの演説が衝撃的に受け止められたことも事実であるが、実はその予兆とも見て取れる動きが第二次世界大戦中に存在した。1941年にソ連がドイツとの戦争に巻き込まれると、翌42年にソ連政府はユダヤ人の協力を得るため「ユダヤ人反ファシスト委員会」を設立した。これに呼応するかのようには、パレスチナのユダヤ人共同体であるイシューヴ（Yishuv）は食料、衣類、薬品などをソ連に移送するなど、ソ連とパレスチナ・ユダヤ人との友好関係の基礎が築かれることとなった。ただ、1947年春まで、ソ連はユダヤ国家創設というシオニズムの願望に一定の理解を示しながらも、パレスチナ問題の解決はアラブ人の要望に沿う形で進められるべきという二股外交を展開していた。そのバランスが次第に崩れ始めたきっかけこそ、イギリスの委任統治放棄という決断であった。

ワシントンのソ連大使館の一等書記官であるミハイル・ヴァビロフ（Mikhail Vavilov）は、ユダヤ機関のエリアフ・エプスタイン（Eliahu Epstein）に対し、グロムイコの演説は、パレスチナの現状を鑑みて、ソ連政府内で検討された分析の結果として表明されたものであると語っている²¹⁶。ヴァビロフは、パレスチナはヨーロッパ・ユダヤ難民のための唯一の解決策であり、ソ連政府はユダヤ人の願望とユダヤ国家建国の必要性を理解しており、ユダヤ人がそのことを達成すると信じていることを伝えた²¹⁷。しかしながらヴァビロフは、ソ連政府が分割もしくは二民族国家についての望ましい解決案について未だ結論を下したわけでないことも併せて伝えていた。ソ連政府は、パレスチナに直接的な権益を保持せず、またイシューヴの社会、経済構造は基本的に資本主義的であり、集産主義におけるイシューヴの社会的経験はマルクス主義と何ら関係性を有していないと考えていたものの、ユダヤ人はアラブ諸国内で将来起こりうる反ソ的な陰謀を妨害する、平和的、民主的、進歩的な社会を構築するという見解がソ連政府内に存在していたのである²¹⁸。

一方で、ソ連はアラブ諸国の利害にも注意を払っていた。中東問題に関するソ連の不安は、UNSCOPの最終的な見解のみならず、1936年のイギリス-エジプト協定の改正およびエジプト領内のイギリス軍撤退を求めた安全保障理事会でのエジプトの請願についての不透明な結末であった。このエジプトの問題についてソ連は、明確な立場を有していた。1946年12月上旬に、エジプトが安全保障理事会の場で1936年協定破棄を要求する提案を行うと、モスクワを訪問していたエジプト首相は、ソ連がエジプト寄りの方針を取ることに期待していることを報道向けの会見で表明した²¹⁹。ソ連のメディアは、首相の発言を引用しながら、エジプト人は混乱と失敗を重ねる自国の酷い政治に失望しており、スエズ運河の保護権はエジプトに付与されるべきと伝えた²²⁰。イギリス軍撤退を求めるソ連の支持が、エジプトにとって拠り所であることは非常に明白であった。

エジプトからのイギリス軍撤退という願望は、ソ連にとってエジプトを支援するのに十

²¹⁶ Ro'i, Yaacov. *Soviet Decision Making in Practice – The USSR and Israel 1947-1948*, Transaction Books, (New Brunswick and London) 1980, p.77.

²¹⁷ *Ibid.*

²¹⁸ *Ibid.*

²¹⁹ *Ibid.*, p.78.

²²⁰ *Ibid.*

分すぎるほどの理由であった。8月20日、グルムイコは安全保障理事会で、「ソ連は、他国やその住民と同様の統治権を有する独立した存在に向けたエジプトの国家的願望に理解を示し共感する」²²¹と述べ、イギリス軍撤退というエジプトの要求を支持した。同提案は最終的に否決されたものの、この議論を通じたグルムイコの演説は、エジプト国内およびアラブ世界で高評価を得た。しかし、ソ連のこの行動の要因は、もちろん親アラブと呼べるものではなく、中東地域からイギリスを排除するという政治的な思惑とエジプトの願望が合致したものに過ぎなかった。

10月13日に国連の場で演説したソ連のセミョン・ツアラプキン (Semen Tsarapkin) は、パレスチナ問題に関する自国の立場を以下のように述べて、ユダヤ難民救済とユダヤ国家創設の必要性を説いた。

パレスチナ問題の本質は、パレスチナに居住している数十万人のユダヤ人とアラブ人の自決権についてである。我々は、ユダヤ人の苦難や窮地を考慮しなければならず、自らの権利や存在を守るためにヒトラーやその仲間と抵抗した彼らを救えなかったと自覚すべきである。ユダヤ人はユダヤ国家創設を切望したが、その権利を不当にも否定されてきた。ユダヤ問題は緊急的事案であり、現代の暗部に深く刻まれたことで避けられない問題となった。ユダヤ人を含め、あらゆる人々は、自らの運命は特定の国家の慈悲や善意に頼るべきでないということを要求する完全な権利を有している。国連加盟国は、独立と民族自決に対する権利を全人民に保証することを求めた国連憲章の原則を守りながらユダヤ人を救うことが出来よう。パレスチナ問題は、歴史的、法的な構造を取り除き、明白な政治的視点を取り入れることで解決できよう²²²。

先のエジプトの提案を支持したのと同様、ソ連にとって、分割案支持はイギリスをパレスチナから排除することを可能にするものであり、地中海におけるソ連の勢力浸透の絶好の機会と捉えたと考えられている²²³。アラブ世界は西側諸国に対する闘争において友好国としての様々な有益性を供給するという助言が存在したにもかかわらず、スターリンは、ユダヤ人を支持することで得られるものはアラブ人を支持することよりも勝るといふ決断を下した²²⁴。ソ連の分割案支持の第一の目的はパレスチナにおけるイギリス委任統治の終結とパレスチナからのイギリス軍撤退であり、第二の目的はパレスチナ問題解決というアラブ、ユダヤの両民族を巻き込んだ中東地域における新体制の形成を試みようとした国連の場で、ひとつの強国としての政治的立場を強化することにあつた²²⁵。

²²¹ *Ibid.*, p.79.

²²² Ad hoc Committee on the Palestine Question Summary Records of Meeting 25 September – 25 November 1947, pp.69-76.

²²³ Dagan, Avigdor. *Moscow and Jerusalem: Twenty Years of Relations between Israel and the Soviet Union*, Abelard-Schuman, London, New York, Toronto, 1970, pp.21-22.

²²⁴ Krammer, Arnold. Soviet Motives in the Partition of Palestine, 1947-1948, *Journal of Palestine Studies*, vol.2, no.2, 1973, pp.118-119.

²²⁵ Ro'i, *op.cit.*, pp.96-97.

パレスチナでユダヤ人によって要求された解決法がソ連の国家的戦略と合致したという事実は、ソ連が分割は実現可能な計画であるということを明確にした途端、ソ連をより分割案支持へと導いた。米ソ間の対立を明言していたソ連がアメリカとの協調について容認したことは、この理由を物語っており、この協調が無ければ分割案支持という国連決議は実現しなかったであろう。言い換えれば、分割はパレスチナにおけるイギリス支配とその軍事的影響力を終結させるために必要不可欠であり、その結果、ソ連は軍事力を背景にした外交において、それはイギリス撤退後の中東地域における新たな勢力獲得を見込んでの決断であったと考えられるのである。ソ連による分割案支持という戦略は、中東でのイギリスの政治的および軍事的影響力低下を狙ったばかりでなく、西側の英米という両大国の間に楔を打ち込むことでもあった²²⁶。その意味において、ソ連の分割案支持は、単なるユダヤ難民への人道的配慮ということ以上に、政治的野心と外的要因に裏打ちされた行動であり、冷戦という新たな時代の幕開けのなかで自国の影響力向上に資すると見なした結果であったと言えよう。

(4) トルーマンの内政上の思惑と国務省との軋轢

第二次世界大戦の参戦によって、それまでの伝統的な孤立主義を放棄したアメリカは、中東地域に対しても政治的介入を図ることになる。世界のシオニストに向けられたバルフォア宣言は、パレスチナに存在する非ユダヤ人コミュニティの市民的・宗教的権利を害する恐れのあることは何もしなされないという文言を含んでおり、第二次世界大戦の終結までに、アラブ人の指導者たちは、断固として一様にユダヤ移民の増加とユダヤ国家の可能性に反対した。1945年2月に開催されたフランクリン・ルーズベルト (Franklin Roosevelt) 米大統領との会談において、サウジアラビアのイブン・サウド (Abd al-Aziz ibn Saud) 国王は、ヨーロッパのユダヤ人の苦難はアラブ諸国ではなくドイツの責任であり、そのためアラブ人がユダヤ人のために対価を払うと期待するべきでないことを主張していた²²⁷。

ルーズベルトの死後、トルーマンがアメリカ合衆国の大統領に就任すると、彼はアメリカ・シオニストの政治的影響力を重視する側近と、アメリカの国益を重視する国務省との間で板挟みとなる。国務長官エドワード・ステティニアス (Edward Stettinius) は、国務省の立場を説明するかのようトルーマンに向けてひとつの覚書を残している。

アメリカ政府とその国民は、迫害されたユダヤ人に同情心を抱いている。しかしながらパレスチナ問題は、非常に複雑であり、そのためアメリカとしての明確な立場を示す前に大統領がパレスチナ問題について完全かつ詳細な情報を欲していると私は考えている。パレスチナの情勢は絶え間ない緊張状態にあり、中東に我らが有している

²²⁶ Krammer, Arnold. *The Forgotten Friendship: Israel and Soviet Bloc 1947-53*, University of Illinois Press, Urbana, Chicago and London, 1974, p.51.

²²⁷ Lippman, Thomas. The View From 1947: the CIA and the Partition of Palestine, *The Middle East Journal*, vol.61, no.1, Winter 2007, p.18.

権益はアメリカにとって非常に重要である。我々は、パレスチナ問題を大変注意深く対処すべき問題のひとつと考えている²²⁸。

トルーマンの政治的助言者は、シオニストとの関係を重要視し、彼らの影響力を高く評価していた。1940年代までに、多くの国内のアメリカ政治組織はいくつかのシオニスト団体と親密な関係を築いていた。トルーマンの助言者たちは、次期大統領選でのユダヤ票の重要性を強調するかのような情報を伝えていたのである。助言者たちは、多くのユダヤ系アメリカ人はパレスチナにユダヤ国家が創設されることを望んでおり、彼らを支持することは大統領選での勝利に不可欠であることをトルーマンに説き伏せていた。この実例のひとつこそ、1946年10月4日に出された「ヨム・キプール声明 (Yom Kippur Statement)」であった(ユダヤ暦で聖なる贖罪の日のヨム・キプールから命名)。声明の中でトルーマンは、移民の数と経済政策を自己の意思で決定しうるユダヤ国家の創設を求めたユダヤ機関の提案を支持し、ユダヤ難民のパレスチナ入国をイギリスに要請した²²⁹。こうしてトルーマンは、パレスチナに実現可能なユダヤ国家創設について自らの支援を公に宣言したのである。トルーマンは事前にアラブ諸国に相談しなかっただけでなく、イギリス政府にも相談せず、国務省の専門家の警告にも耳を貸さなかった。以後、パレスチナの複雑な問題に取り組むトルーマンの方策は、1948年の大統領選に勝利したいという彼自身の政治的願望に強く影響されてゆくこととなる。

トルーマンの主要な助言者のひとり、弁護士として活動していたクラーク・クリフォード (Clark Clifford) であった。クリフォードを含め、トルーマンの政治的アドバイザーたちは、シオニストを支援していた。1948年の大統領選挙に勝利するため、彼らは、数多くのユダヤ系有権者を味方につけ、ニューヨークや他の州選挙で勝利せねばならないことをトルーマンに語った²³⁰。そのことは、中東でのアメリカの権益や外交官の安全等よりも優先され、クリフォードはユダヤ人による資金提供だけでなく、アメリカの500万人のユダヤ票の重要性を力説したのであった。

トルーマンに影響を与えたもうひとりの側近は、デーヴィッド・ナイルズ (David Niles) であった。ナイルズは、ホワイトハウスの側近グループ内でイデオロギー的にシオニストの活動に関与しており、トルーマンによって留任を求められたふたりのルーズベルトの側近のうちのひとりであった。ボストン生まれでポーランド出身のユダヤ移民の子孫であるナイルズは、アメリカのマイノリティ問題に関してトルーマンの特別補佐官を務め、特にラビのスティープン・ワイズ (Stephen Wise) を代表として、アメリカのシオニスト指導者の多くと親交を持っていた。

一方で、国務省に属する外交政策や安全保障のアドバイザーは、パレスチナ分割とユダヤ国家創設に反対した。彼らは、そのような結果はアラブ人を疎外することになり、中東

²²⁸ Davidson, Lawrence. Truman the Politician and the Establishment of Israel, *Journal of Palestine Studies*, vol.39, no.4, Summer 2010, p.28.

²²⁹ Ganin, *op.cit.*, pp.110-112.

²³⁰ Davidson, *op.cit.*, p.35.

でのアメリカの戦略と経済的利益を危険に晒し、ソ連によるアラブ世界への政治的浸透のための扉を開けることになり、さらにはサウジアラビアでのアメリカの石油資源の損失に繋がる可能性がある」と主張した。国務省の近東・アフリカ部局の局長であるロイ・ヘンダーソン (Loy Henderson) は、当時の国務長官代理のディーン・アチソン (Dean Acheson) に向けた覚書のなかで、「もしアメリカ政府が、人道主義やその他の意見に基づき、現在のパレスチナに大量のユダヤ移民を押し付け続けるべきとすれば、アメリカの信頼や高まるアメリカの威信に関して尊敬を構築してきた近年の近東で行われた多くの業務は、無駄になるだろう」²³¹と記して、国務省の懸念を裏付ける意見を述べている。

パレスチナ問題に関する国務省の重要なアクターは、既述のヘンダーソン、国務長官ジョージ・マーシャル (George Marshall)、そしてマーシャルの補佐役であるロバート・ロベッツ (Robert Lovett) であった。第二次世界大戦中、パレスチナ問題に関して国務省の立場を最も頻繁に表明したのがヘンダーソンであった。パレスチナ政策は、アラブ世界に現存するアメリカの国家的利益だけで左右されるべきでなく、アメリカの民主主義的伝統とも調和すべき問題であると、ヘンダーソンは強調した。

我々が熟慮した見解によると、パレスチナにおけるユダヤ国家創設支持を打ち出す政策についてのアメリカ政府の積極的支援は、常にアメリカがアラブ特有の政治形態に敬意を払っている現地住民の大多数の願望を尊重してきた政策に反することになるだろう。現在のアメリカは、他の国家が持ち得ないほどに中近東に於いて権威を有している。我々はそのような権威を失うことになり、その権威喪失は何年にも渡り我々自身が述べてきた高潔な道義に対する裏切りと見なされることだろう²³²。

もちろんヘンダーソンは、外交政策の観点から指摘したものであったが、既に米国議会と同様にホワイトハウスにとっても、パレスチナはもはや単に外交政策の問題ではなくなっていたのである。1945年7月24日、トルーマンはパレスチナに関するアメリカの政治的展望を「アメリカはパレスチナ問題に多大な関心を抱いている。ユダヤ移民の極端な制限は、アメリカ人の感情的な反発を引き起こし続けている」とチャーチルに説明している²³³。この大衆的関心は、上院・下院両議会がバルフォア宣言支持を決議した1922年以降に醸成されたものであった。パレスチナ問題に関するトルーマンの政治的決断は、シオニストに影響を受けた国内政治の思惑に基づいていた。トルーマンは自身の回想で「パレスチナに祖国の再興という機会をユダヤ人に約束したバルフォア宣言は、特に民族自決という点で、ウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) の高潔な政策と密接に関連していると考えられる」と述べていた²³⁴。

²³¹ U.S. State Department, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers, 1945. The Near East and Africa*, vol.8 (Washington: Government Printing Office, 1945), p.751.

²³² *Ibid.*, p.728.

²³³ Davidson, *op.cit.*, p.34.

²³⁴ Truman, Harry. *Memoirs of Harry S. Truman, 1946-52: Years of Trial and Hope Vol. II*, Ds Capo

それでも国務省は、実現不可能かつアメリカの国益に反するとして、分割に強く反対した。国務省は、ユダヤ人の将来について苦心するよりも、アメリカが分割案支持を公言した場合のアラブ側の反応について気にかけていた²³⁵。中東情勢を熟知している国務省は、トルーマンの独走を憂慮し、ユダヤ難民のパレスチナ入国はアラブ諸国を刺激し、アメリカの国益を損ないかねず、慎重を期すべきであるとホワイトハウスに警告した²³⁶。1947年8月29日の閣僚会議の場でロベッツは、分割案優勢の兆候を示しつつある国連総会の傾向はアメリカにとって危険を孕むことになるかもしれないということを述べている²³⁷。同様に、ヘンダーソンは、分割は戦争の原因となり、アメリカが分割を支持した場合、“長期間に及ぶアラブの敵意”を招くと述べた²³⁸。しかしながらトルーマンは、来るべき1948年の大統領選立候補を重視し、大統領選をシオニストの政策と自身の政策を同調させる政治的な手段と見なし、そのため分割案支持へと気持ちを固めつつあった。

1947年10月11日、ついにトルーマンは国連のアメリカ代表団に、11月後半に予定されている国連総会決議で分割案に賛成票を投じるように指示した。クリフォードは、分割案への支持は「ユダヤ人とリベラル層の政治的支持を勝ち得る」ことになり「失速した人気」を回復できるだろうとトルーマンに語っていた²³⁹。トルーマンは、パレスチナをヨーロッパで生き残ったユダヤ難民問題の唯一の解決策と見なし、シオニストの目標に関する政治的支援について、政治的に有益もしくは宗教的に好印象をもたらす効果のみならず、人道主義的な政策の効果をも創出すると確信していた。

ユダヤ人被害者の命運は、私個人にとって重大な関心事であった。ユダヤ人の苦難は西洋文明に向けられた課題であり、大統領として私は、ユダヤ問題について何をすべきか理解している。解決法のひとつは、民族的なユダヤ国家を提案することである²⁴⁰。

ここでの「ひとつ」という用語の使用は、幾分不正直なものであった。トルーマンは、ユダヤ国家創設以外の代替案を真剣に考慮したことなどなく、当初からパレスチナ問題について何よりもユダヤ難民の苦難を優先させる決断を行ってきた²⁴¹。トルーマンはパレスチナを、「その土地はユダヤ難民生存者の多くの人にとって唯一の希望の象徴である」と述べている²⁴²。この主張は、第二次世界大戦を通じてユダヤ難民を含めてナチスの被害者の多くがアメリカに入国することを禁じられていたアメリカの移民法の問題点を巧みに回避

Press, New York, 1956, pp.133-134.

²³⁵ *Ibid*, p.140.

²³⁶ Lenczowski, *op.cit.*, p.25.

²³⁷ Khalidi, Walid. ed., *Palestine Perspectives of a U.S. Cabinet Member, 1947-The Forrestal Diaries, From Haven to Conquest: Readings in Zionism and the Palestine Problem Until 1948*, The Institute for Palestine Studies, Washington, 1987, p.625.

²³⁸ Davidson, *op.cit.*, p.33.

²³⁹ *Ibid*.

²⁴⁰ *Ibid*, p.38.

²⁴¹ Christison, *op.cit.*, p.63.

²⁴² Davidson, *op.cit.*, p.38.

したものであった。シオニストが望み、かつトルーマン自らの影響力を誇示できるユダヤ国家は、人道主義の意思表示にとって絶好の機会となった。加えてトルーマンは、パレスチナ問題の解決をバルフォア宣言で付与された「重要な約束」と結び付け、彼の信念は、「この約束は守られるべきであり、あらゆる約束は責任を課せられるものであり、文明国の政府が果たすべきものである」というものであった。人道主義は、トルーマンと彼の側近にとって不可欠な国内政治の手段のための都合のよい口実を供給したのである。トルーマンは、パレスチナ分割の目的を端的に以下のように述べている。

私の目的は、バルフォア宣言の特権を取り戻し、ナチズムの一部の被害者を救出することである。私は、パレスチナでのユダヤ国家創設に向けて、ある特定の手法、もしくはある特定のスケジュールについて同意したわけではない。アメリカの政策は、平和的な手段でユダヤ国家創設を実現させ、ヨーロッパのユダヤ難民にとって容易な形でユダヤ国家への入国を果たさせるための計画を描くことだ²⁴³。

同時にトルーマンは、執拗に分割に反対していた国務省を介すことなく、アメリカ代表団の本部と直接に意思の疎通を図れる方法を探っていた。ナイルズの勧めで、9月10日にトルーマンはニューヨークとホワイトハウスの間の連絡官としての役目を勤める側近として、ジョン・ヒルドゥリング（John Hilldring）という人物を国連代表団の一員に任命した。ヒルドゥリングは、ヘンダーソンとベイルートおよびバグダッドの元大使でもあるジョージ・ワズワース（George Wadsworth）の影響を阻む役割を期待されていた。この瞬間から、トルーマンにとって独自に自らの意向をアメリカ代表団に直接指示できる環境が整えられたのである。

アラブ諸国も圧力を掛けていた。その対象は、国務省であった。10月3日にイラクとサウジアラビアの国連代表団は、ソ連が彼らに持ち掛けた「提案」を国務省の連絡官であるサミュエル・コッパー（Samuel Kopper）に伝えていた。アラブ側によると、ソ連はウクライナの安全保障理事会入りをアラブ諸国が支持するならば、その見返りとしてパレスチナ問題に関してアラブ側に立つと申し出たというのである。アラブ側は、長期間にわたってソ連よりもアメリカおよびイギリスと利害関係を有していることを認めつつも、アメリカがアラブの立場を考慮しないならば、「アラブ側はソ連側の提案に乗らざるを得ないと感じている」と忠告した²⁴⁴。

ヘンダーソンは、パレスチナ問題担当としてマーシャルに任命された国務次官のロベッツに上述のコッパーの件を伝えた。ヘンダーソンは、国務省が「単なる恐喝」としてアラブ側の警告を退けるのではなく、アラブ側がソ連陣営に組み込まれることを防ぐことに国家的関心を寄せるべきと主張した。10月13日に表明されたソ連の分割案支持は、5月のグルムイコの声明と同様の驚きを引き起こし、駐モスクワのアメリカ大使は、以下のように

²⁴³ Truman, *op.cit.*, p.157.

²⁴⁴ Cohen, *op.cit.*, p.282.

ソ連の行動を説明した。

アラブ地域は、アメリカとイギリスの強い利権に支えられたギリシア、トルコ、イランに駐屯する強固なアメリカ軍に守られ、政治的取引に限られる封建的な反共産主義的支配層に牛耳られているために、ソ連進出の可能性は低いであろう。一方でユダヤ人は、クレムリンにとってパレスチナを最終的に共産主義陣営に組み込むための有益な役割を提供すると考えられている²⁴⁵。

トルーマンが、9月中に米国議会の議員から受け取った分割案支持を催促する手紙は45通にも上ると見られている²⁴⁶。国連でのアメリカの分割案承認後、ユダヤ機関のワシントン事務所に所属していた広報活動の専門家であるレオ・サック (Leo Sack) は、「我々は価値ある勝利を手中にしたが、決して我々はシオニストの目標を叶えようとしたアメリカ政府の献身的な活動によって分割案承認を勝ち得たと考えるべきでない。我々は、アメリカのユダヤ人指導者によって実行された政治的業務という純然たる圧力によって分割案支持を勝ち得たのである」として、アメリカ・シオニスト緊急評議会のメンバーに語った²⁴⁷。

11月26日、アドホック委員会での採決を欠席していたフィリピン国連代表団は、国連憲章の基本的原則に反するとして、パレスチナを分割するいかなる提案にも賛同しないことを国連総会の場で語った。フィリピンの声明から考え、26日までに分割を誘引するアメリカの圧力がなかったことは確かと思われる。実際、国務省の資料は、11月24日にロベッツに宛てられた、「多数派案可決に向けて、他国に対するいかなる脅迫や不適切な圧力の行使を望まない」としたトルーマンの指示を記録している²⁴⁸。しかし、あらゆることが採決前の48時間で決定的に変化した。

イギリス代表団は、「間違いなくアメリカ代表団が、分割案支持に向けて他国の代表団に圧力を掛け、可能な限り議論に時間を掛けずに早急に採決に持ち込もうとしている」という報告を自国に伝えている²⁴⁹。さらに、当時ユダヤ機関のニューヨーク事務所に駐在していた後のイスラエル国連大使でもあるマイケル・コメイ (Michael Comay) は、自身の友人に充てた手紙のなかに、「トルーマン大統領は番狂わせを起こし、分割案を可決に導く取り組みに個人的な影響力を利用した。その取り組みは金曜日と土曜日の僅か48時間であり、我々はアメリカの支持を十分に得ることが出来た」という言葉を残している²⁵⁰。また、アメリカ下院議員のエマニュエル・セラー (Emmanuel Celler) は、「国連パレスチナ分割決議案可決に関する大統領の効果的な働きに感謝申し上げます」と記した手紙をトルーマ

²⁴⁵ *Ibid.*, p.283.

²⁴⁶ *Ibid.*, p.282.

²⁴⁷ *Ibid.*, pp.282-283.

²⁴⁸ U.S. State Department, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers, 1945. The Near East and Africa*, vol.8 (Washington: Government Printing Office, 1945), pp.1283-1284.

²⁴⁹ Cohen, *op.cit.*, p.296.

²⁵⁰ *Ibid.*, pp.295-296.

ンに送っている²⁵¹。アメリカによる集票工作の対象はフィリピン、リベリア、ハイティといった小国のみならず、フランスのような大国をも標的に定めるものであり、その巧妙な圧力は政治的かつ経済的な分野にまで及んでいた²⁵²。

こうして、1947年11月29日の土曜日の午後、国連総会は歴史的な採決を行うために召集され、その結果はラジオ放送で世界中に伝えられた。分割案は過半数の33票を得たことで可決され、反対は13票、棄権は10票、欠席は1票であった²⁵³。11月25日のアドホック委員会で棄権・欠席した17カ国のうち、9カ国（アルゼンチン、中華民国、コロンビア、エルサルバドル、エチオピア、ホンジュラス、メキシコ、イギリス、ユーゴスラビア）はその態度を変えなかったものの、トルーマンとシオニストの思惑通り、棄権していた国のうち7カ国（ベルギー、フランス、ハイティ、リベリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド）は、分割案賛成へと意見を変えることとなった。フィリピンを含めた8カ国の賛成は、国連分割案可決に必要な票数確保にとって重要な意味を持ったのである。

国連総会閉会中にアメリカ代表団によって雇われたロビー活動家たちは、国務省の最も恐れたことを正確に成し遂げた。つまり、今や国連分割案はアメリカの主導する計画として多くの国家に見られていたのである²⁵⁴。1945年のフランクリン・ルーズベルトの死後、ハリー・トルーマンが大統領に就任したことによって、またその3年後にアメリカがイスラエルを承認したことによって、イスラエルという存在自体は、どれほど国務省が反対しても、イギリスが懸念を示しても、アラブ軍がそれを妨害しようとしても、不可避なものとなった²⁵⁵。アメリカは、パレスチナでのユダヤ国家創設に関する国際的な支持と正当性を与えるために可決されるこの分割案を強力に後押しした。パレスチナ人の運命は、当時のアメリカの関心事ではなかった²⁵⁶。こうして、イギリスが委任統治の責務から解放される喜びを噛みしめる一方で、アメリカは、今や非常に危険な段階に進んだパレスチナの騒乱に直接的かつ深く関与することになったのである。トルーマンのパレスチナ政策に関するアラブ側の批判的な態度と、1948年の第一次中東戦争の勃発にもかかわらず、トルーマン大統領時代は中東地域でアメリカの国益を深刻に損なうような重大な危機に至ることは

²⁵¹ *Ibid*, p.296.

²⁵² *Ibid*, pp.297-298.

²⁵³ 国連総会で示された各国の最終判断は、以下の通りである。

賛成：アメリカ合衆国、ソヴィエト連邦、ウルグアイ、ベネズエラ、オーストラリア、ベルギー、ポリビア、ベラルーシ、カナダ、コスタリカ、チェコスロバキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、グアテマラ、ハイティ、アイスランド、リベリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ブラジル、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、ウクライナ、南アフリカ連邦（以上33の国と地域）。

反対：サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン、アフガニスタン、キューバ、エジプト、ギリシア、インド、イラン、イラク、レバノン、パキスタン（以上13カ国）。

棄権：アルゼンチン、チリ、中華民国、コロンビア、エルサルバドル、エチオピア、ホンジュラス、メキシコ、イギリス、ユーゴスラビア（以上10カ国）。

欠席：シヤム（タイ）。

²⁵⁴ *Ibid*, p.300.

²⁵⁵ Christison, *op.cit.*, p.62.

²⁵⁶ Salem, Walid. Legitimization or Implementation: The Paradox of the 1947 UN Partition Plan, *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics and Culture*, Vol.9, No.4, 2002, p.11.

なかった。そして、そのような深刻な危機は、重要な進展がアメリカ - イスラエル関係で見られたのと同様に、アメリカ - アラブ関係でも見られた後の時代に発生することとなるのである²⁵⁷。

おわりに

本稿では、UNSCOP の発足からアドホック委員会に至る過程での議論の内容を中心に、国連でのパレスチナ問題解決に向けた取り組みを検証し、分割案可決を導いた国際政治的要因について明らかにすることを試みた。そうして、1947年当時のパレスチナをめぐる国際情勢に関する研究の知見を踏まえながら、国連という枠組みで実施されたパレスチナの分割計画を主要な論点に沿って考察を加えてきた。これによって導き出された諸点を整理して、本稿のまとめとしたい。

まず、ユダヤ人とアラブ人の双方が、UNSCOP との関係を巡って異なる対応をしていた事実に注目した。一方でシオニストは外交戦術に長け、UNSCOP に対して協力的な姿勢を打ち出しつつ自らの主張を訴えた。その主張は、ユダヤ人の歴史、文化、宗教とパレスチナとの関係、ユダヤ難民救済の緊急性、そして、ユダヤ国家創設こそパレスチナ問題の解決にとって好ましいという政治方針に則っていた。シオニストは、ホロコーストで苦しんでいたユダヤ難民さえもユダヤ国家創設の根拠として利用していた。他方、アラブ人は UNSCOP の活動を妨害するためにボイコットを実行し、脅迫まで用いて分割案を阻止しようとした。戦争に発展することを恐れた UNSCOP が、親シオニスト的な分割案を支持しないだろうと予想したのかもしれない。しかし、そうだとすればアラブ人はこの点に関して大いに予測を誤っていたと考えられる。強硬姿勢で対応したアラブ側のメッセージは、真剣に受け止められなかったのである。実際、UNSCOP のメンバーは、アラブ人は現実を理解することができず、自らの立場のみを追求する頑な存在という印象を受けていた。イスラエル建国に反対したアラブ側が、その際の発言通りに第一次中東戦争を引き起こしたことは皮肉である。

UNSCOP は、パレスチナ問題解決を図るためにアラブ側とユダヤ側の両者から積極的な聞き取りを試み、限られた時間内で一応の解決策を提示した。もちろん、その内容に多くの欠陥や不備が見られたことも確かである。分割案はシオニストのみに了承され、連邦案に至っては両陣営から拒絶されることになった。本稿でも示したように、UNSCOP の全メンバーが設立当初からシオニスト寄りの解決策を志向していたことは確認できず、アラブ側にも問題解決のための協力を要請していた。パレスチナ・アラブ側の非協力的な姿勢の根底には、委任統治に伴う国際連盟時代からの不信感が蓄積していたことも事実であろう。それでも、パレスチナ・アラブ側が拒絶主義に走ることで、自らの見解を述べる機会を自ら逸したことは不幸なことであった。両者によるこの一連の対応の差異が、UNSCOP のメ

²⁵⁷ Lenczowski, *op.cit.*, p.30.

ンバーたちの心情に何らかの影響を及ぼしたことは否めないであろう。UNSCOP の報告書を見る限り、このような状況はシオニストにとって好都合に作用したと考えられる。

国連決議は「分割」という表現を用いているものの、アラブ側からすれば、これは領土の割譲に等しいものであったといえよう。一般的に領土の割譲は、敗戦国がその代償として戦勝国の要求により差し出すものである。ところがアラブ側は、二度の大戦の戦勝国の側に属していたわけでもあり、ユダヤ側に領土を割譲するいわれはないと考えるのも至極当然なことであつたらう。それでも本研究において導き出された結論から、分割案が国連という場で承認された理由は、以下の点に要約できる。

第一に、第二次世界大戦中のユダヤ人に対するナチスの熾烈な迫害、つまりホロコーストの全貌が判明するにつれて、世界中にユダヤ人に対する同情心が沸き上がったことである。このことは、ラカーが述べているように、ユダヤ人国家の誕生が、シオニストの夢の成就である一方、ヨーロッパ・ユダヤの破滅を必要としたということでもあり、歴史の大いなる逆説である²⁵⁸。分割決議案支持、つまりユダヤ国家創設への支持は、ユダヤ人の悲劇を未然に防げなかった諸国家が負っている贖罪の気持ちを表していたといえよう。ナチズムの犠牲者や難民キャンプで衰弱している生存者への同情は、戦後の政治家の精神において無形の役割といえども、間違いなく波及していた。ホロコーストの惨状に由来したこの同情心は、UNSCOP やアドホック委員会で分割案を支持した多数派のなかでも十分に認められるところであつた。

第二に、アラブ側が一貫して国連の活動に敵対的だったのに対し、シオニストが戦前のピール調査団を始めとして、戦後の英米合同調査団や UNSCOP に協力的姿勢を崩さず、ユダヤ人の悲劇を国際社会に強調し続けてきたことである。アラブ側の非協力的な態度は、シオニストに対して相対的に好印象をもたらし、分割案可決を後押しする結果となった。特にアメリカの新聞、雑誌、ラジオ等のマスコミに影響力を有するユダヤ財閥の支援を受けたシオニストは、ユダヤ人の苦難を世論に向けて巧みに訴えることができた。この意味において、分割案阻止を掲げたアラブ側の方策は、シオニストと比べて稚拙であつた言わざるを得ず、たとえその主張に客観的な公平さを有していたとしても、国連加盟国の過半数を納得させるだけの政治的影響力を得られなかったのである。

第三に、米ソの二大国が分割案賛成に回ったことである。ここには、それぞれの事情があつた。トルーマンと彼の側近らが、次期大統領選を見据えてユダヤ系アメリカ人の支持獲得を目論み、ユダヤ国家建国支持へと次第に傾いていったことである。とりわけトルーマンは、パレスチナがユダヤ人の祖国として神から運命づけられていると考えていた。トルーマンが 1948 年の大統領選に勝利するためアメリカ在住のユダヤ人の支持を必要とし、そのユダヤ人の大多数がシオニストであつたことは、トルーマンの政治的野望と宗教的信念とに適度に合致していたのである。ソ連にとって中東地域からイギリスを排除することは、ソ連の国益に適うことであつた。第二次世界大戦後における列強諸国の力関係におい

²⁵⁸ ラカー、前掲書、796 頁。

て、急速に影響力を伸ばしたアメリカであったが、中東地域においてイギリスの影響力は依然として無視できないものであった。まさに分割案こそがパレスチナからイギリスの影響力を排除する近道だったのである。この分割案をめぐる、米ソの見解の一致は、ユダヤ側に大きく有利に作用した。米ソの分割案支持という決断がなかったなら、ユダヤ国家が実現したかは非常に疑わしい。北アフリカに多くの利権を有し、植民地での政治的対立を避けたかったフランスですら、分割案支持に傾いた国内世論と米ソの動向を無視することは困難になっていたのである。

以上の通り、分割案の可決は列強における様々な政治的思惑が複合的に関係していたことによる、単なる人道主義という範疇を超えたユダヤ側に有利な所与の環境がもたらしたものであるといえよう。長い間、政治的に周縁的な存在であり続けてきたアラブ人は、今や分割案を妨害する「迷惑」な存在として映っていた²⁵⁹。この状況において、アラブ人は自らを「犠牲者」と見なしていたものの、アラブ側の要求が「すべてか無か」という性質であったため、彼らの非妥協的かつ硬直的な態度は、自滅的な行為であったと考えられる²⁶⁰。

パレスチナ分割に伴うユダヤ国家の創設は、その人道主義的な側面が強調されながら支持を拡大していった。一方で、アラブ側の単一国家案は政治的な影響力を持ちえなかった。アラブ側は、分割案の内容について「公正さ」に欠くものであると判断し、ユダヤ国家を優遇しているかのような印象さえ抱いた。つまり、国連は、アラブ側が極めて承諾する可能性の低い勧告案を、パレスチナ問題の解決策として提示したのである。それでも、ユダヤ難民救済が緊急性を帯びた時代背景の下で、国連がユダヤ国家創設を支持したことは、ホロコーストという悲劇的な事実を目の前にした国際社会による安易ではあるが唯一の「償い」の証しであったのではないだろうか。相対的にアラブ側の意見が軽視されたわけであるが、パレスチナ分割とユダヤ国家創設は、シオニストにとって、このような「特異」な時代背景に裏打ちされた極めて好都合な「機会」であったと考えられる。

パレスチナ・アラブ側からすれば、ユダヤ国家創設が意味したものは、列強によって引き起こされた戦争の負の遺産であるユダヤ難民を救出するために生来の土地を失うことであった。人道主義という観点からユダヤ難民救済を訴えることで分割案を正当化した国家が、難民キャンプで困窮していたユダヤ難民を自ら受け入れると名乗り出た話を聞かないことは、何ら「不思議」なことではなかったのである。分割案支持派にとってパレスチナは、自らの国家の利益を損なうことなくユダヤ難民救済を実行できる極めて「便利」な場所であったし、シオニストもそのことを十分に理解しながらユダヤ国家創設の必要性を説いていたのである。シオニストが望んだものはあくまでユダヤ人がマジョリティとなる「ユダヤ人国家」であり、パレスチナ・アラブの分割案拒絶と戦争の勃発は、結果として、領土拡大とパレスチナ人追放のための大義名分をシオニストに与えることになった。ベングリオンによると、分割案可決の本質的な意義は、ユダヤ人国家を創設するというユダヤ人の権利に関する外交的勝利と国際的な正当性に加えて、アラブ側と戦争を進める上での対

²⁵⁹ Christison, *op.cit.*, p.77.

²⁶⁰ *Ibid.*

外的弁明とユダヤ国家の宣言にあった²⁶¹。

パレスチナの分割とユダヤ国家の創設は、パレスチナ・アラブ人、多くのアラブ人やムスリムの生存と未来に脅威を生み出した。提案されたユダヤ国家は地中海から紅海まで広がっており、それは領土の継続性を無視しながらアジアのアラブ人やムスリムをアフリカのアラブ人やムスリムから分断しようとすることを意味した²⁶²。当然、このことは、これまで歴史的に育まれてきたあらゆる種類の協力、調和、統合を妨げることになり、二つの地域間の経済発展にとって支障となった²⁶³。

分割案可決はアラブ・ユダヤ両民族の緊張を過度に高めるよう作用し、1947年末から本格的な戦闘が両民族間で開始された。本稿の冒頭でも述べたように、1947年12月から第一次中東戦争が休戦した1949年7月までの間に、約72万人のパレスチナ難民が発生したとされている。避難したパレスチナ人の多くは永久的にパレスチナを離れるつもりなどなく、彼らは混乱の収束を待って帰還する心算であった。ところがイスラエルは、彼らの帰還²⁶⁴を阻止するためにパレスチナ人の村の破壊とユダヤ人入植地の建設を進め、次第に難民の帰還の可能性は閉ざされてゆくことになる。後に行われた、国連やアメリカを調停役とする難民帰還交渉は、すべて失敗に帰した。破壊されたパレスチナ人の村は400カ所以上に及び、この数字はイギリス委任統治時代のパレスチナ人の村の約半数に相当した²⁶⁵。パレスチナ・アラブの生活の痕跡を抹消することに努めたイスラエルは1950年に「不在者財産の取得に関する法律」²⁶⁶を制定し、パレスチナ住民が残した多くの土地や建物を「合法的」に接収して国の管理下に置いた。イスラエルは分割案で指定された自国の領域を大

²⁶¹ Nasrallah, *op.cit.*, p.61.

²⁶² Yusuf, *op.cit.*, pp.44-45.

²⁶³ *Ibid.*

²⁶⁴ パレスチナ難民の帰還権は、パレスチナ/イスラエル双方にとって困難かつ複雑な政治的・人道的課題であり、その歴史に伴う複雑な感情を孕んでいることも影響して、効果的な解決を阻んできた。これまでパレスチナは、国連決議194に基づく帰還権の正当性を強調してきた。パレスチナ難民にとって、帰還権は正当に付与された「自然権」であると考えているため、庇護国に「同化」することは帰還権そのものの放棄に繋がりがかねない。パレスチナ解放機構 (Palestine Liberation Organization; PLO) も「同化」による解決策には否定的であった。なぜなら、パレスチナ人としての民族的アイデンティティを維持することそれ自体が極めて重要な政治的課題であり、「同化」は自らのアイデンティティの喪失に繋がるからである。パレスチナ難民問題の特徴は、難民問題の解決方法のひとつである庇護国への「同化」という選択肢が否定的に捉えられている点にある。清水学「中東における難民化 - パレスチナ難民の場合」『難民 - 移動を強いられた人々』栗野鳳編、(アジア経済研究所、1992年)、103-129頁。

²⁶⁵ パレスチナ人の村の破壊の全容は、次の文献で詳細に描かれている。Khalidi, Walid. *All That Remains: The Palestinian Villages Occupied and Depopulated by Israel in 1948* (Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992).

²⁶⁶ ここでの「不在者財産」の定義とは、1948年11月29日から国家によって非常事態の取り消しが公表された日までの期間に、イスラエル領土内の自身の正規の居住場所を離れたことがある人物の財産を指したものであり、または1948年9月1日までにイスラエルの領域内外でイスラエル国家創設に反抗した敵対的人物、もしくはイスラエル建国後にイスラエルと交戦した軍隊に占領された地域に滞在したことのあるパレスチナ人の財産を指したものである。さらに上記期間中に、戦争の混乱を避けることを目的とした近隣アラブ諸国への渡航、イスラエルによる追放、自発的避難の如何を問わず、一度でも自身の住まいを離れた者は「不在者」であり、彼らの財産は「不在者財産」と見なされた。他にも未耕作地を接収できる「未耕作地開拓のための緊急令」(1948年)、国防やユダヤ移民のために必要な土地を接収できる「緊急時における土地徴発法」(1949年)などが制定され、パレスチナ人の資産や土地は強制的に没収された。Jiryis, Sabri, *The Arabs in Israel 1948-1966*, Translated by Meric Dobson, The Institute for Palestine Studies, Beirut, 1969). サブリ・ジェリス著、若一光司・奈良本英佑訳、『イスラエルのなかのアラブ人-祖国を奪われた人々』(サイマル出版会、1975年)、101-138頁。

大きく拡張（パレスチナ全域の約 77%）することに成功し、ヨルダン川西岸とガザ地区はそれぞれトランス・ヨルダンとエジプトの支配下に置かれた。その結果、軍事休戦ラインである「グリーンライン（休戦協定で記された地図の境界線が緑色であったことに由来）」がイスラエルの事実上の国境線と見なされるようになったのである。この意味において、分割案支持派とシオニストの利害が完全に一致したことは、アラブ側にとって「不運」ではすまされない悲劇的な事態を生み出したのである。パレスチナ人にとって分割は、彼らの祖先の土地に関する領土的一体への基本的な生得権の否定を意味した。分割案を承諾するように迫られたパレスチナ人は、自国の国土分割を承諾しなかったためにイスラエルから「侵略者」という烙印を押されてきた。両民族の基本的な関係を示すこの反転は、多くの影響を及ぼした。この反転は、シオニストの軍事組織が実行したパレスチナ人の村の破壊を覆い隠す役目を果たし、現在までのイスラエルの行動の弁明を保護する格好の「傘」となってきた²⁶⁷。そして、この悲劇的な歴史の大きな節目を辿るならば、この国連による分割案可決という事実到我々は行き着くことになるのである。

²⁶⁷ Khalidi (1997), *op.cit.*, pp.16-17.